

府中町ごみ処理基本計画

～ごみのスリム化へ みんなで取り組む

循環型のまち あきふちゅう～



2016 ～ 2025 府中町

府中町ごみ処理基本計画 目次

第1編

計画の基本的事項

1.1	計画改定の趣旨	1
1.2	計画の位置付け	2
1.3	計画対象廃棄物	3
1.4	計画目標年度	4

第2編

地域の概況

2.1	自然条件	5
2.2	社会条件	7

第3編

ごみ処理の現状及び課題

3.1	ごみ処理の現状	10
3.2	ごみ排出量の予測（現状推移）	38
3.3	ごみ処理に係る評価	45
3.4	ごみ処理に係る課題	51

第4編

ごみ処理基本計画

4.1	基本理念	54
4.2	基本方針	56
4.3	数値目標	57
4.4	施策の体系	63
4.5	排出抑制の推進（基本方針①）	66
4.6	資源化の推進（基本方針②）	72
4.7	適正な処理・処分の推進（基本方針③）	79
4.8	協働型環境づくりの推進（基本方針④）	86
4.9	計画のスケジュール	88
4.10	計画の進捗管理	90

第5編

参考資料

5.1	府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	93
5.2	府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱	97
5.3	ごみ処理行政等の動向	102
5.4	ごみ排出量の予測結果	105
5.5	ごみ組成調査結果	128

5.6	町内会アンケート調査結果……………	132
5.7	事業者アンケート調査結果……………	143
5.8	用語説明……………	159



計画の基本的事項

- 1.1 計画改定の趣旨
- 1.2 計画の位置付け
- 1.3 計画対象廃棄物
- 1.4 計画目標年度

1.1 計画改定の趣旨

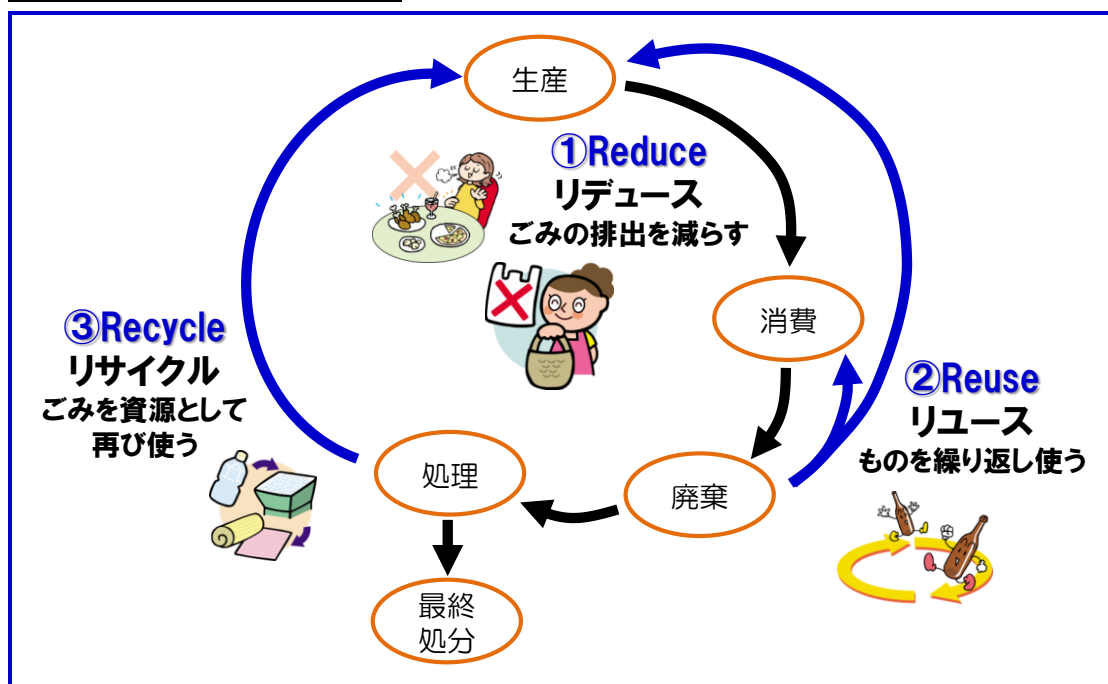
これまで続いてきた大量生産・大量消費・大量廃棄という社会構造は、国民の生活スタイルの多様化や利便性の向上など、一定の効果をもたらしました。しかし、一方では廃棄物の排出量の増加が環境への負荷を増大させる結果となり、このような環境負荷からの脱却に向けた循環型社会への転換が求められています。

廃棄物に関しては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、「廃棄物処理法」という。)をはじめとする各種廃棄物関係法令が整備され、ごみのリデュース(排出抑制)、リユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進が求められています。

当町では、「廃棄物処理法」第6条第1項に基づき、「府中町ごみ処理基本計画」が定められ、ごみの減量化・資源化・適正処理処分が進められています。「府中町ごみ処理基本計画」が平成21(2009)年に改定されて以降、東日本大震災以降の災害対策への意識の高まりなどの社会・経済情勢や「循環型社会形成推進基本計画」の改定(平成25(2013)年)などの廃棄物処理を取り巻く現状が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、町内の一般廃棄物(ごみ)処理について、循環型社会の形成に貢献できる取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、「府中町ごみ処理基本計画」(以下、「本計画」という。)を改定します。

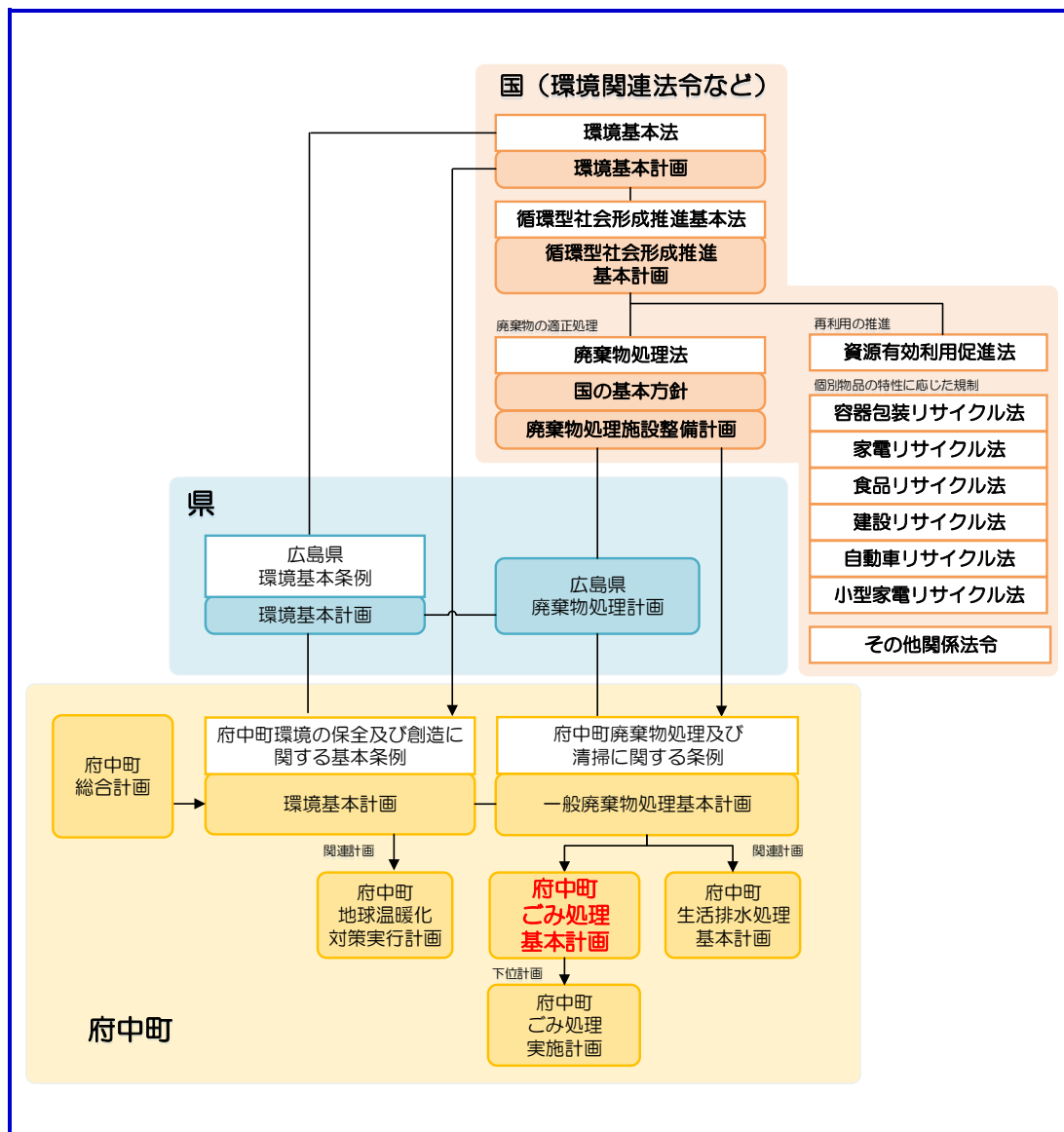
図表 1-1 循環型社会のイメージ



1.2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物処理法」第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物（ごみ）処理基本計画であり、国の法律・計画及び広島県の「廃棄物処理計画」、当町での「総合計画」、「環境基本計画」などの関連計画との整合が図られたものとしします。

図表 1-2 本計画と関連計画などとの関係



1.3 計画対象廃棄物

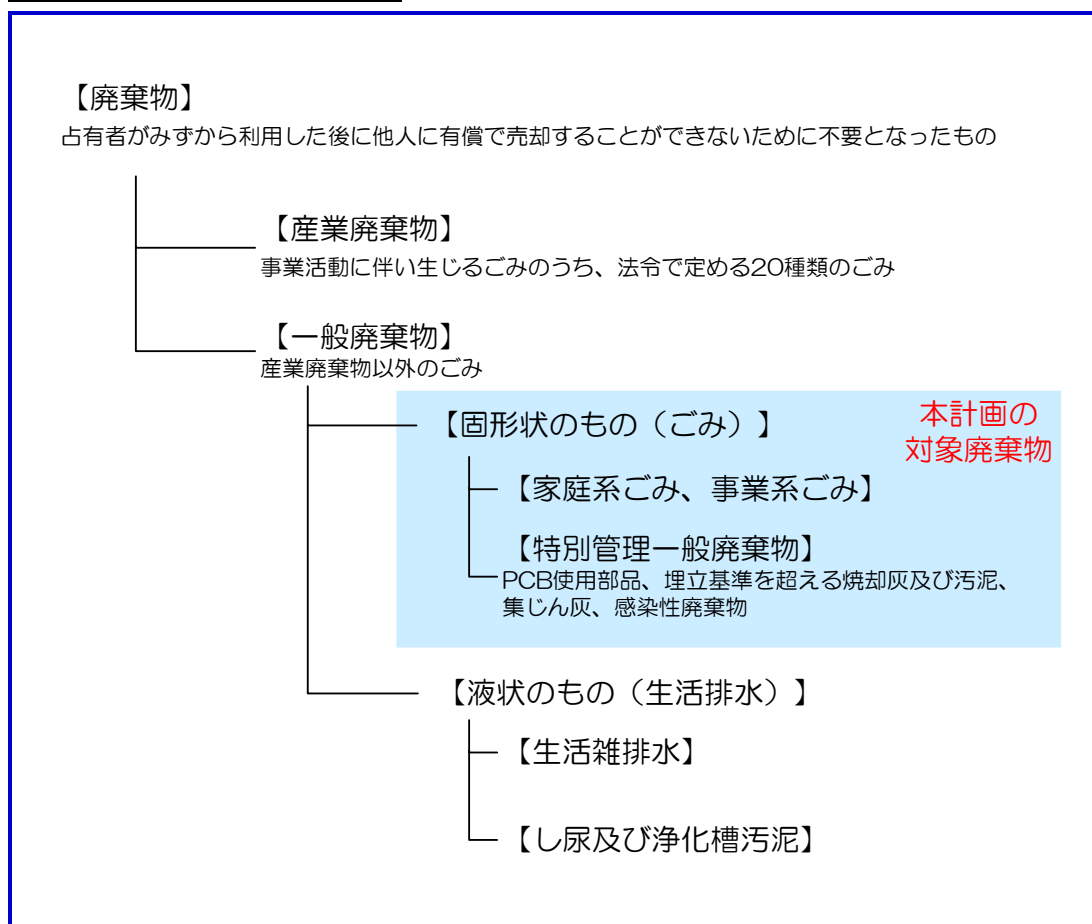
一般廃棄物処理基本計画では、当該区域内で発生する一般廃棄物を対象とします。

一般廃棄物は、産業廃棄物以外のごみを示し、大きく固形状のもの（ごみ）と液状のもの（生活排水）に分けられます。

本計画では、固形状のもの（ごみ）として、家庭から排出されるごみ（家庭系ごみ※）、事業所から排出されるごみ（事業系ごみ※）、特別管理一般廃棄物を対象としています。特別管理一般廃棄物は、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有するものとして政令で定められている廃棄物を示します。

液状のもの（生活排水）については別途、「生活排水処理基本計画」を策定し、基本的な処理方針を定めています。

図表 1-3 計画対象廃棄物の範囲



※ 家庭系ごみ：当町における家庭系ごみは、普通ごみ、有価物（新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、衣類）、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、大型ごみ、有害ごみ、家電4品目の9区分12品目を示す。

※ 事業系ごみ：当町における事業系ごみは、普通ごみ、大型ごみを示す。その他のごみについては、事業者の責任で適切に処理・処分するものとしている。

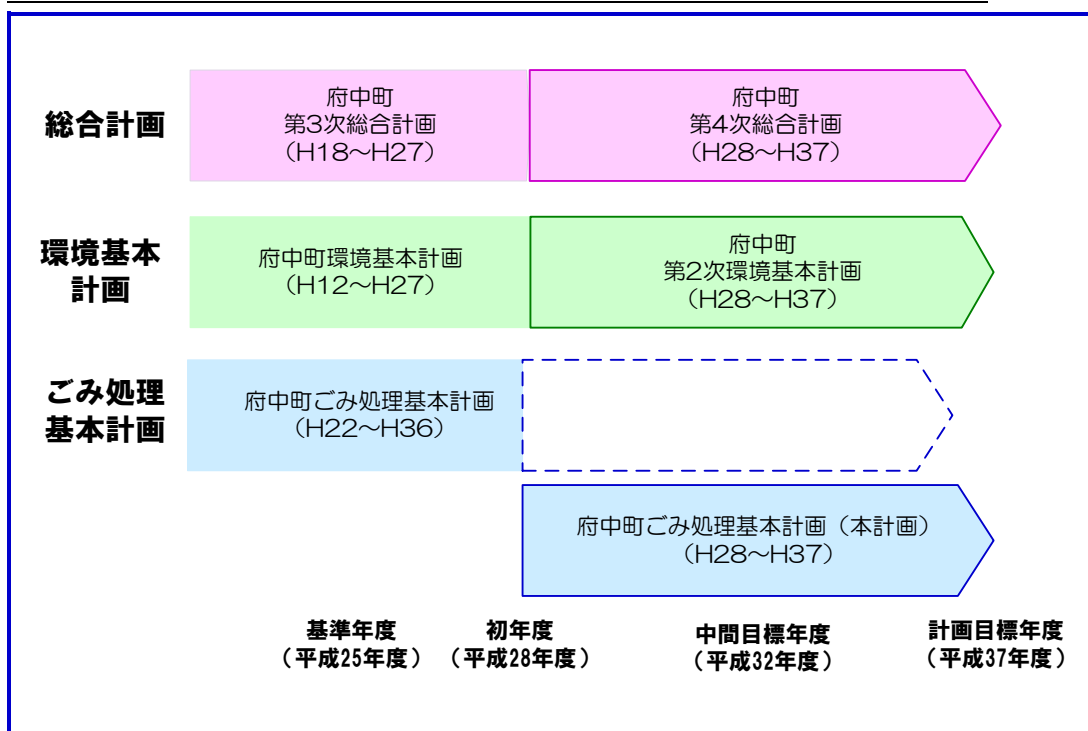
1.4 計画目標年度

本計画における計画期間は、当町の「総合計画」、「環境基本計画」との整合を図るため10年間とし、中間目標年度を5年後の平成32（2020）年度、計画目標年度を10年後の平成37（2025）年度とします。

なお、本計画では、ごみ排出抑制などの数値目標を定めることから、平成25（2013）年度を数値目標の設定を行う上での基準年度とします。

中間目標年度：平成32（2020）年度（平成28（2016）年度から5年後）
計画目標年度：平成37（2025）年度（平成28（2016）年度から10年後）

図表 1-4 当町の「総合計画」、「環境基本計画」と本計画の計画目標年度の関係





地域の概況

2.1 自然条件

2.2 社会条件

2.1 自然条件

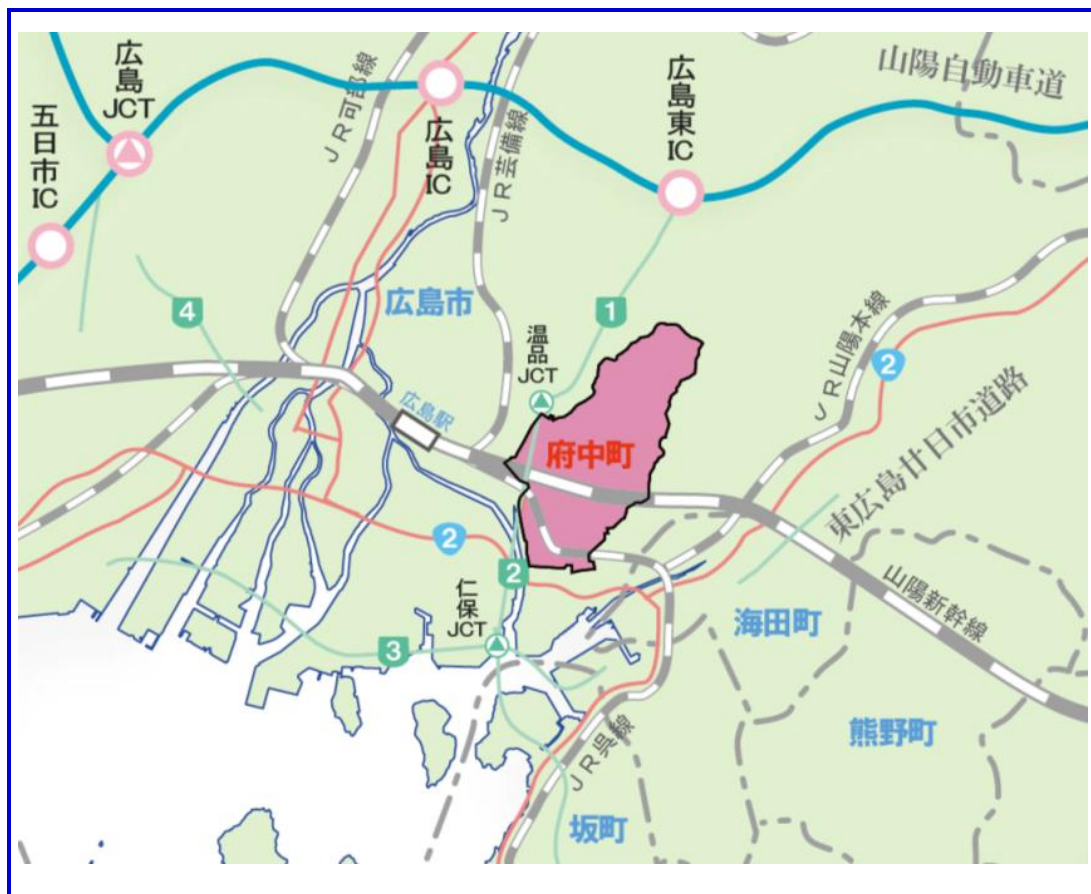
位置及び地勢

当町は、広島市の市街地の東郊に位置し、周囲を広島市東区、南区、安芸区の広島市域に囲まれています。町域は東西 4.18 キロメートル、南北 5.20 キロメートルで、面積は 10.41 平方キロメートルです。

町西側には、温品ジャンクションを起点とする自動車専用道路の広島高速 2 号線（府中仁保道路）があり、町内には矢賀出入口および府中出入口（インターチェンジ）が設置されています。また、まちに近接する国道としては、国道 2 号線があります。

そのほかには、JR 山陽新幹線の高架が町域を 2 分するように東西に走っており、町南側を走る JR 山陽本線では、町域内の JR 駅である向洋駅が設置されています。

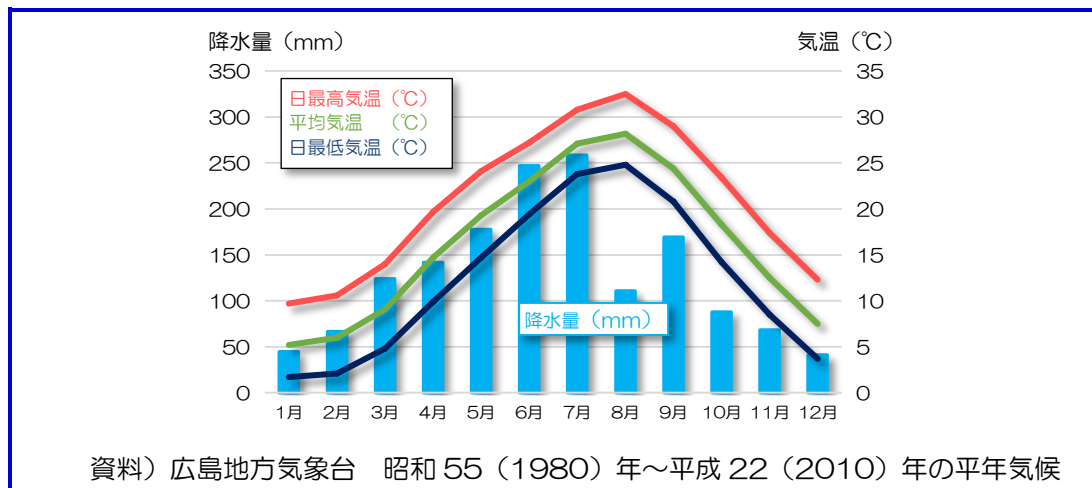
図表 2-1 府中町の位置



気象

当町の気候は、瀬戸内海に面した地域の特徴である温暖で比較的降水量の少ない気候です。
年平均気温は 16.3 ℃、降水量は 1,537.6mm です。

図表 2-2（1）府中町の気候



図表 2-2（2）府中町の気候

	気温[°C]			年間日照時間 [時間]	年間降水量 [mm]
	年平均	日最高	日最低		
全国平均	15.3	30.8	0.7	1898.7	1610.7
府中町	16.3	32.5	1.7	2042.4	1537.6

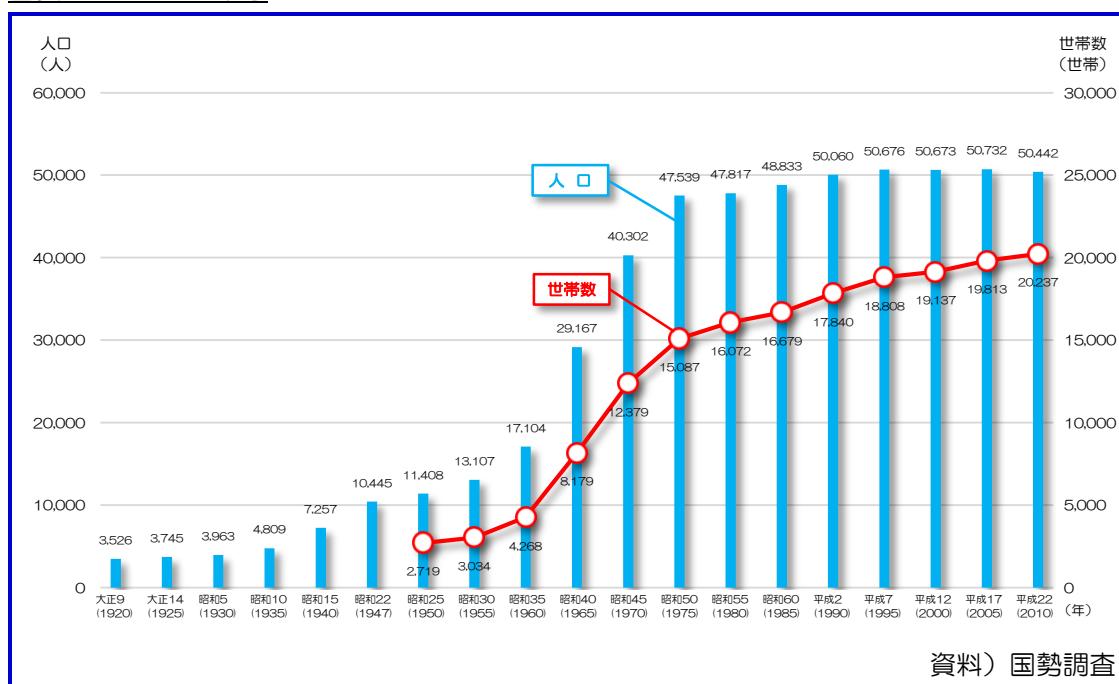
2.2 社会条件

人口動態・分布状況

当町は、広島市のベッドタウンとして住宅地の開発が進み、昭和 30 年代後半からの約 15 年間で急激な人口増加を経験しました。その後も緩やかに人口増加が続き、平成 2（1990）年の国勢調査では人口 5 万人を超え、現在まで 5 万人以上で推移しています。

平成 16（2004）年 3 月に麒麟ビール(株)広島工場跡地に大規模複合商業施設ダイヤモンドシティ・ソレイユ（現イオンモール広島府中）が開業し、広島都市圏東部の商業系の拠点としての役割が新たに加わり、商・工・住の 3 つが揃うまちとなっています。

図表 2-3 人口の動き



産業の動向

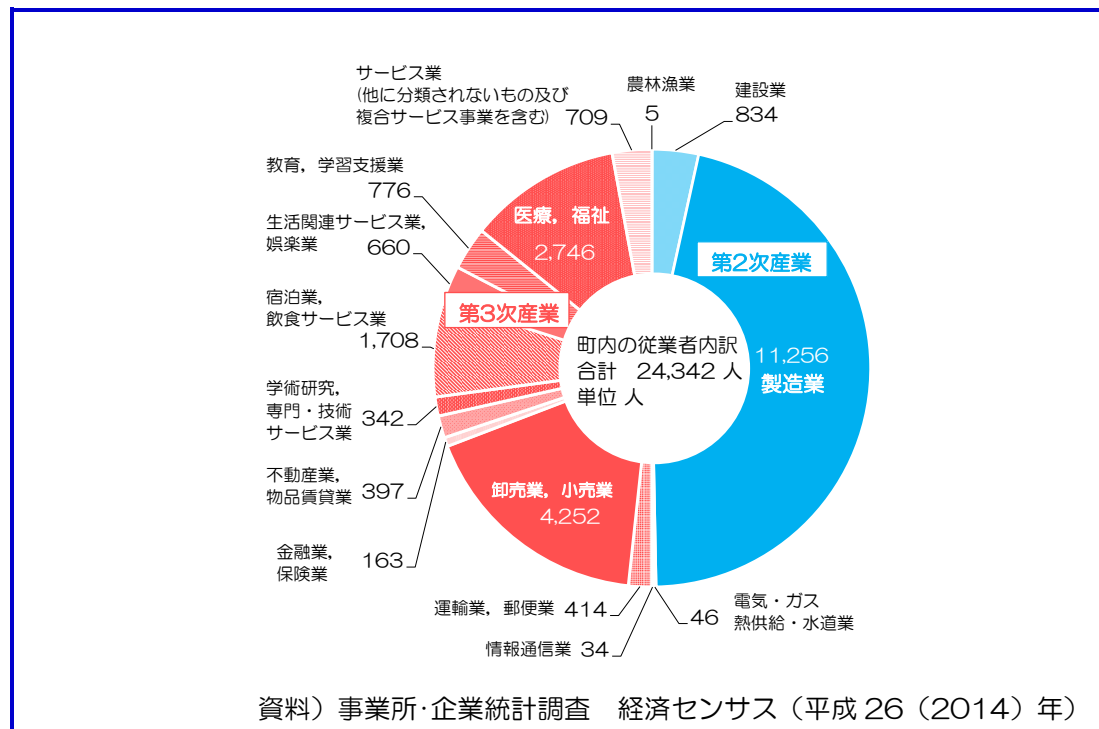
平成 10（1998）年に麒麟ビール(株)広島工場は閉鎖しましたが、現在（平成 24（2012）年）においても、町内における製造業就業者数の割合は全就業者数の約半数を占めています。

平成 16（2004）年に麒麟ビール(株)広島工場跡地へダイヤモンドシティ・ソレイユ（現イオンモール広島府中）が開業し、以降町内の小売業商品販売額は飛躍的に増加しています。

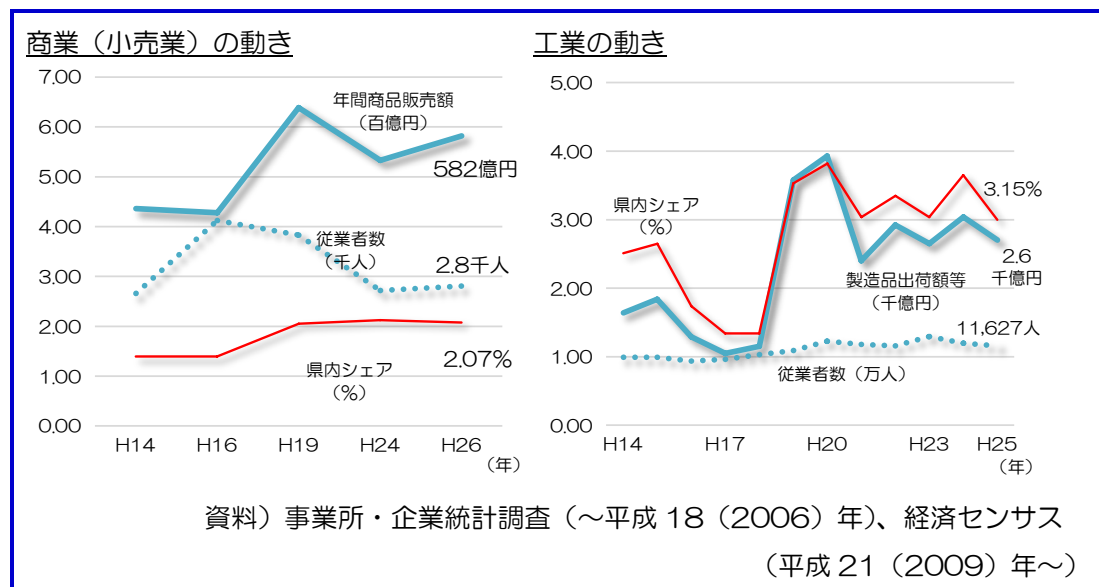
平成 20（2008）年代に入ってから、世界的な不況の影響などにより、一時、町内でも廃業する事業所が増えましたが、その間も町内で働く従業者数は微増傾向を維持しています。

近年は、円安傾向による海外を中心とした自動車販売の好調により、町内経済も再び活気を取り戻しつつあります。

図表 2-4 産業別就業者数



図表 2-5 府中町における事業所数・従業員数の推移

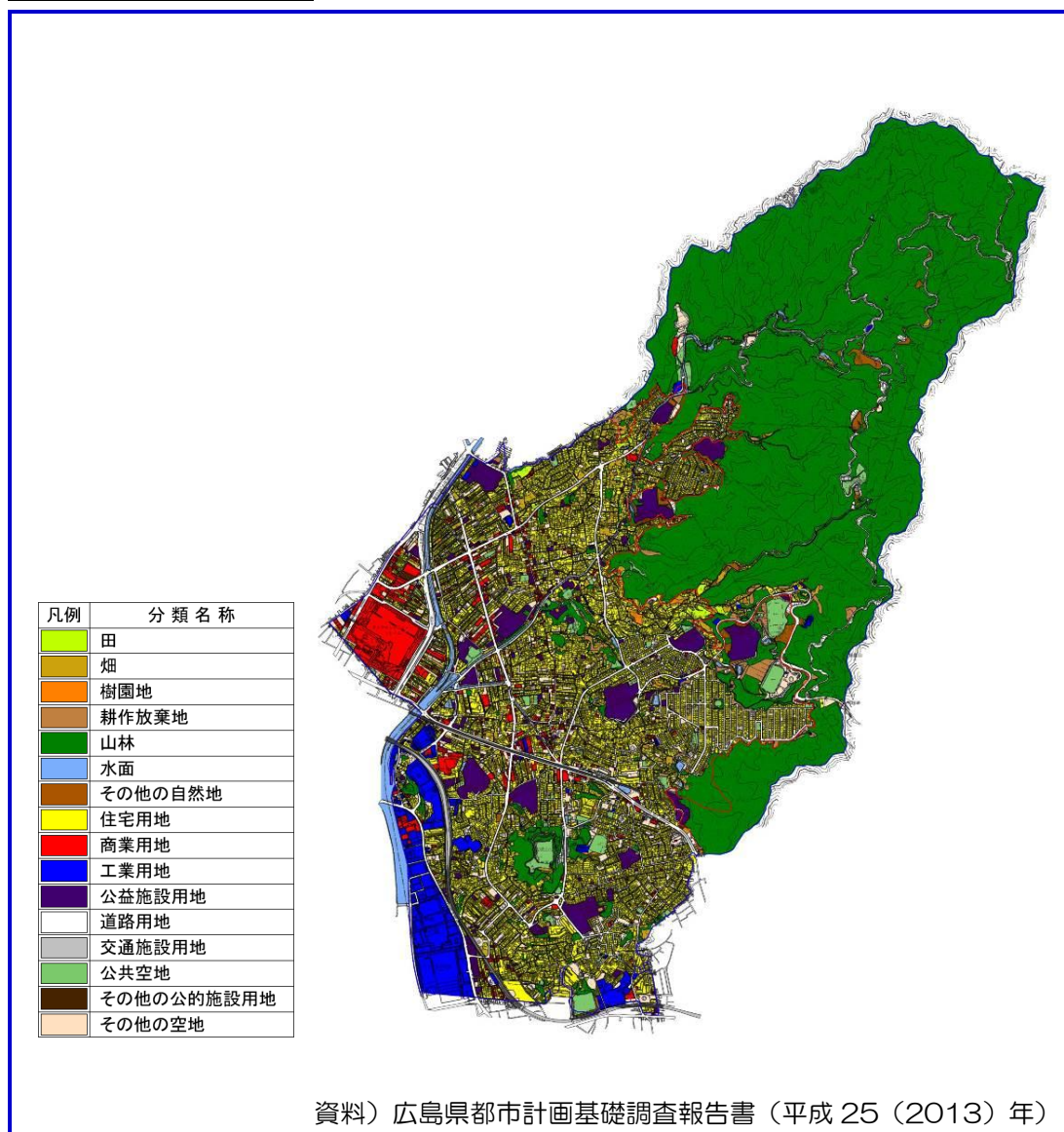


土地利用

当町における土地利用は、北東部に山林などの自然が多く、南西部に住宅地などの市街化地域が集中し、大きく二分されています。

市街化区域の南西部では全体として宅地利用が多くなっていますが、特に西部で商業地・工業地が多く分布しています。

図表 2-6 土地利用の様子





ごみ処理の現状及び課題

- 3.1 ごみ処理の現状
- 3.2 ごみ排出量の予測
(現状推移)
- 3.3 ごみ処理に係る評価
- 3.4 ごみ処理に係る課題

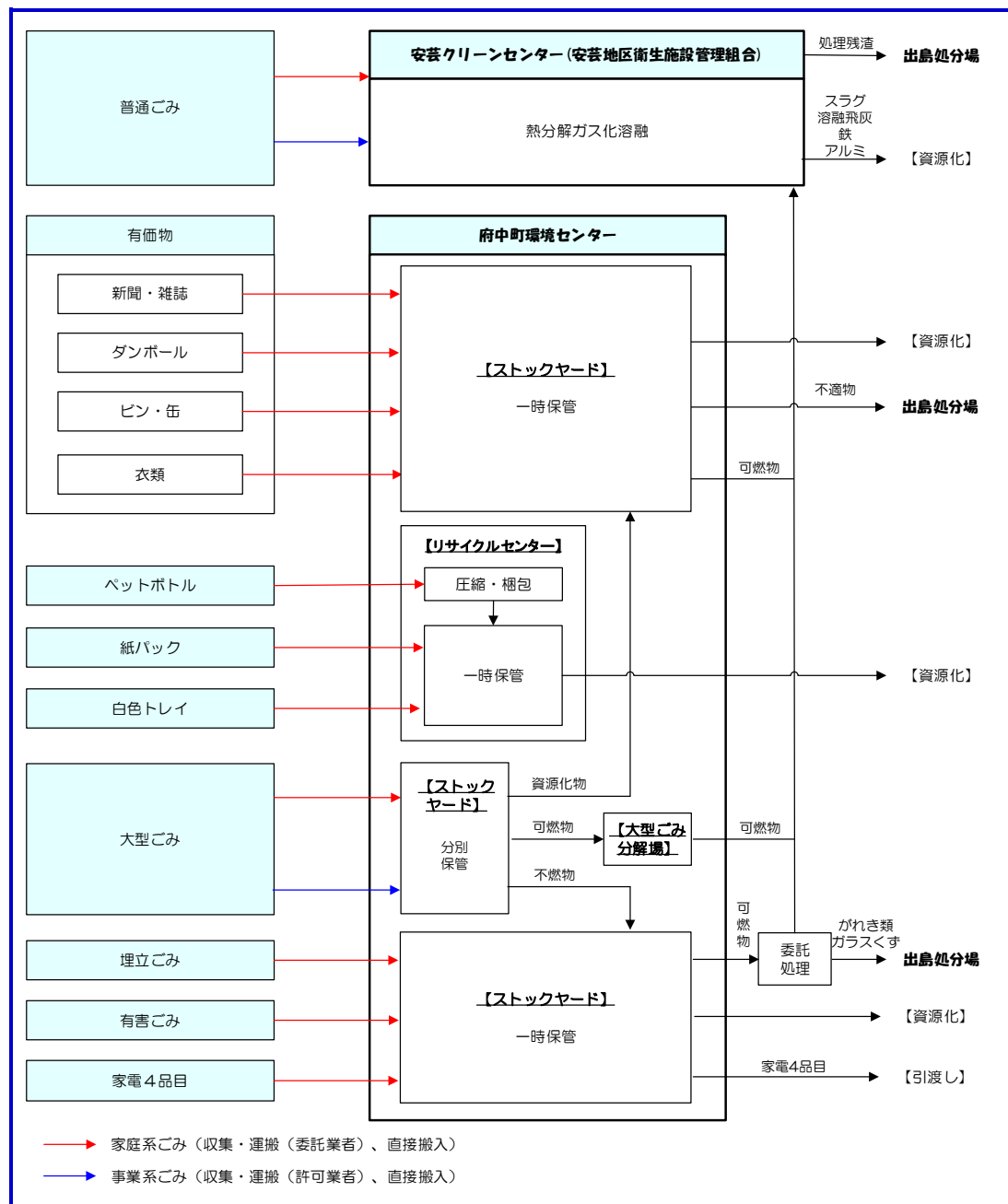
3.1 ごみ処理の現状

ごみ処理の流れ

普通ごみは、安芸地区衛生施設管理組合が管理する安芸クリーンセンターにおいて熱分解ガス化溶融処理し、スラグ、溶融飛灰、鉄、アルミは資源化され、がれきなどは（一財）広島県環境保全公社の出島処分場に最終処分しています。

有価物（新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、衣類）は、府中町環境センター内のストックヤードに一時保管後、資源化し、資源化できない不適物は、出島処分場に最終処分しています。ペットボトルは、リサイクルセンターで圧縮梱包し、紙パック及び白色トレイとともにストックヤードに一時保管後、資源化しています。また、大型ごみは、大型ごみ分解場において、資源化物、可燃物、不燃物に分解し、処理・資源化しています。埋立ごみ、有害ごみ、家電 4 品目については、ストックヤードに一時保管され、埋立ごみは委託処理後、可燃物とがれき類、ガラスくずに分けられ、可燃物は安芸クリーンセンターで処理、がれき類、ガラスくずは出島処分場に最終処分しています。有害ごみは資源化、家電 4 品目は処理業者に引渡しを行っています。

図表 3-1 ごみ処理の流れ（平成 27（2015）年度）



図表 3-2 ごみ処理体制

項目				人員・機材 など
府中町	廃棄物 従事職員数 [人]	一般職		4 人
		技能職	収集運搬	8 人
			中間処理	0 人
			最終処分	0 人
	収集運搬機材 [台]	直営	収集車	2 台
			運搬車（収集運搬・中間処理）	2 台
		委託	収集車	23 台
			運搬車（収集運搬・中間処理）	3 台
		許可	収集車	21 台
			運搬車（収集運搬・中間処理）	0 台
	委託許可件数 [件]	委託	収集運搬	10 件
			中間処理	3 件
			最終処分	3 件
		許可	収集運搬	16 件
			中間処理	0 件
			最終処分	0 件
	処理業者数[件]			2 件
安芸地区 衛生施設 管理組合	職員総数			18 人

※：府中町のごみ処理体制は、「一般廃棄物処理実態調査結果（平成 25（2013）年度）」を基に設定。

※：安芸地区衛生施設管理組合のごみ処理体制は、「安芸地区衛生施設管理組合資料（平成 26（2014）年 4 月 1 日現在）」を基に設定。

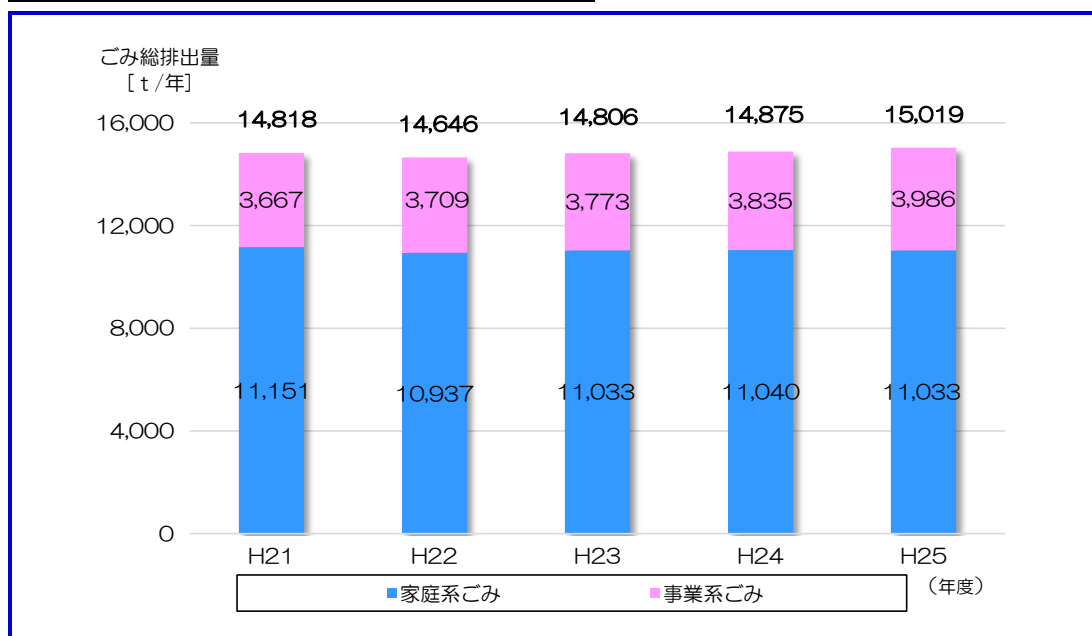
ごみ排出量

●ごみ総排出量

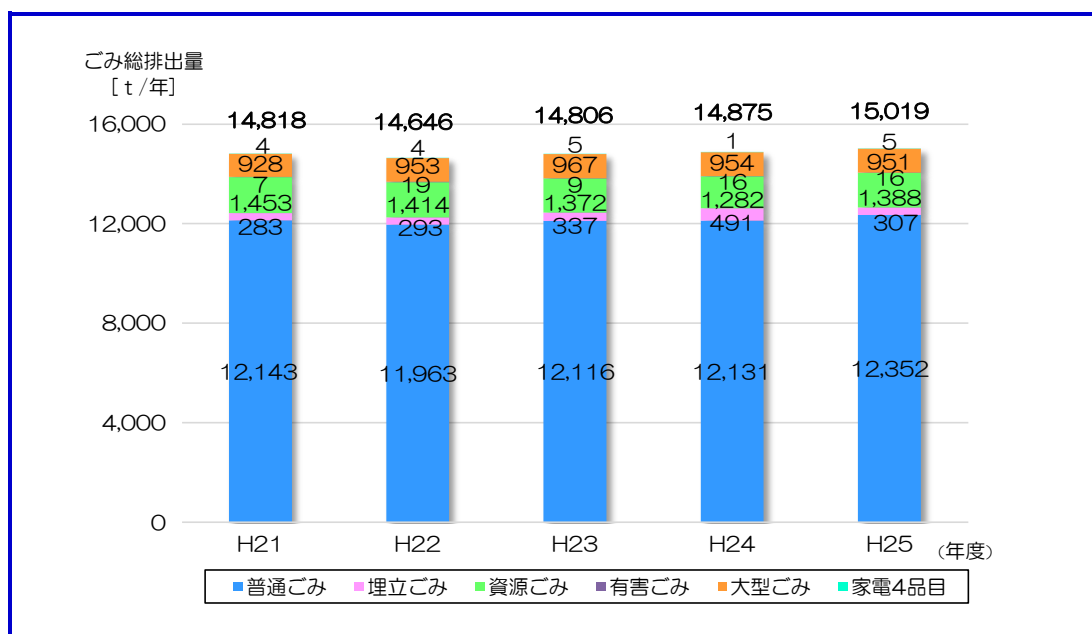
平成 25（2013）年度におけるごみ総排出量は、家庭系ごみの 11,033t（約 70%）、事業系ごみの 3,986t（約 30%）を合わせて 15,019t となっています。家庭系ごみの排出量はほぼ横ばい傾向となっている一方で、事業系ごみは年々増加傾向となっているため、ごみ総排出量は微増傾向を示しています。

なお、平成 25（2013）年度におけるごみの種類別の排出量は、普通ごみが 12,352t（約 80%）、資源ごみが 1,388t（約 10%）、大型ごみが 951（約 5%）となっています。

図表 3-3（1）ごみ総排出量の推移（発生源別）



図表 3-3（2）ごみ総排出量の推移（種類別）



図表 3-3 (3) ごみ総排出量の推移

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
人口[人]	50,931	50,693	50,674	51,393	51,605
計画収集人口	50,931	50,693	50,674	51,393	51,605
自家処理人口	-	-	-	-	-
家庭系ごみ[t/年]	11,151	10,937	11,033	11,040	11,033
普通ごみ	8,590	8,357	8,443	8,385	8,467
埋立ごみ	283	293	337	491	307
資源ごみ	1,453	1,414	1,372	1,282	1,388
有害ごみ	7	19	9	16	16
大型ごみ	814	850	867	865	850
家電 4 品目	4	4	5	1	5
事業系ごみ[t/年]	3,667	3,709	3,773	3,835	3,986
普通ごみ	3,553	3,606	3,673	3,746	3,885
埋立ごみ	-	-	-	-	-
資源ごみ	-	-	-	-	-
有害ごみ	-	-	-	-	-
大型ごみ	114	103	100	89	101
家電 4 品目	-	-	-	-	-
家庭系+事業系[t/年]	14,818	14,646	14,806	14,875	15,019
普通ごみ	12,143	11,963	12,116	12,131	12,352
埋立ごみ	283	293	337	491	307
資源ごみ	1,453	1,414	1,372	1,282	1,388
有害ごみ	7	19	9	16	16
大型ごみ	928	953	967	954	951
家電 4 品目	4	4	5	1	5
集回収量[t/年]	-	-	-	-	-
自家処理量[t/年]	-	-	-	-	-
ごみ総排出量[t/年]	14,818	14,646	14,806	14,875	15,019

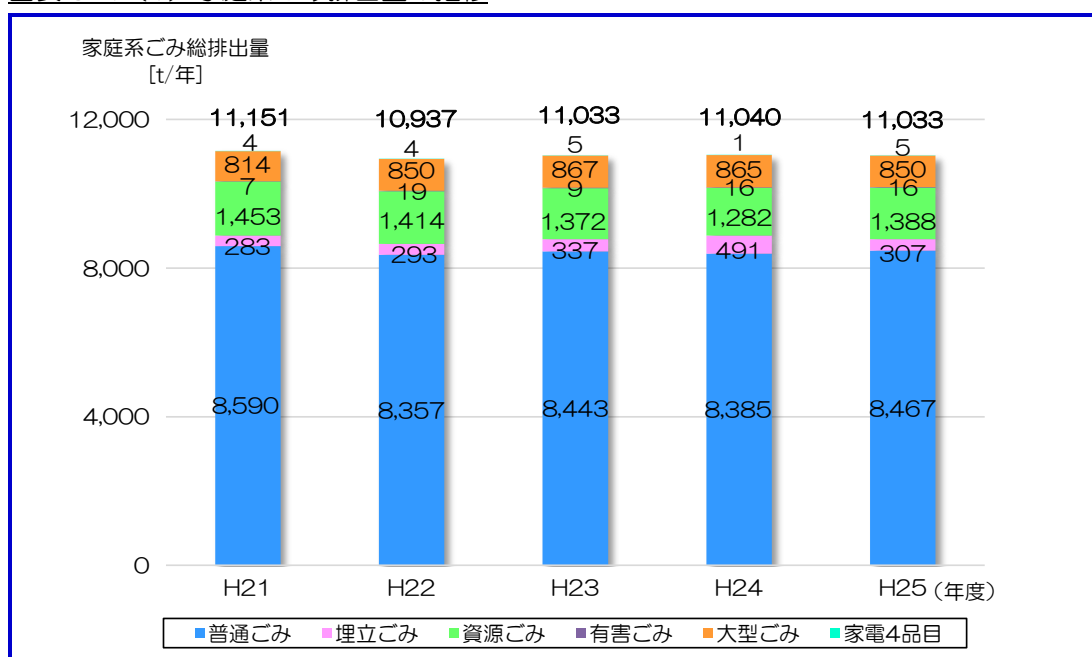
※：資源ごみは、有価物（新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、布）、ペットボトル、白色トレイ及び紙パックを合わせたものの総量を示す。

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

●家庭系ごみ排出量

家庭系ごみの排出量は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 25（2013）年度においては、11,033t となっています。平成 25（2013）年度における家庭系ごみの種類別の排出量は、普通ごみが 8,467t（約 75%）、資源ごみが 1,388t（約 10%）、大型ごみが 850t（約 8%）となっています。

図表 3-4（1）家庭系ごみ排出量の推移



図表 3-4（2）家庭系ごみ排出量の推移

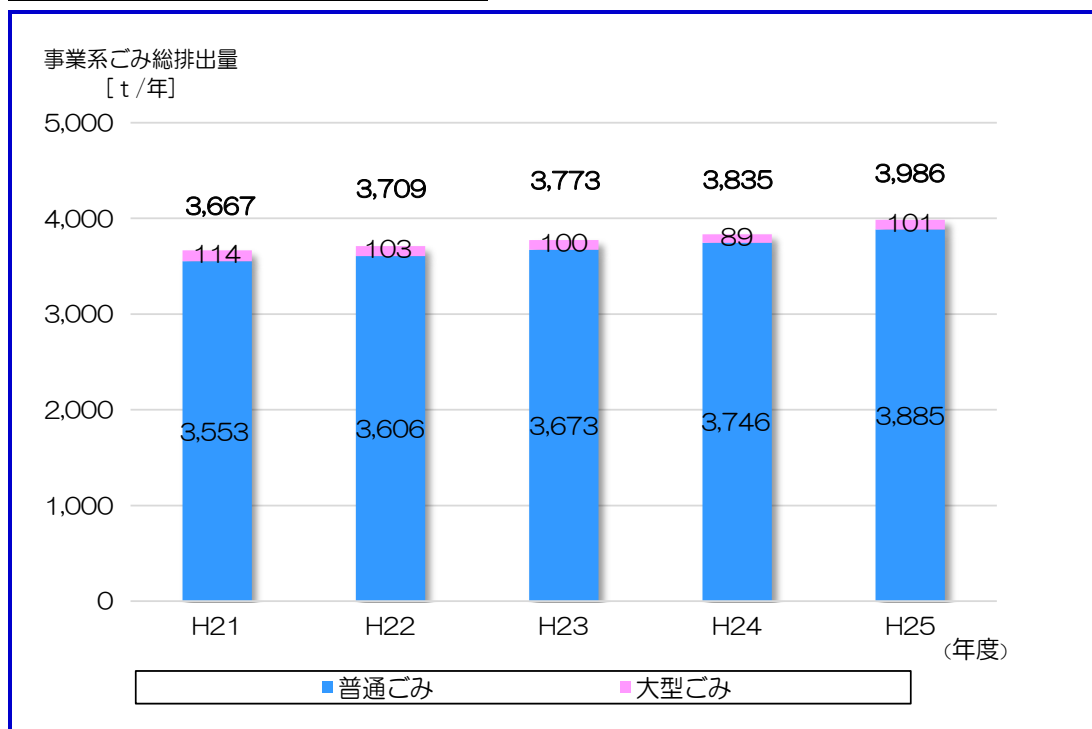
		平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
収集ごみ [t/年]	普通ごみ	8,564	8,338	8,385	8,253	8,327
	埋立ごみ	218	204	238	346	199
	資源ごみ	1,448	1,411	1,365	1,275	1,388
	有害ごみ	7	19	9	16	16
	大型ごみ	603	626	638	635	649
	家電4品目	2	2	2	0	2
直接搬入 ごみ [t/年]	普通ごみ	26	19	58	132	140
	埋立ごみ	65	89	99	145	108
	資源ごみ	5	3	7	7	0
	有害ごみ	-	-	-	-	-
	大型ごみ	211	224	229	230	201
	家電4品目	2	2	3	1	3
合計 [t/年]	普通ごみ	8,590	8,357	8,443	8,385	8,467
	埋立ごみ	283	293	337	491	307
	資源ごみ	1,453	1,414	1,372	1,282	1,388
	有害ごみ	7	19	9	16	16
	大型ごみ	814	850	867	865	850
	家電4品目	4	4	5	1	5
	合計	11,151	10,937	11,033	11,040	11,033

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

●事業系ごみ排出量

事業系ごみの排出量は、増加傾向で推移しており、平成 25（2013）年度においては、3,986t となっています。平成 25（2013）年度における事業系ごみの種類別の排出量は、普通ごみが 3,885t とほぼ 100%を占めています。

図表 3-5（1）事業系ごみ排出量の推移



図表 3-5（2）事業系ごみ排出量の推移

		平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
収集ごみ [t/年]	普通ごみ	3,262	3,321	3,482	3,644	3,769
直接搬入 ごみ [t/年]	普通ごみ	291	285	191	102	116
	大型ごみ	114	103	100	89	101
合計 [t/年]	普通ごみ	3,553	3,606	3,673	3,746	3,885
	大型ごみ	114	103	100	89	101
	合計	3,667	3,709	3,773	3,835	3,986

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

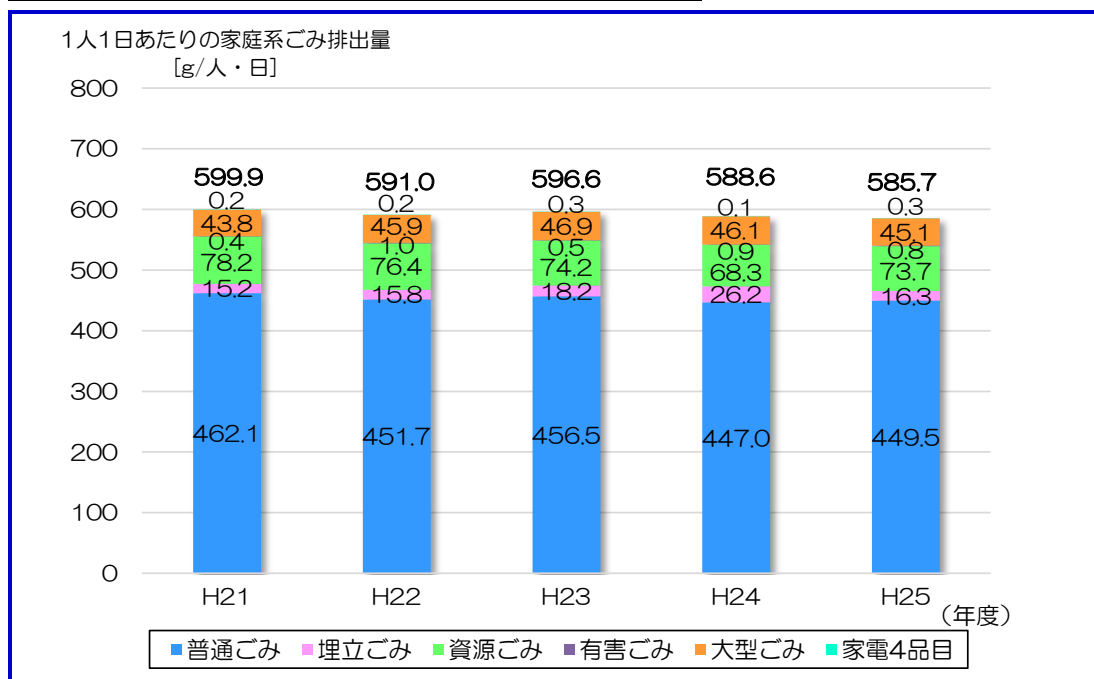
ごみ排出原単位※

● 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量※

1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は微減傾向で推移しており、平成25（2013）年度においては約586gとなっています。

平成25（2013）年度における1人1日あたりの家庭系ごみの種類別の排出量は、普通ごみが449.5g（約75%）と大半を占めており、次いで資源ごみ、大型ごみとなっています。

図表 3-6（1）1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移



図表 3-6（2）1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
普通ごみ[g/人・日]	462.1	451.7	456.5	447.0	449.5
埋立ごみ[g/人・日]	15.2	15.8	18.2	26.2	16.3
資源ごみ[g/人・日]	78.2	76.4	74.2	68.3	73.7
有害ごみ[g/人・日]	0.4	1.0	0.5	0.9	0.8
大型ごみ[g/人・日]	43.8	45.9	46.9	46.1	45.1
家電4品目[g/人・日]	0.2	0.2	0.3	0.1	0.3
1人1日あたりの家庭系 ごみ排出量[g/人・日]	599.9	591.0	596.6	588.6	585.7

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

※ ごみ排出原単位：家庭系ごみの排出原単位とは1人1日あたりの家庭系ごみの排出量、事業系ごみの排出原単位とは1日あたりの事業系ごみの排出量を示す。

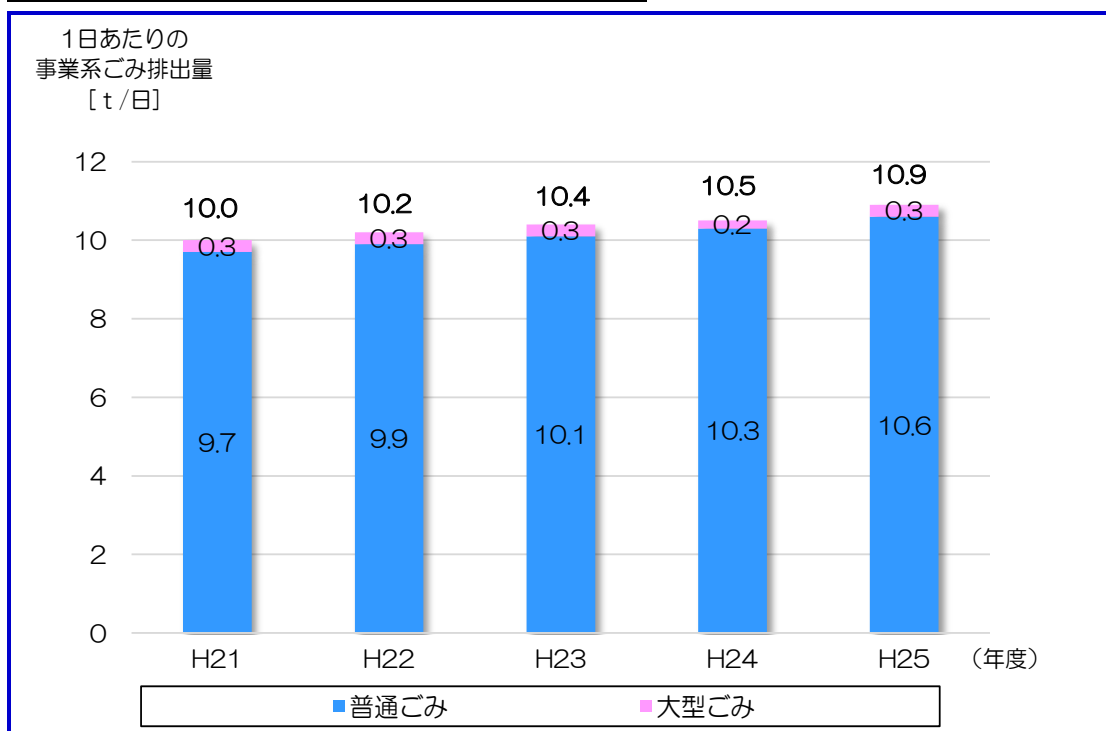
※ 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量[g/人・日]：家庭系ごみ排出量[t/年]×10⁶÷総人口[人]÷365[日]

● 1日あたりの事業系ごみ排出量*

1日あたりの事業系ごみ排出量は年々増加しており、平成25（2013）年度においては約11tとなっています。

平成25（2013）年度における1日あたりの事業系ごみの種類別の排出量は、普通ごみが10.6tとほぼ100%を占めています。

図表 3-7（1）1日あたりの事業系ごみ排出量の推移



図表 3-7（2）1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
普通ごみ[t/日]	9.7	9.9	10.1	10.3	10.6
大型ごみ[t/日]	0.3	0.3	0.3	0.2	0.3
1日あたりの事業系 ごみ排出量[t/日]	10.0	10.2	10.4	10.5	10.9

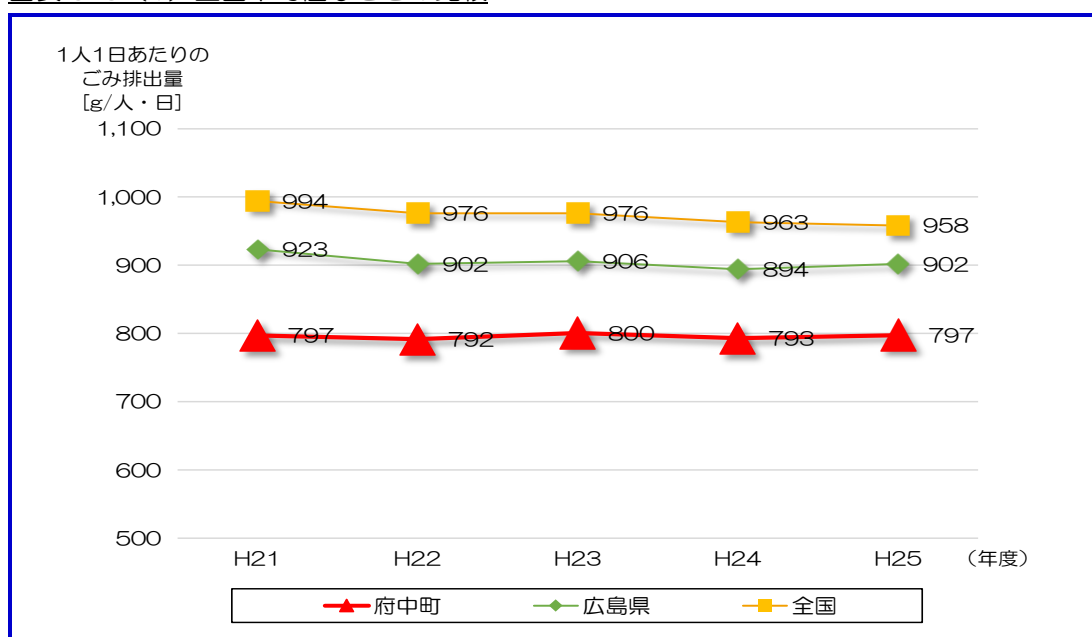
資料) 一般廃棄物処理実態調査、環境省

※ 1日あたりの事業系ごみ排出量[t/日]: 事業系ごみ排出量[t/年]÷365[日]

●全国平均値などとの比較

平成 25（2013）年度における当町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量※は、797g であり、全国平均及び広島県平均より少ない状況にあります。ただし、当町では、集団回収量が把握されていないため、1 人 1 日あたりのごみ排出量には集団回収量が計上されていません。平成 26（2014）年度に行った町内会アンケートより、確認した集団回収量を平成 25（2013）年度に含めて試算すると、820g/人・日になり、全国平均及び広島県平均より少ない状況にあります。

図表 3-8（1）全国平均値などとの比較



図表 3-8（2）全国平均値などとの比較

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
府中町[g/人・日]	797	792	800	793	797 (820)
広島県[g/人・日]	923	902	906	894	902
全国[g/人・日]	994	976	976	963	958

※：（ ）内は、府中町における集団回収量を考慮した値。集団回収量は平成 26（2014）年度に行った町内会アンケート結果を受けて 433t/年（回収量が把握されているもののみを計上）として試算した。

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

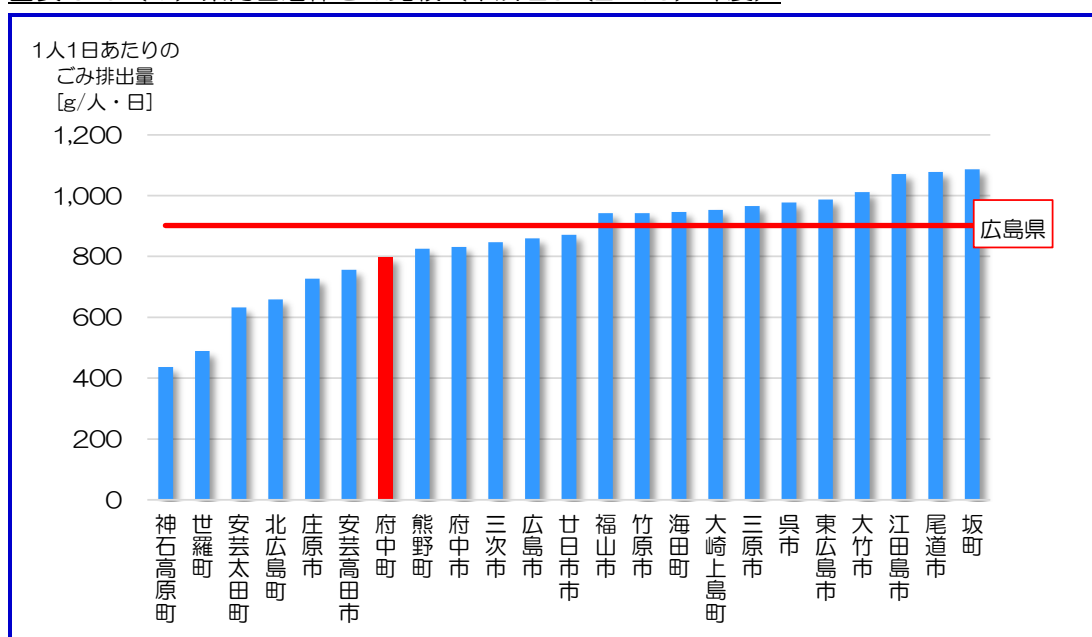
※ 1 人 1 日あたりのごみ排出量[g/人・日]：ごみ総排出量[t/年]×10⁶÷総人口[人]÷365[日]

●県内自治体との比較（1人1日あたりのごみ排出量）

平成 25（2013）年度における当町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、797g であり、広島県内の 23 市町の中で 7 番目に少ない状況にあります。

前項で示したとおり、集団回収量を含めて試算すると、820g/人・日となり、広島県内の 23 市町の中で 7 番目に少ない状況にあります。

図表 3-9（1）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）



図表 3-9（2）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）

順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]
1	神石高原町	437	13	福山市	942
2	世羅町	489	14	竹原市	942
3	安芸太田町	632	15	海田町	946
4	北広島町	659	16	大崎上島町	953
5	庄原市	727	17	三原市	965
6	安芸高田市	756	18	呉市	977
7	府中町	797 (820)	19	東広島市	987
8	熊野町	825	20	大竹市	1,011
9	府中市	831	21	江田島市	1,071
10	三次市	847	22	尾道市	1,077
11	広島市	859	23	坂町	1,086
12	廿日市市	871	-	広島県	902

※：（ ）内は、府中町における集団回収量を考慮した値。集団回収量は平成 26（2014）年度に行った町内会アンケート結果を受けて 433t/年（回収量が把握されているもののみを計上）として試算した。

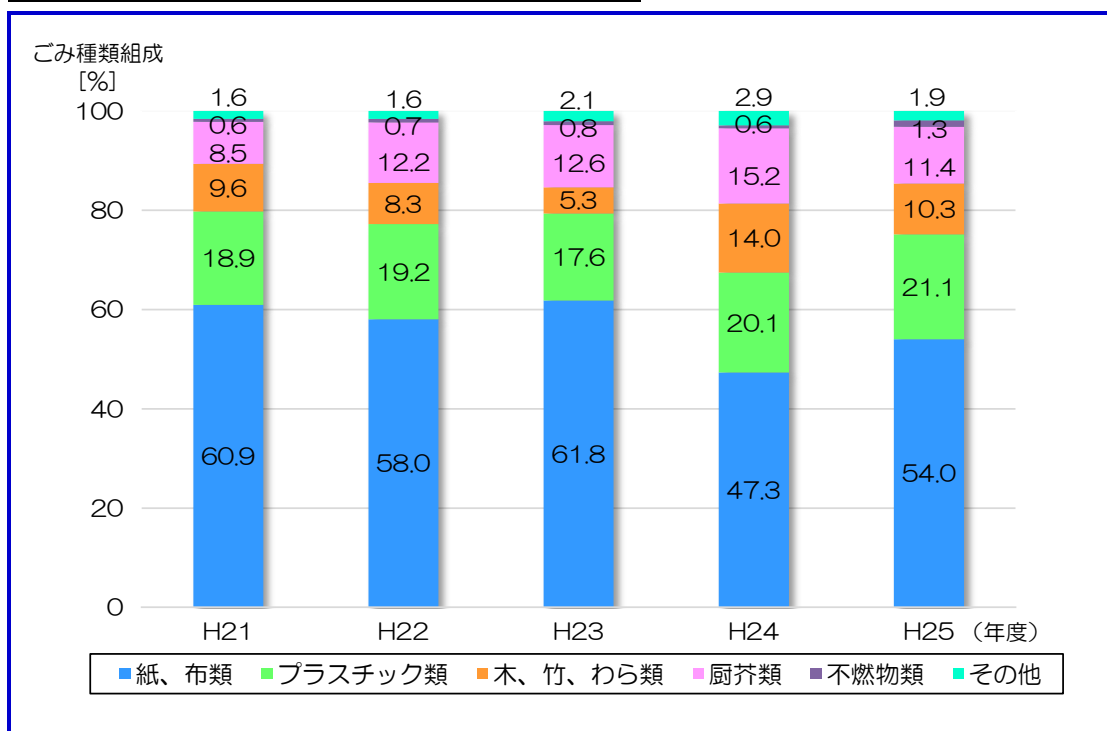
資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

ごみの性状

●種類組成

平成 25（2013）年度に安芸クリーンセンターに搬入されたごみの種類組成は、紙、布類が全体の約 54%を占めており、次いで、プラスチック類が約 21%と多くなっています。

図表 3-10（1）種類組成（安芸クリーンセンター）



図表 3-10（2）種類組成（安芸クリーンセンター）

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
紙、布類 [%]	60.9	58.0	61.8	47.3	54.0
プラスチック類 [%]	18.9	19.2	17.6	20.1	21.1
木、竹、わら類 [%]	9.6	8.3	5.3	14.0	10.3
厨芥類 [%]	8.5	12.2	12.6	15.2	11.4
不燃物類 [%]	0.6	0.7	0.8	0.6	1.3
その他 [%]	1.6	1.6	2.1	2.9	1.9

※：当町とともに海田町・熊野町・坂町のごみが混在したものが調査対象となっている。

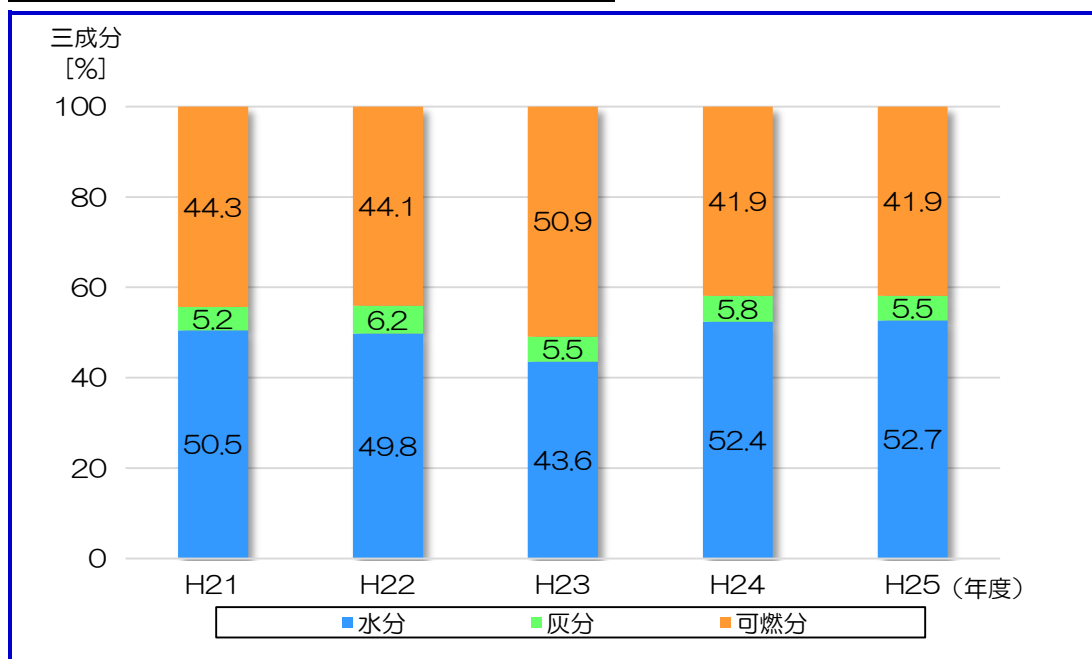
※：四捨五入により合計が 100%にならないことがある。

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

●三成分※

平成 25(2013)年度に安芸クリーンセンターに搬入されたごみの三成分は水分が約 53%、可燃分が約 42%、灰分が約 6%となっています。

図表 3-11 (1) 三成分（安芸クリーンセンター）



図表 3-11 (2) 三成分（安芸クリーンセンター）

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
水分 [%]	50.5	49.8	43.6	52.4	52.7
灰分 [%]	5.2	6.2	5.5	5.8	5.5
可燃分 [%]	44.3	44.1	50.9	41.9	41.9

※：当町とともに海田町・熊野町・坂町のごみが混在したものが調査対象となっている。

※：四捨五入により合計が 100%にならないことがある。

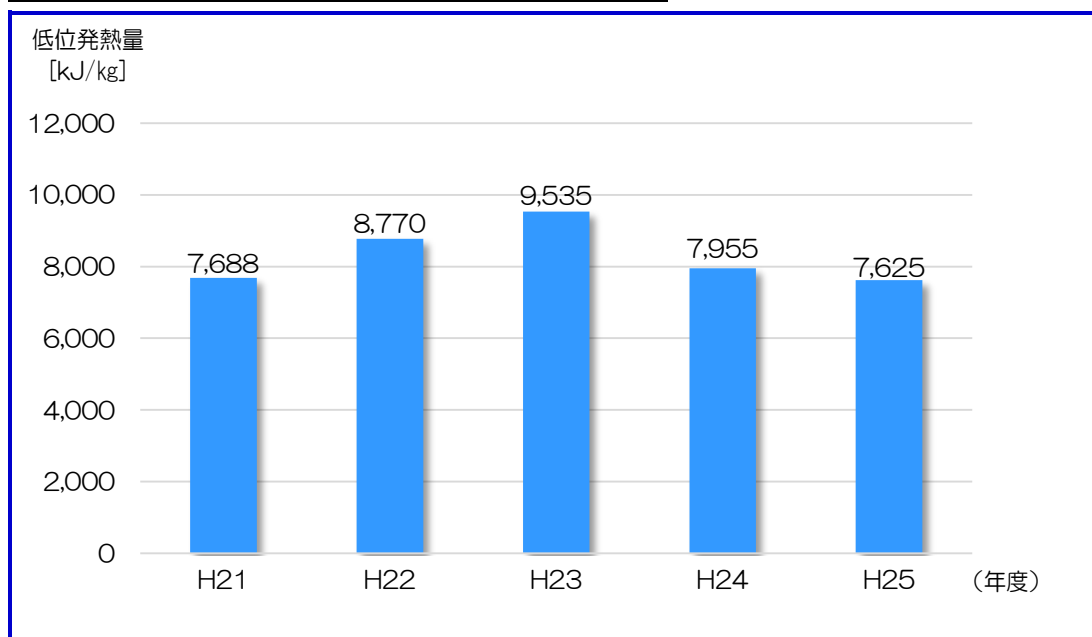
資料) 一般廃棄物処理実態調査、環境省

※ 三成分：三成分はごみの中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示す。水分は乾燥させることでなくなる量、可燃分はごみの中から水分と灰分を除いた量、灰分は可燃分を燃焼させた後に残る残渣を示す。

●低位発熱量※

平成 25（2013）年度に安芸クリーンセンターに搬入されたごみの低位発熱量は、7,625kJ/kg となっています。

図表 3-12（1）低位発熱量（安芸クリーンセンター）



図表 3-12（2）低位発熱量（安芸クリーンセンター）

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
低位発熱量 [kJ/kg]	7,688	8,770	9,535	7,955	7,625

※：当町とともに海田町・熊野町・坂町のごみが混在したものが調査対象となっている。

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

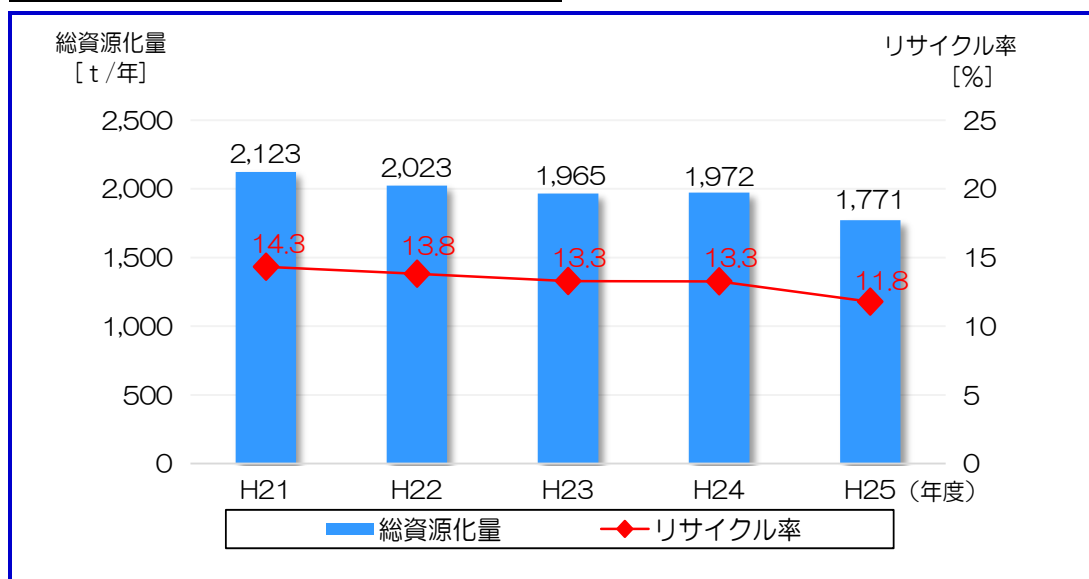
※ 低位発熱量：燃料が燃焼した時に発生するエネルギー（発熱量）を表示する際の条件を示すもので、燃料の燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたものを示す。焼却施設を設計する際の基準値。

資源化量

●総資源化量*及びリサイクル率*

総資源化量及びリサイクル率は減少傾向にあり、平成 25（2013）年度における総資源化量は 1,771t、リサイクル率は 11.8%となっています。

図表 3-13（1）総資源化量及びリサイクル率



図表 3-13（2）総資源化量及びリサイクル率

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
ごみ総排出量[t/年]	14,818	14,646	14,806	14,875	15,019
総資源化量[t/年]	2,123	2,023	1,965	1,972	1,771
安芸クリーンセンター	801	710	762	837	751
金属類	60	63	64	65	55
スラグ	350	255	304	380	312
溶融飛灰	391	392	394	392	384
その他の資源化施設	781	773	656	647	565
金属類	366	353	342	348	319
ガラス類	341	327	237	216	173
ペットボトル	67	67	62	62	52
白色トレイ	7	7	6	5	5
その他	0	19	9	16	16
直接資源化量	545	540	547	488	455
紙類	368	365	362	318	308
紙パック	15	16	15	15	17
布類	160	159	170	155	130
リサイクル率[%]	14.3	13.8	13.3	13.3	11.8

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

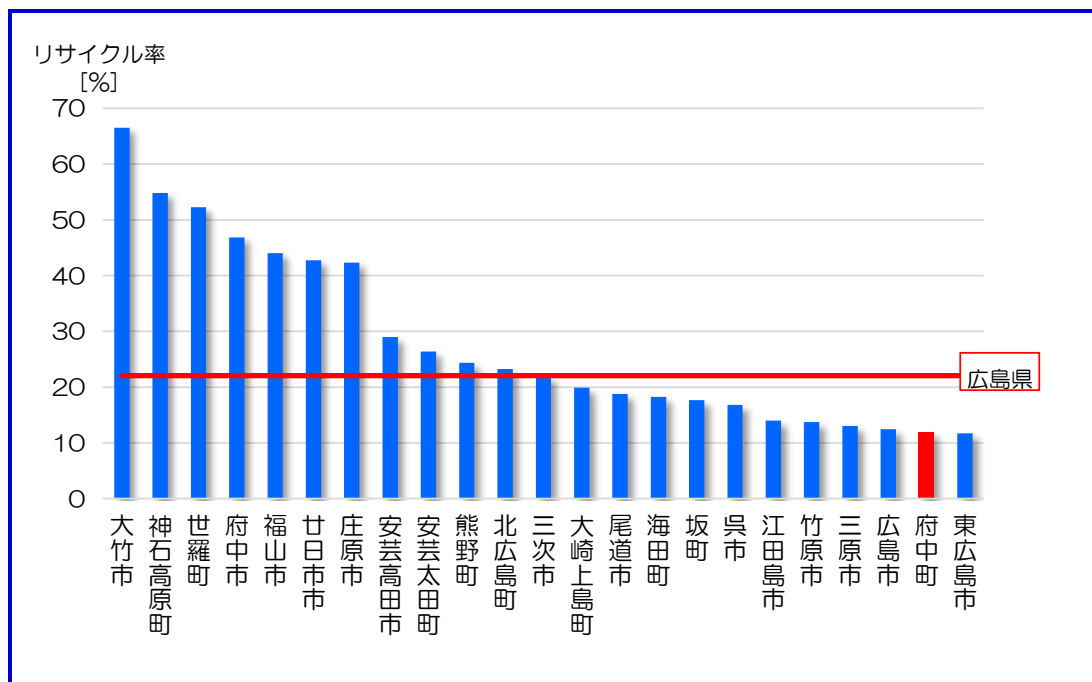
※ 総資源化量：総資源化量とは、資源化したごみの量を示し、具体的には、ペットボトル、古紙などを資源化した量、中間処理施設で回収した資源化物の量及びスラグ化などにより再利用した量などを示す。

※ リサイクル率：排出されたごみ総排出量（ごみ排出量及び総資源化量）に対し、リサイクルされたごみ（資源物）の割合のことを示す。総資源化量[t/年]÷ごみ総排出量[t/年]

●県内自治体との比較（リサイクル率）

平成 25（2013）年度における当町のリサイクル率は、11.8%であり、広島県内の 23 市町の中で 22 番目と低い状況にあります。ただし、当町では、集団回収量が把握されていないため、リサイクル率には集団回収量が考慮されていません。平成 26（2014）年度に行った町内会アンケートより、確認した集団回収量を平成 25（2013）年度に含めて試算すると、14.7%になり、広島県内の 23 市町の中で 18 番目となります。

図表 3-14（1）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）



図表 3-14（2）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）

順位	自治体名	リサイクル率 [%]	順位	自治体名	リサイクル率 [%]
1	大竹市	66.5	13	大崎上島町	19.9
2	神石高原町	54.8	14	尾道市	18.8
3	世羅町	52.2	15	海田町	18.3
4	府中市	46.9	16	坂町	17.7
5	福山市	44.0	17	呉市	16.9
6	廿日市市	42.8	18	江田島市	14.0
7	庄原市	42.3	19	竹原市	13.8
8	安芸高田市	29.0	20	三原市	13.1
9	安芸太田町	26.4	21	広島市	12.5
10	熊野町	24.4	22	府中町	11.8 (14.7)
11	北広島町	23.3	22	東広島市	11.8
12	三次市	21.9	-	広島県	22.1

※：（ ）内は、府中町における集団回収量を考慮した値。集団回収量は平成 26（2014）年度に行った町内会アンケート結果を受けて 433t/年（回収量が把握されているもののみを計上）として試算した。

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

収集・運搬

当町で発生したごみは 9 区分 12 品目で分別を行い回収を行っています。

図表 3-15 当町の分別品目の概要

区分・品目		内容	収集方式		収集形態	収集頻度	
普通ごみ		30 cm以下の小さなごみで燃やせるもの 生ごみ、紙類、皮類、廃プラスチック、紙おむつ、庭木などの選定をしたものなど	ステーション方式	透明又は半透明袋	委託	週2回	
有価物	新聞・雑誌	新聞、ちらし、雑誌、ノート、本類		紐結束		週1回	
	ダンボール	-		透明又は半透明袋			
	ビン・缶	ビン類、缶類、小型の金属類					
	衣類	-		収集容器		月2回	
ペットボトル		-		透明又は半透明袋		委託	月1回
紙パック		-					
白色トレイ		-					
埋立ごみ		白色電球、グロー球、ガラスのコップ、植木鉢、土、陶磁器・土鍋、ガラス、水槽 など					年4回
大型ごみ		家具類・寝具類、電気製品類（家電4品目を除く）、その他（自転車、スキー板など）					
有害ごみ		乾電池、蛍光灯、温度計、体温計	月1回				
家電4品目		エアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）	直接搬入	-	-	随時	

図表 3-16 当町の収集・処分できないものの概要

項目	種類
府中町環境センターへの持ち込みも、ごみステーションにも出せないもの	石油類、ピアノ・オルガン、農薬・殺虫剤、タイヤ、業務用ファクシミリ、ホイール、オートバイ（原付含む） など
ごみステーションには出せないが、府中町環境センターへ持ち込めるもの	消火器（使用済みのもの）、バッテリー、建築廃材（個人で取り換えたもの） など

中間処理※

●施設の概要

当町で発生した普通ごみは、安芸地区衛生施設管理組合が管理する安芸クリーンセンターで処理され、普通ごみ以外については、当町が管理する府中町環境センターで処理されています。

安芸クリーンセンターは平成 27（2015）年度～29（2017）年度に延命化対策工事を実施し、平成 44（2032）年度までの延命化を図る予定です。府中町環境センターは大型ごみ分解場が竣工から 29 年、リサイクルセンターは 15 年が経過しており、老朽化が進行している状況にあります。

図表 3-17（1）中間処理施設の概要（安芸クリーンセンター）

名称	安芸クリーンセンター
所在地	坂町 21322 番地の 8
事業主体	安芸地区衛生施設管理組合
運営管理体制	委託
処理対象物	普通ごみ、焼却残渣
施設構成	【公称処理能力】130 t/日（65 t/日×2 炉） 【処理方法】熱分解ガス化溶融※（流動床式） 【スラグの資源化】土木資材など 【金属の資源化】金属原料 【溶融飛灰の資源化】山元還元※
竣工年月	平成 14（2002）年 11 月
	

資料）安芸地区衛生施設管理組合ホームページ

※ 中間処理：焼却施設・破碎選別施設・ペットボトルやその他プラスチックの圧縮施設等の廃棄物の減容化・減量化を行う処理のことを示す。

※ 熱分解ガス化溶融：熱分解ガス化溶融は、焼却炉の 1 種であり、ガス化炉と溶融炉を組み合わせたものを示す。
1,300℃以上の高温で燃焼し、炭を溶融することで資源化が可能なスラグを生成できるといった特徴がある。

※ 山元還元：金属成分が含有している熱分解ガス化溶融後の溶融飛灰から鉱山や製錬所の設備を用いて、金属成分を回収しリサイクルする方法を示す。

図表 3-17 (2) 中間処理施設の概要（府中町環境センター）

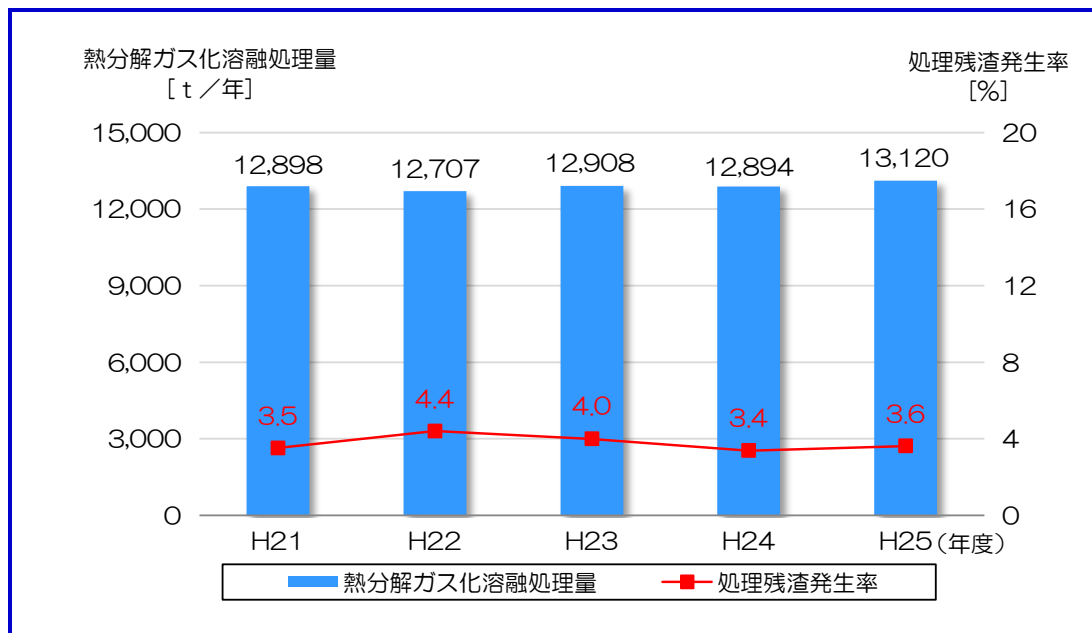
名称		府中町環境センター
所在地		府中町八幡四丁目 1 番 1 号
事業主体		府中町
運営管理体制		直営
処理対象物		新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、布類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ
施設構成	ストックヤード	【公称能力】屋内 72 m ² 、屋外 211 m ² 【処理方法】保管（新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、布類、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、大型ごみ、埋立ごみ、有害ごみ）
	大型ごみ分解場	【公称処理能力】5 t / 日 【処理方法】分解
	リサイクルセンター	【公称処理能力】0.8 t / 日 【処理方法】圧縮梱包・保管（ペットボトル） 保管（紙パック、白色トレイ）
竣工年月		ストックヤード 昭和 56（1981）年 5 月竣工 平成 24（2012）年 8 月増設 大型ごみ分解場 昭和 61（1986）年 3 月竣工 リサイクルセンター 平成 11（1999）年 3 月竣工



●熱分解ガス化溶融処理量など

熱分解ガス化溶融処理量及び処理残渣*発生率は、ほぼ横ばいで推移しており、平成 25（2013）年度においては熱分解ガス化溶融処理量は約 13,120t、処理残渣発生率は 3.6% となっています。

図表 3-18（1）熱分解ガス化溶融処理量及び処理残渣発生率の推移



図表 3-18（2）熱分解ガス化溶融処理量及び残渣発生率の推移

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
熱分解ガス化溶融処理量 [t/年]	12,898	12,707	12,908	12,894	13,120
資源化量（金属類、溶融ス ラグ、溶融飛灰）[t/年]	801	710	762	837	751
処理残渣[t/年]	454	560	516	436	475
処理残渣発生率[%]	3.5	4.4	4.0	3.4	3.6

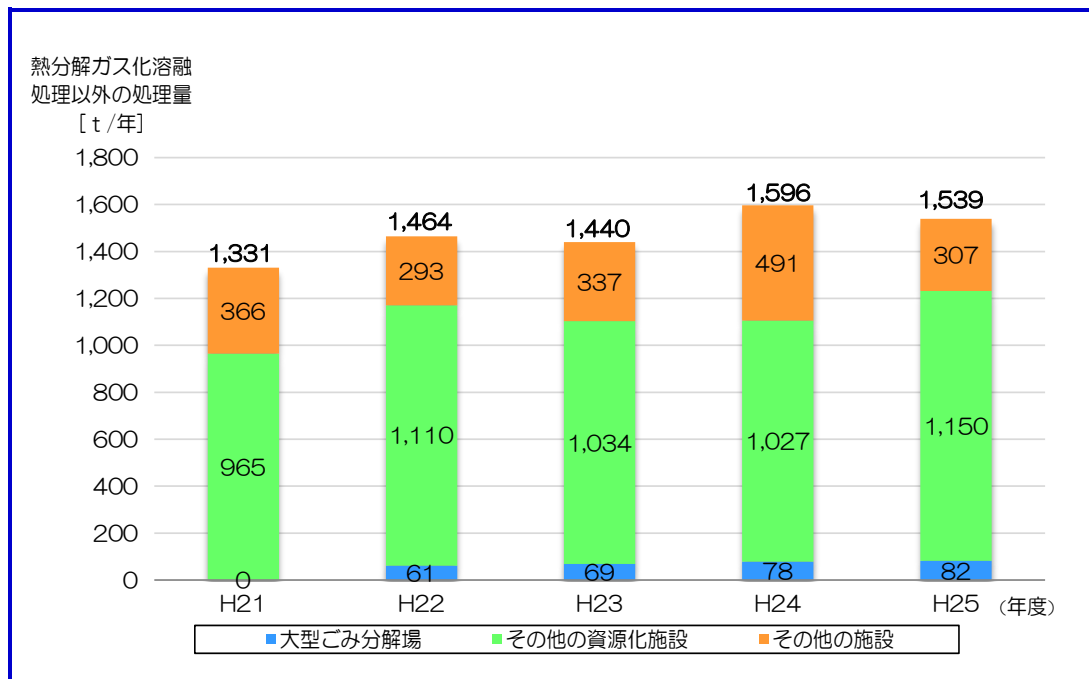
資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

※ 処理残渣：中間処理施設で処理された後に残った残りを示す。

●熱分解ガス化溶融以外の処理量など

熱分解ガス化溶融以外の処理量は、増加傾向で推移しており、平成 25（2013）年度の熱分解ガス化溶融以外の処理量は 1,539 t/年となっています。

図表 3-19（1）熱分解ガス化溶融以外の処理量



図表 3-19（2）熱分解ガス化溶融以外の処理量

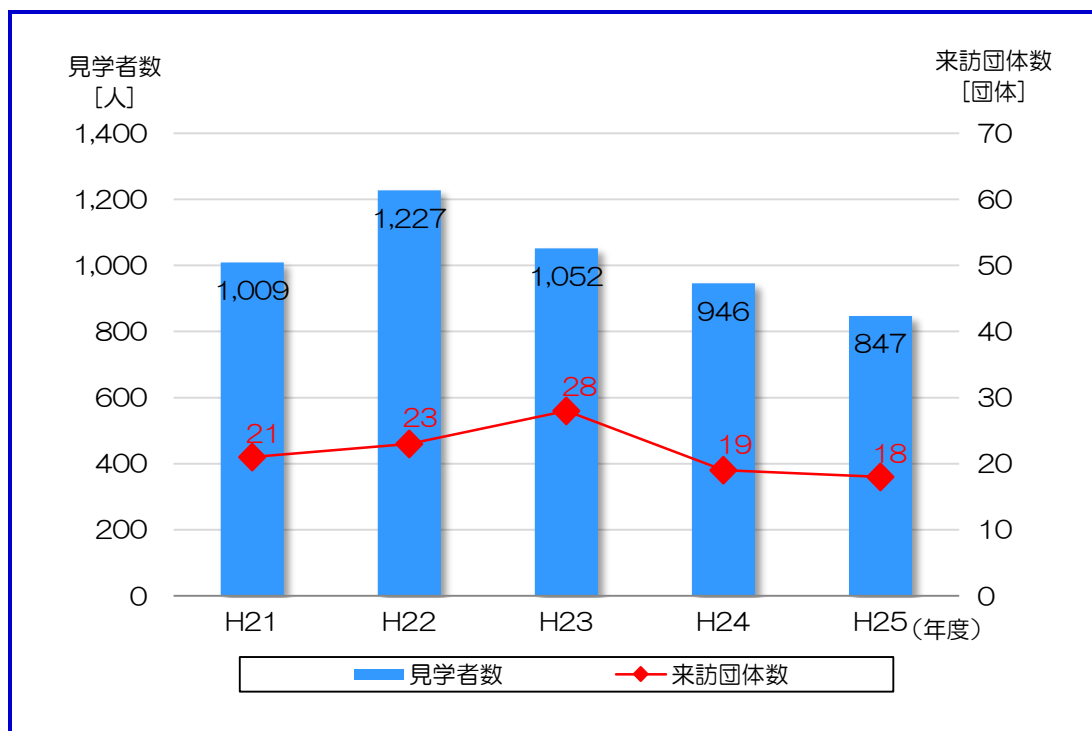
		平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
大型ごみ 分解場 [t/年]	処理量	0	61	69	78	82
	資源化量	-	-	-	-	-
	処理残渣量	-	-	-	-	-
その他の 資源化施設 [t/年]	処理量	965	1,110	1,034	1,027	1,150
	資源化量	781	773	656	647	565
	処理残渣量	-	-	-	-	-
その他の 施設[t/年]	処理量	366	293	337	491	307
	資源化量	-	-	-	-	-
	処理残渣量	348	284	317	370	285
合計[t/年]	処理量	1,331	1,464	1,440	1,596	1,539
	資源化量	781	773	656	647	565
	処理残渣量	348	284	317	370	285

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

●安芸クリーンセンターの見学者及び来訪団体数

安芸クリーンセンターの見学者数は平成 22(2010)年度、来訪団体数は平成 23(2011)年度を境に減少傾向に転じており、平成 25(2013)年度では、来訪団体数は 18 団体、見学者数は 847 人となっています。

図表 3-20 (1) 見学者数及び来訪団体数の推移（安芸クリーンセンター）



図表 3-20 (2) 見学者数及び来訪団体数の推移（安芸クリーンセンター）

	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
見学者数[人]	1,009	1,227	1,052	946	847
来訪団体数[団体]	21	23	28	19	18

資料) 安芸クリーンセンター資料

最終処分※

●施設の概要

当町での最終処分は、（一財）広島県環境保全公社の管理する出島処分場に処分を委託しています。出島処分場では、安芸クリーンセンターからの処理残渣及び府中町環境センターから不適物、がれき類、ガラスくずを最終処分しています。

図表 3-21 最終処分場の概要（出島処分場）

名称	出島処分場
所在地	広島市南区出島 4 丁目地先
事業主体	（一財）広島県環境保全公社
運営管理体制	委託
処理対象物	産業廃棄物（燃え殻、汚泥、鉍さい、ばいじん、がれき類など） 一般廃棄物（ガラスくず、がれき類など）
施設構成	【公称処理能力】埋立容量：1,900,000m ³ 埋立面積：166,000m ² 【処理方法】海面埋立 【処理方式】投入台船より薄層散布工法
竣工年月	平成 26（2014）年 6 月



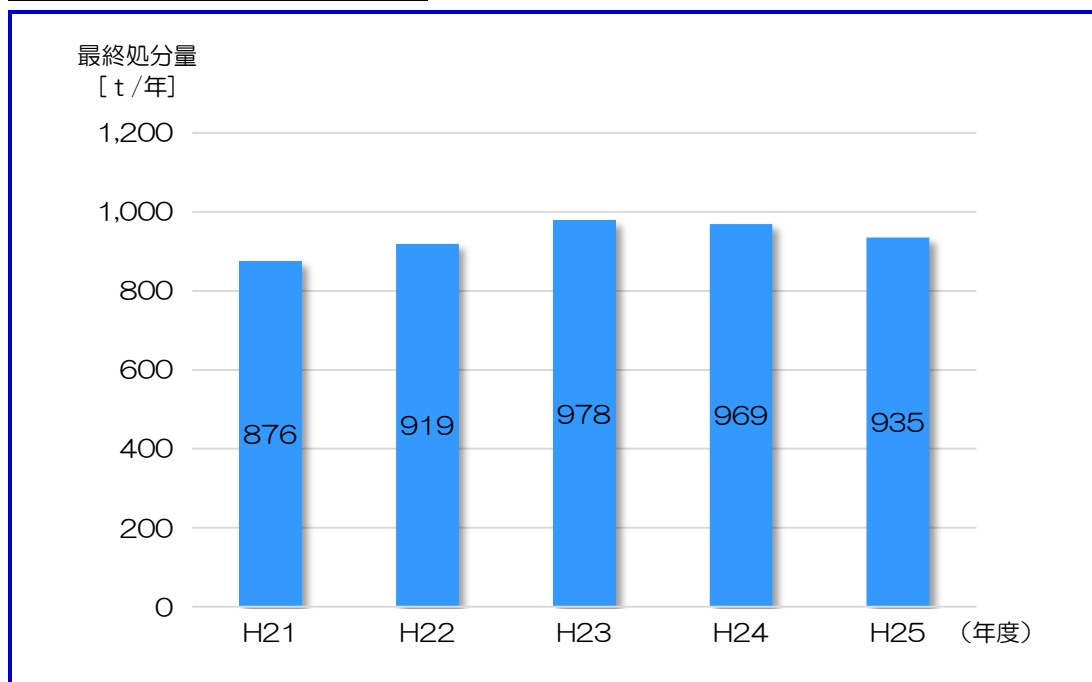
資料）（一財）広島県環境保全公社ホームページ

※ 最終処分：廃棄されたもののうちリユース（再利用）、リサイクル（再生利用）が出来ないものを最終処分場にて埋め立てて処分することを示す。なお、当町最終処分計画については、安芸地区衛生施設管理組合で調整されるが、構成市町には広島市も含まれている。

●最終処分量

最終処分量は平成 23(2011)年にまで増加傾向で推移していたものが、平成 24(2012)年度以降は減少傾向で推移しています。平成 25(2013)年度 of 最終処分量は 935 t /年となっています。

図表 3-22 (1) 最終処分量の推移



図表 3-22 (2) 最終処分量の推移

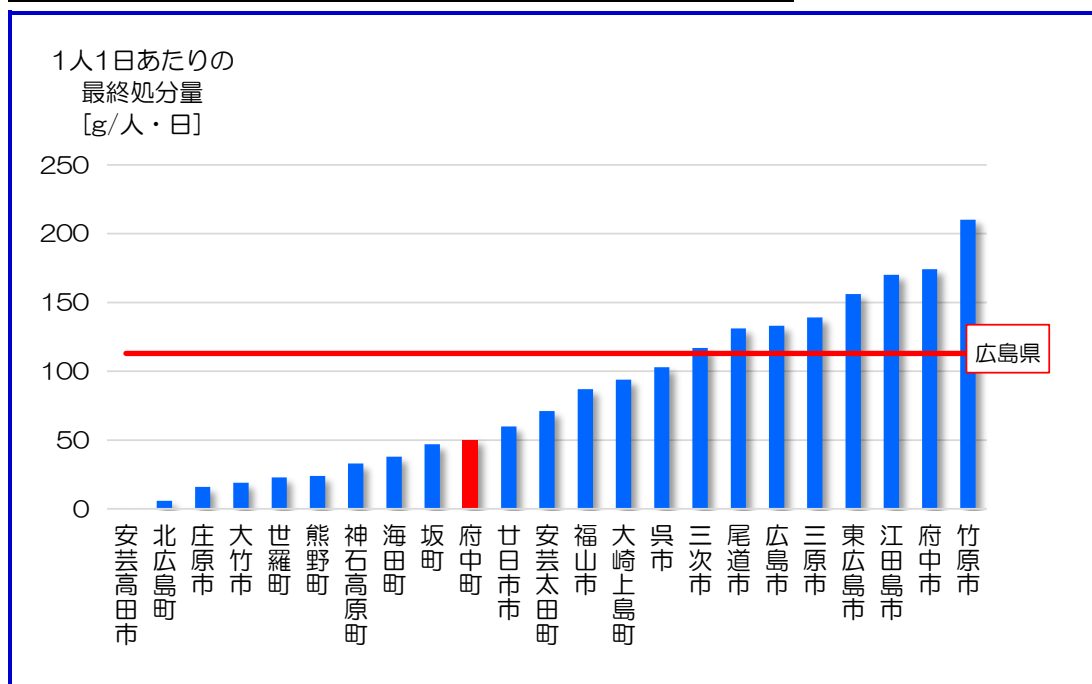
	平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
安芸クリーンセンターからの 処理残渣[t/年]	454	560	516	436	475
府中町環境センターからの 不適物[t/年]	74	75	145	163	175
府中町環境センターからの がれき類、ガラスくず [t/年]	348	284	317	370	285
合計[t/年]	876	919	978	969	935

資料) 一般廃棄物処理実態調査、環境省

●県内自治体との比較（最終処分量）

平成 25（2013）年度における当町の 1 人 1 日あたりの最終処分量※は、50g であり、広島県内の 23 市町の中で 10 番目に少ない状況となっています。

図表 3-23（1）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）



図表 3-23（2）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）

順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人・日]	順位	自治体名	1人1日あたりの最終処分量 [g/人・日]
1	安芸高田市	0.3	13	福山市	87
2	北広島町	6	14	大崎上島町	94
3	庄原市	16	15	呉市	103
4	大竹市	19	16	三次市	117
5	世羅町	23	17	尾道市	131
6	熊野町	24	18	広島市	133
7	神石高原町	33	19	三原市	139
8	海田町	38	20	東広島市	156
9	坂町	47	21	江田島市	170
10	府中町	50	22	府中市	174
11	廿日市市	60	23	竹原市	210
12	安芸太田町	71	-	広島県	113

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

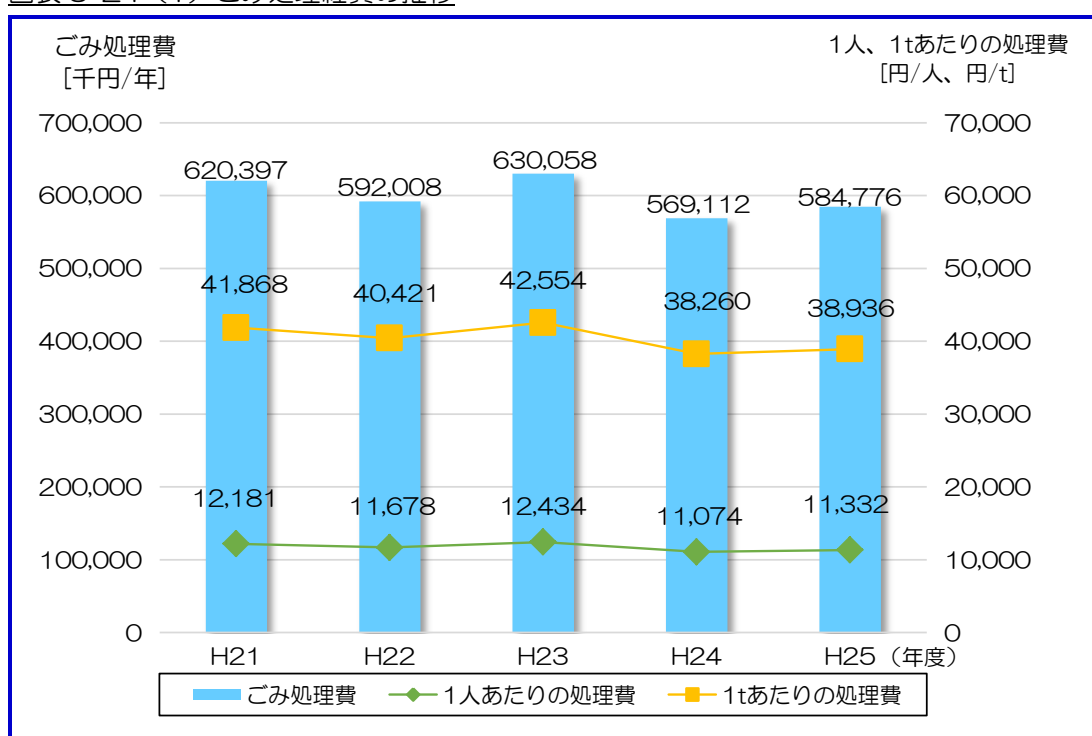
※ 1 人 1 日あたりの最終処分量[g/人・日]：最終処分量[t/年]×10⁶÷総人口[人]÷365[日]

ごみ処理経費

●ごみ処理経費の内訳

当町のごみ処理経費の総額は減少傾向にあり、平成 25（2013）年度は約 6 億円を要している状況にあります。平成 25（2013）年度における 1 人あたりの処理経費※は約 11,300 円、ごみ 1t あたりの処理経費※は約 38,900 円となっています。

図表 3-24（1）ごみ処理経費の推移



※ 1 人あたりの処理費[円/人]：ごみ処理経費合計[千円]÷計画収集人口[人]

※ 1t あたりの処理費[円/t]：ごみ処理経費合計[千円]÷ごみ総排出量[t]

図表 3-24 (2) ごみ処理経費の推移

				平成 21 (2009) 年度	平成 22 (2010) 年度	平成 23 (2011) 年度	平成 24 (2012) 年度	平成 25 (2013) 年度
建設・改良費〔千円〕	工事費	収集運搬施設		0	0	0	0	0
		中間処理施設		0	0	83,882	17,592	0
		最終処分場		0	0	0	0	0
		その他		0	0	0	0	0
	調査費		0	8,925	0	0	0	
	組合分担金		0	0	0	0	0	
	小計		0	8,925	83,882	17,592	0	
処理及び維持管理費〔千円〕	人件費	一般職	一般職	30,825	31,074	30,647	34,694	32,991
			技能職	収集運搬	68,203	60,625	51,719	45,785
		技能職	中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
	処理費	収集運搬施設		4,837	5,521	5,068	5,073	6,019
		中間処理施設		-	-	-	-	-
		最終処分場		-	-	-	-	-
		車両など購入費		0	0	0	0	0
	委託費	収集運搬施設		129,950	128,733	133,151	142,994	163,133
		中間処理施設		42,642	41,813	11,089	9,730	13,879
		最終処分場		4,595	4,745	3,657	5,277	5,061
		その他		0	0	0	0	0
	組合分担金		321,751	293,850	294,470	293,491	305,740	
	調査研究費		0	0	0	0	0	
	小計		602,803	566,361	529,801	537,044	571,291	
その他〔千円〕			17,594	16,722	16,375	14,476	13,485	
ごみ処理経費 合計 〔千円〕			620,397	592,008	630,058	569,112	584,776	
計画収集人口〔人〕			50,931	50,693	50,674	51,393	51,605	
ごみ総排出量〔t/年〕			14,776	14,646	14,806	14,948	15,019	
1人あたりの処理費 〔円/人〕			12,181	11,678	12,434	11,074	11,332	
1tあたりの処理費 〔円/t〕			41,868	40,421	42,554	38,260	38,936	

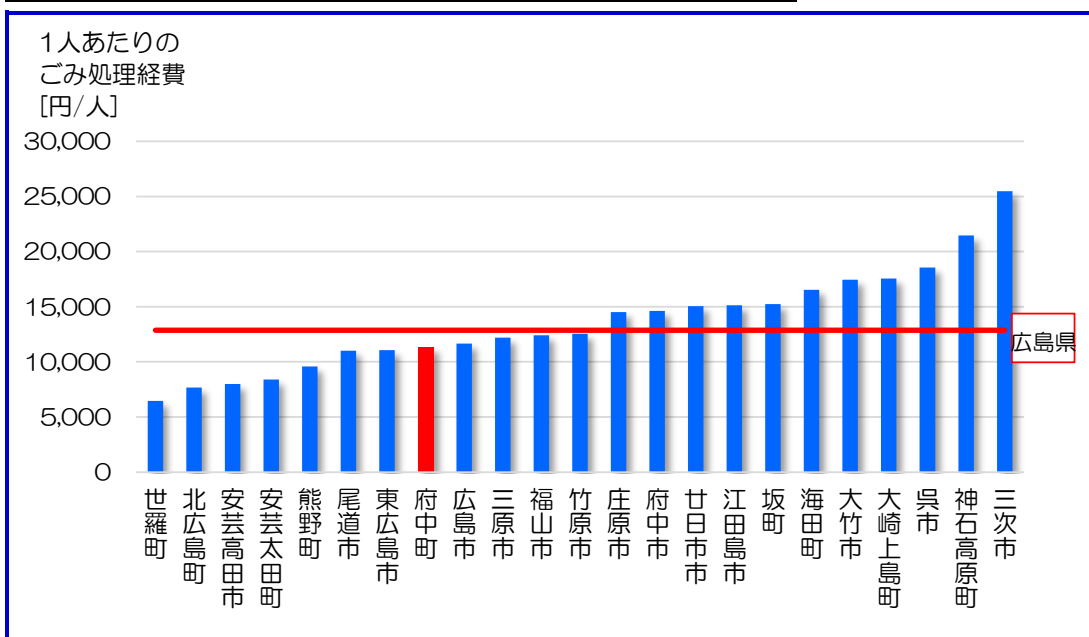
資料) 一般廃棄物処理実態調査、環境省

※: 処理費のうち、「中間処理施設」、「最終処分場」に関するものは、「組合分担金」に含む。

●県内自治体との比較（ごみ処理経費）

平成 25（2013）年度における当町の 1 人あたりのごみ処理経費は、11,332 円/人であり、広島県内の 23 市町の中で 8 番目に少ない状況となっています。

図表 3-25（1）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）



図表 3-25（2）県内自治体との比較（平成 25（2013）年度）

順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費 [円/人]	順位	自治体名	1人あたりのごみ処理経費 [円/人]
1	世羅町	6,433	13	庄原市	14,498
2	北広島町	7,650	14	府中市	14,587
3	安芸高田市	7,974	15	廿日市市	15,031
4	安芸太田町	8,362	16	江田島市	15,096
5	熊野町	9,564	17	坂町	15,212
6	尾道市	10,995	18	海田町	16,515
7	東広島市	11,026	19	大竹市	17,425
8	府中町	11,332	20	大崎上島町	17,522
9	広島市	11,644	21	呉市	18,525
10	三原市	12,172	22	神石高原町	21,430
11	福山市	12,384	23	三次市	25,439
12	竹原市	12,519	-	広島県	12,856

資料）一般廃棄物処理実態調査、環境省

3.2 ごみ排出量の予測（現状推移）

ごみ排出量の予測の手順

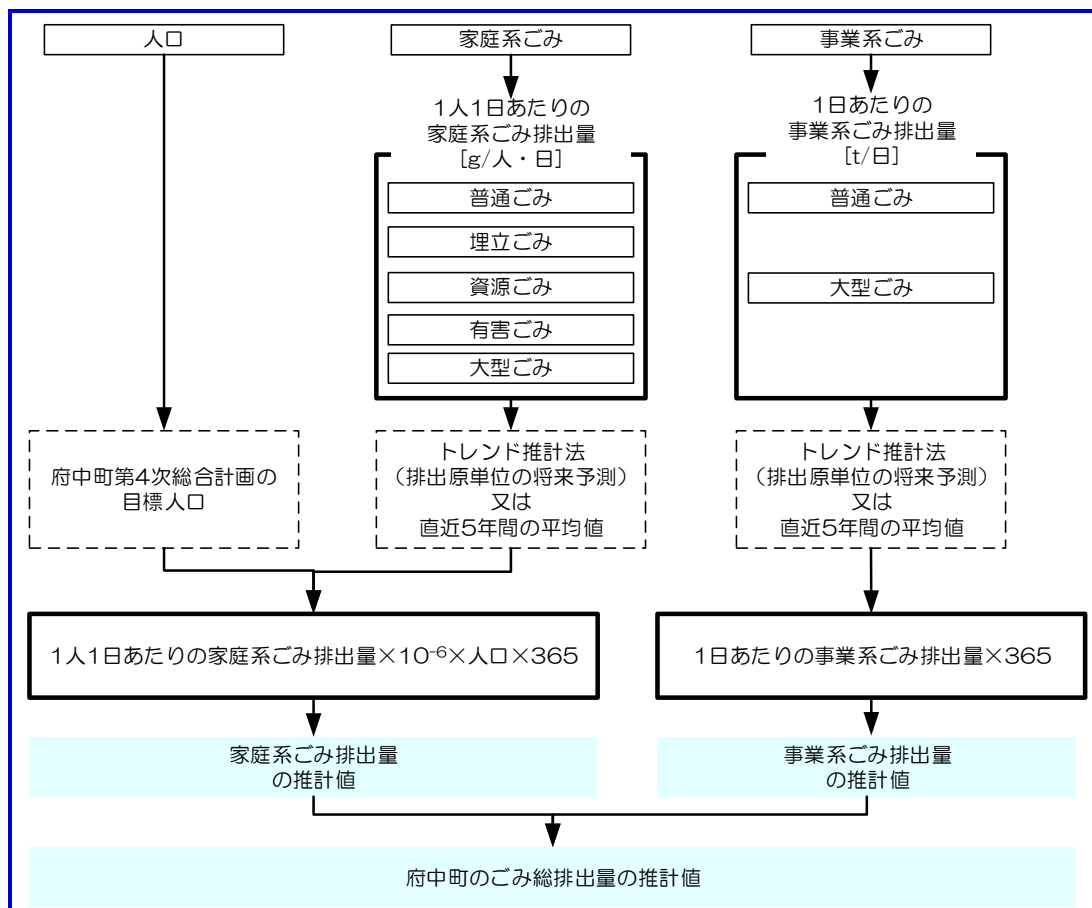
ごみ排出量の予測は、平成 21（2009）年度～平成 25（2013）年度の実績値を用いて行いました。

予測に使用した人口は、「府中町第 4 次総合計画」で設定された推計値を用いました。

家庭系ごみについては、トレンド推計法により 1 人 1 日あたりの排出量の予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

事業系ごみについては、トレンド推計法により 1 日あたりの排出量の予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

図表 3-26 ごみ排出量の予測の手順



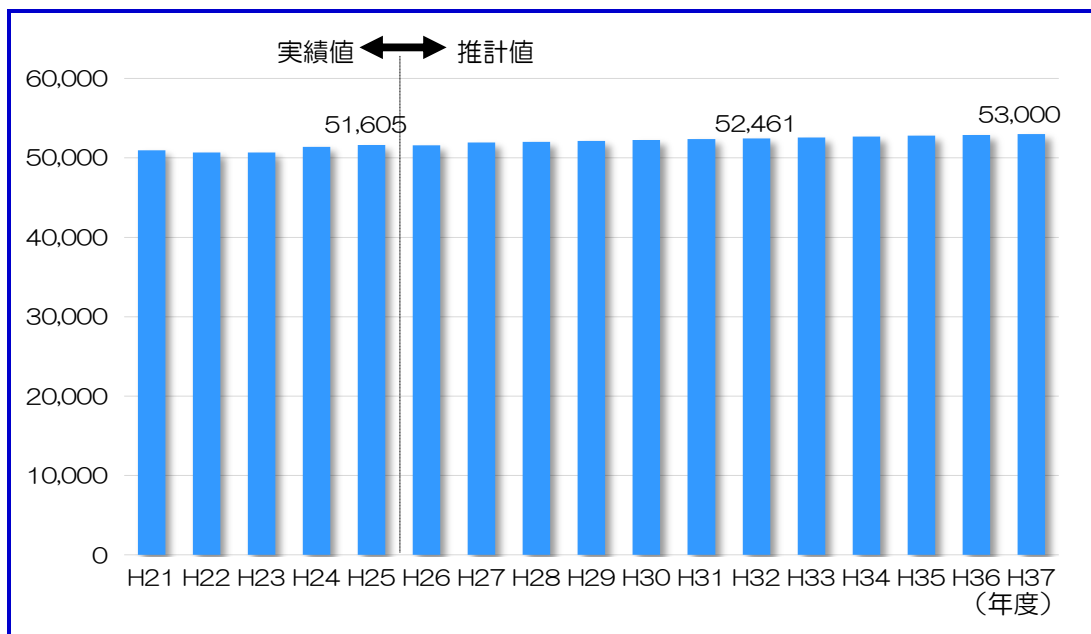
ごみ排出量の予測結果

●人口

当町の人口推移は、「府中町第4次総合計画」で設定された推計値を用いました。

人口は、微増傾向で推移し、平成37（2025）年度では、53,000人になると予測されています。

図表 3-27（1）人口の予測結果



図表 3-27（2）人口の予測結果

	平成 25（2013）年度 実績値	平成 32（2020）年度 推計値 （中間目標年度）	平成 37（2025）年度 推計値 （計画目標年度）
人口 [人]	51,605	52,461	53,000

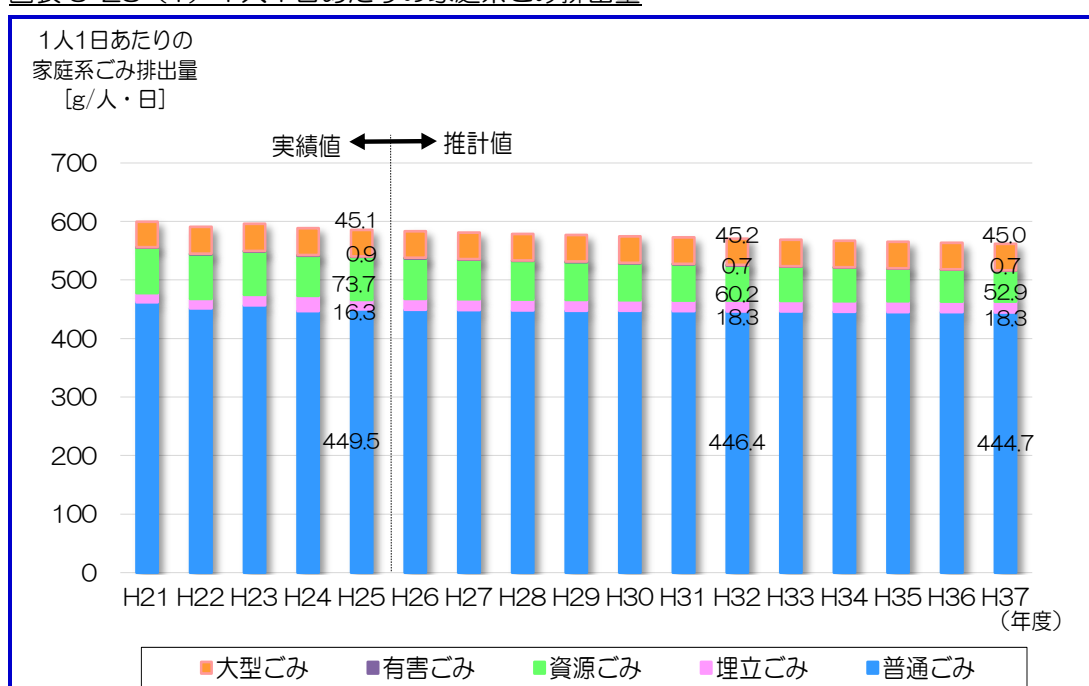
●1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち、普通ごみ及び資源ごみの1人1日あたりの排出量は減少すると予測されますが、埋立ごみ、有害ごみ及び大型ごみについては、横ばいで推移すると予測されます。

排出量の多くを占める普通ごみ及び資源ごみの1人1日あたりの排出量が減少するため、1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は減少すると予測されます。

平成37(2025)年度における1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は、561.6gと予測されます。

図表 3-28 (1) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量



図表 3-28 (2) 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

	平成 25 (2013) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 37 (2025) 年度 推計値 (計画目標年度)
普通ごみ [g/人・日]	449.5	446.4	444.7
埋立ごみ [g/人・日]	16.3	18.3	18.3
資源ごみ [g/人・日]	73.7	60.2	52.9
有害ごみ [g/人・日]	0.9	0.7	0.7
大型ごみ [g/人・日]	45.1	45.2	45.0
合計 [g/人・日]	585.5	570.8	561.6

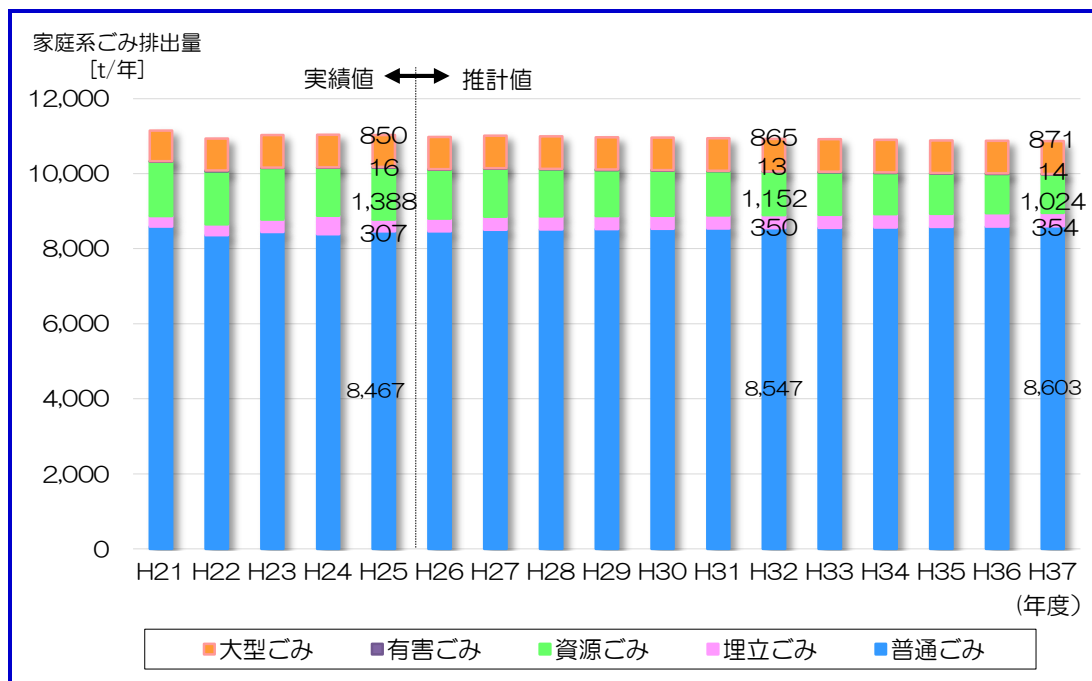
●家庭系ごみ排出量

家庭系ごみのうち、普通ごみ、埋立ごみ及び大型ごみの排出量は増加すると予測されますが、資源ごみは減少、有害ごみは横ばいで推移すると予測されます。

家庭系ごみ排出量は、資源ごみの減少量が普通ごみ、埋立ごみ及び大型ごみの増加量を上回るため、減少することが予測されます。

平成 37（2025）年度における家庭系ごみ排出量は、10,866t と予測されます。

図表 3-29（1）家庭系ごみ排出量



図表 3-29（2）家庭系ごみ排出量

	平成 25 (2013) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 37 (2025) 年度 推計値 (計画目標年度)
普通ごみ [t/年]	8,467	8,547	8,603
埋立ごみ [t/年]	307	350	354
資源ごみ [t/年]	1,388	1,152	1,024
有害ごみ [t/年]	16	13	14
大型ごみ [t/年]	850	865	871
合計 [t/年]	11,028	10,927	10,866

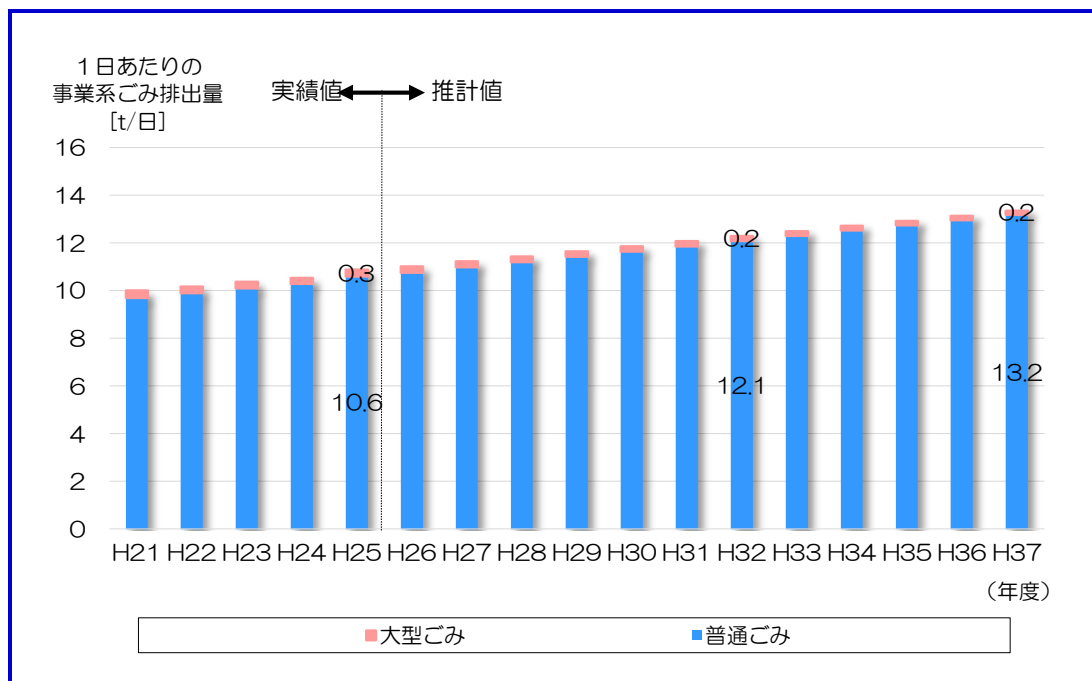
●1日あたりの事業系ごみ排出量

事業系ごみのうち、1日あたりの普通ごみ排出量は増加すると予測されますが大型ごみの排出量は横ばいで推移すると予測されます。

排出量の多くを占める1日あたりの普通ごみ排出量が増加することから、1日あたりの事業系ごみ排出量は増加すると予測されます。

平成 37(2025)年度における1日あたりの事業系ごみ排出量は、13.4t と予測されます。

図表 3-30 (1) 1日あたりの事業系ごみ排出量



図表 3-30 (2) 1日あたりの事業系ごみ排出量

	平成 25 (2013) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 37 (2025) 年度 推計値 (計画目標年度)
普通ごみ [t/日]	10.6	12.1	13.2
大型ごみ [t/日]	0.3	0.2	0.2
合計 [t/日]	10.9	12.3	13.4

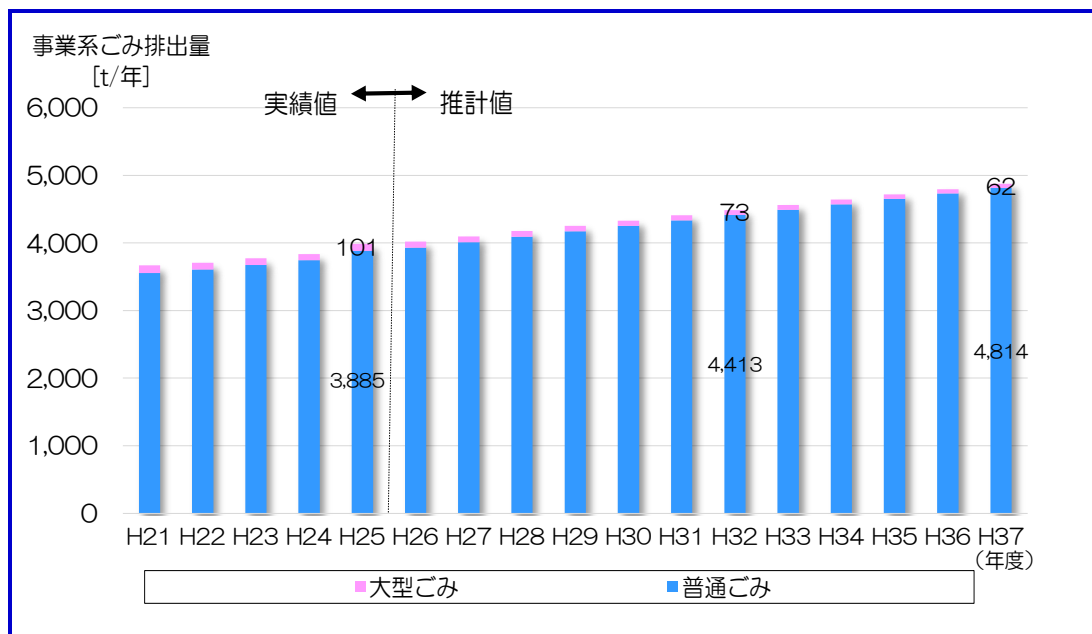
●事業系ごみ排出量

事業系ごみのうち、普通ごみの排出量は増加すると予測されるが大型ごみの排出量は減少すると予測されます。

排出量の多くを占める普通ごみの排出量が増加することから、事業系ごみ全体の排出量は増加すると予測されます。

平成 37（2025）年度における事業系ごみ排出量は、4,876t と予測されます。

図表 3-31（1）事業系ごみ排出量



図表 3-31（2）事業系ごみ排出量

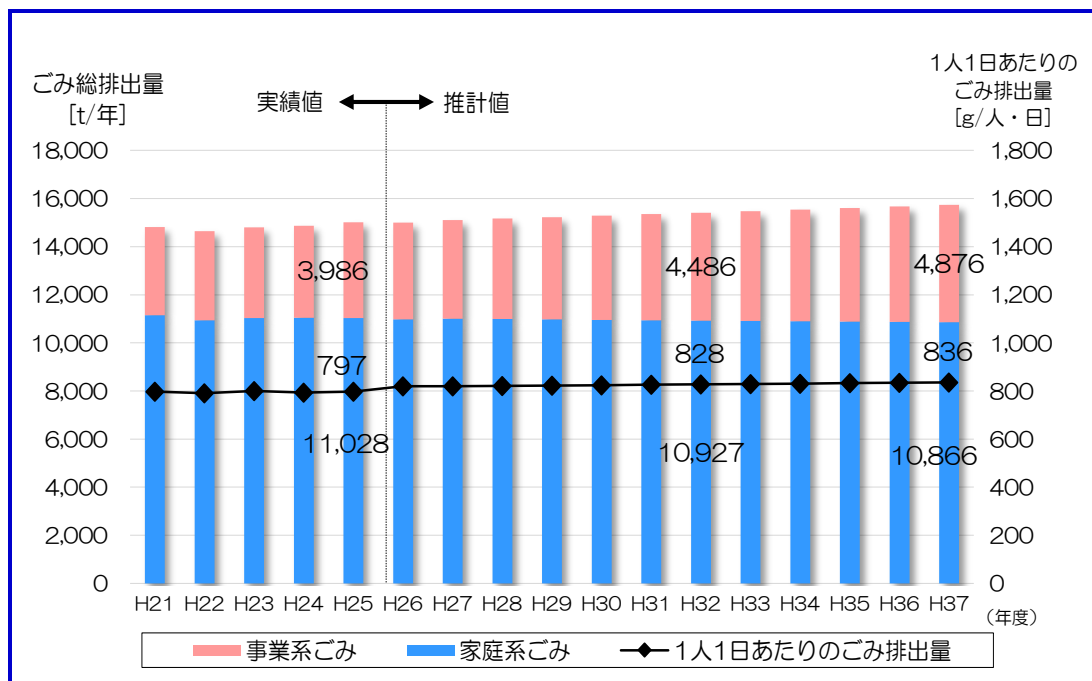
	平成 25 (2013) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 37 (2025) 年度 推計値 (計画目標年度)
普通ごみ [t/年]	3,885	4,413	4,814
大型ごみ [t/年]	101	73	62
合計 [t/年]	3,986	4,486	4,876

●ごみ総排出量

ごみ総排出量は、事業系ごみ排出量の増加量が家庭系ごみ排出量の減少量を上回るため、増加することが予測されます。平成 37（2025）年度におけるごみ総排出量は、15,742t と予測されます。

また、平成 37（2025）年度における 1 人 1 日あたりのごみ排出量は、836g と予測されます。

図表 3-32（1）ごみ総排出量



図表 3-32（2）ごみ総排出量

		平成 25 (2013) 年度 実績値	平成 32 (2020) 年度 推計値 (中間目標年度)	平成 37 (2025) 年度 推計値 (計画目標年度)
排出量 [t/年]	家庭系ごみ	11,028	10,927	10,866
	事業系ごみ	3,986	4,486	4,876
	合計	15,014	15,413	15,742
1人1日あたりのごみ排出量 [g/人・日]		797	828	836

3.3 ごみ処理に係る評価

国の目標値を基準とした評価

●国の目標値

ごみ処理に係る国の目標としては、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下、「国の基本方針」という。）」及び「第3次循環型社会形成推進基本計画（以下、「国の循環基本計画」という。）」において、以下に示すように削減目標が設定されています。

図表 3-33 国の基本方針における目標値

指 標	目 標
一般廃棄物の排出量	平成 27（2015）年度までに平成 19（2007）年度比で約 5%減
一般廃棄物の再生利用量	平成 27（2015）年度までに約 25%
一般廃棄物の最終処分量	平成 27（2015）年度までに平成 19（2007）年度比で約 22%減

図表 3-34 国の循環基本計画における目標値

指 標	目 標
1 人 1 日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）	平成 32（2020）年度までに平成 12（2000）年度比で約 25%減
集団回収量、資源ごみなどを除いた 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量	平成 32（2020）年度までに平成 12（2000）年度比で約 25%減
事業系ごみの総量	平成 32（2020）年度までに平成 12（2000）年度比で約 35%減

●国の目標値の達成見込み

国の基本方針における「一般廃棄物の排出量」については平成 25（2013）年度時点で既に目標値を達成している状況にあるのに対し、「一般廃棄物の再生利用量」及び「一般廃棄物の最終処分量」は、目標値との乖離が大きく、現状のまま推移する場合には、目標を達成することは困難であると見込まれます。

また、国の循環基本計画における「1 人 1 日あたりのごみ排出量」及び「事業系ごみの総量」については、今後も増加傾向で推移することが予測されることから、目標を達成することは困難であると見込まれます。「1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量」については、減少傾向にあるものの、平成 32（2020）年度の目標値までは減少しないことから、目標を達成することは困難であると見込まれます。

図表 3-35 国の基本方針における目標値の達成見込み

指標	平成 19（2007） 年度 基準値	平成 27（2015） 年度 目標値	平成 25（2013） 年度 実績値	達成 見込み
一般廃棄物の排出量	15,909t/年	15,114t/年 （約 5%減）	15,014t/年	○
一般廃棄物の再生利用量	15.5%	25%	11.8%	△
一般廃棄物の最終処分量	922t/年	719t/年 （約 22%減）	935t/年	△

図表 3-36 国の循環基本計画における目標値の達成見込み

指標	平成 12（2000） 年度 基準値	平成 32（2020）年度		達成 見込み
		目標値	推計値	
1 人 1 日あたりのごみ排出量	845g/人・日	634g/人・日 （約 25%減）	828g/人・日	△
1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量	584g/人・日	438g/人・日 （約 25%減）	511g/人・日	△
事業系ごみの総量	2,557t/年	1,662t/年 （約 35%減）	4,486t/年	△

※：1 人 1 日あたりのごみ排出量は、計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含んだ値を示す。

※：1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量は、集団回収量、資源ごみなどを除いた値を示す。

※：推計値は現状のまま推移した場合の値を示す。

前計画の数値目標の評価

●前計画の目標値

前計画では、「1人1日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）」、「集団回収量、資源ごみなどを除いた1人1日あたりの家庭系ごみの量」、「事業系ごみの総量」の3つの指標について目標値が定められています。

図表 3-37 前計画の目標値

指 標	目 標
1人1日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）	平成 36（2024）年度までに平成 20（2008）年度比で約 25%減
集団回収量、資源ごみなどを除いた1人1日あたりの家庭系ごみの量	平成 36（2024）年度までに平成 20（2008）年度比で約 25%減
事業系ごみの総量	平成 36（2024）年度までに平成 20（2008）年度比で約 35%減

●前計画の目標値の達成見込み

前計画におけるいずれの指標についても、平成 36（2024）年度の目標値との乖離が大きく、現状のまま推移した場合は、目標を達成することは困難であると見込まれます。

その原因としては、「事業系ごみ」については近年の景気の回復により事業活動が活発に行われたこと、「家庭系ごみ」については、生活スタイルの変化によりごみの質などが変化したことにより、前計画で実施した施策が十分な効果が発揮できていないことが考えられます。

図表 3-38 前計画の目標値の達成見込み

指 標	平成 20（2008） 年度 基準値	平成 36（2024）年度		達成見込み
		目標値	推計値	
1人1日あたりのごみ排出量	790 g/人・日	711 g/人・日 （約 25%減）	834 g/人・日	△
1人1日あたりの家庭系ごみの量	521 g/人・日	417 g/人・日 （約 25%減）	509 g/人・日	△
事業系ごみの総量	3,685 t/年	2,948 t/年 （約 35%減）	4,796 t/年	△

※：1人1日あたりのごみ排出量は、計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含んだ値を示す。

※：1人1日あたりの家庭系ごみの量は、集団回収量、資源ごみなどを除いた値を示す。

※：推計値は現状のまま推移した場合の値を示す。

類似団体を基準とした評価

●評価指標

当町の一般廃棄物事業について、環境省で公表している「一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いて評価を行いました。

システム評価には、以下に示す 5 つの指標を用い、当町の評価結果については、類似団体※との比較を行いました。

図表 3-39 システム評価における評価指標

評価指標			算出式
循環型社会形成	廃棄物の発生	人口 1 人 1 日あたりの ごみ総排出量 [g/人・日]	ごみ総排出量 ÷ 365 ÷ 計画収集人口 × 10 ⁶
	廃棄物の再生 利用	廃棄物からの資源回収率 (RDF を除く) [t/t] 【リサイクル率のこと】	資源化量 ÷ ごみ総排出量
	最終処分	廃棄物のうち最終処分される 割合 [t/t] 【最終処分率のこと】	最終処分量 ÷ ごみ総排出量
経済性	費用対効果	人口 1 人あたりの 年間処理経費 [円/人・年]	処理及び維持管理費 ÷ 計画収集人口
		最終処分減量に要する費用 [円/t]	(処理及び維持管理費－最終処分費) ÷ (ごみ総排出量－最終処分量)

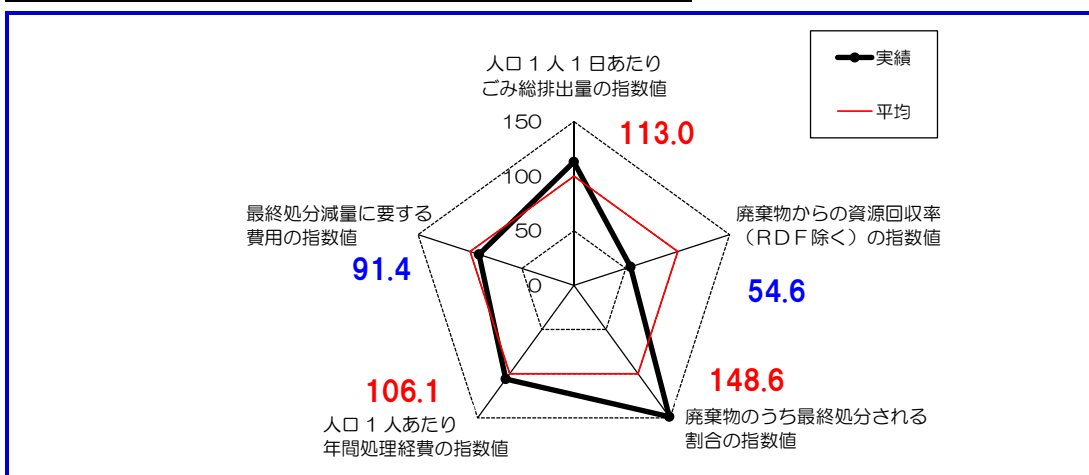
※ 類似団体：類似団体は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」を基に設定。

●評価結果

当町は類似団体よりも人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は少なく、廃棄物のうち最終処分される割合も低いことを示しており、人口 1 人あたり年間処理経費は安くなっています。

一方、当町は類似団体よりも廃棄物からの資源回収率（RDF 除く）は低く、最終処分減量に要する費用は高くなっています。

図表 3-40（1）類似団体の平均を基準とした評価の結果



図表 3-40（2）類似団体の平均を基準とした評価の結果

	人口 1 人 1 日 あたりごみ総 排出量 の指数値 [g/人・日]	廃棄物からの 資源回収率 (RDF 除く) の指数値 [t/t]	廃棄物のうち 最終処分され る割合 の指数値 [t/t]	人口 1 人あた り年間処理 経費の指数値 [円/人・年]	最終処分減量 に要する費用 の指数値 [円/t]
平均値	0.911	0.194	0.105	12,003	37,539
最大値	1.600	0.452	0.775	23,551	77,487
最小値	0.646	0.062	0.004	3,898	3,762
府中町	0.793	0.106	0.054	11,268	40,759
指数値	113.0	54.6	148.6	106.1	91.4

※：(1 - (当町実績値 - 類似団体の平均値) ÷ 平均値) × 100

※：当町実績値 ÷ 類似団体の平均値 × 100

※：廃棄物からの資源回収率（RDF*除く）については、RDF を含む数量にて評価が行われている自治体があったため、当該自治体を除いて評価した。また、廃棄物のうち最終処分される割合については、ゼロとなっている自治体を除いて評価した。

※ RDF：ごみ固形燃料（Refuse Derived Fuel）の略。生ごみやプラスチックごみを固形燃料にしたものを示す。

【参考】レーダーチャートの見方

《全般》

指標毎に、抽出した類似団体の平均値が 100 となっており、レーダーチャートでは、指数値が高くなるほど外側に広がり良好な状態を示している。

《人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量の指数値》

人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は、少ないほど外側に広がる。当町の場合、100 以上となっているため、人口 1 人 1 日あたりごみ総排出量は類似団体平均よりも少ないといえる。

《廃棄物からの資源回収率(RDF除く)の指数値》

廃棄物からの資源回収率(RDF 除く)は、高いほど外側に広がる。当町の場合、100 以下となっているため、廃棄物からの資源回収率は類似団体平均よりも低いといえる。

《廃棄物のうち最終処分される割合の指数値》

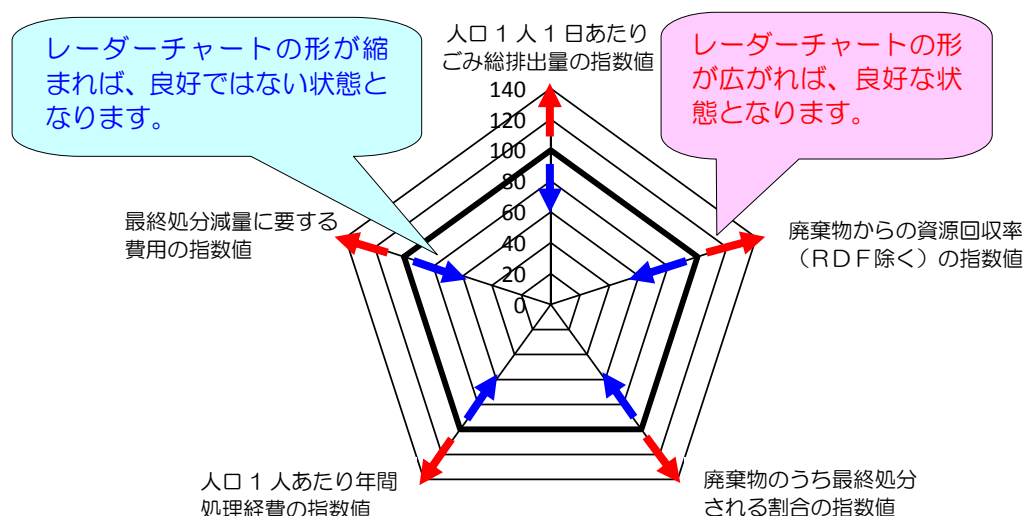
廃棄物のうち最終処分される割合は、少ないほど外側に広がる。当町の場合、100 以上となっているため、廃棄物のうち最終処分される割合は類似団体平均よりも低いといえる。

《人口 1 人あたり年間処理経費の指数値》

人口 1 人あたり年間処理経費は、少ないほど外側に広がる。当町の場合、100 以上となっているため、人口 1 人あたり年間処理経費は類似団体平均よりも低いといえる。

《最終処分減量に要する費用の指数値》

最終処分減量に要する費用は、少ないほど外側に広がる。当町の場合、100 以下となっているため、最終処分減量に要する費用は類似団体平均よりも高いといえる。



3.4 ごみ処理に係る課題

排出抑制

●ごみ排出量の削減

平成 25（2013）年度における当町の 1 人 1 日あたりのごみ排出量は 797g であり、全国平均（958g）や広島県平均（902g）よりも少なく、広島県内の 23 市町の中で 7 番目に少ない状況です。しかし、1 人 1 日あたりのごみ排出量は今後も増加することが見込まれており、前計画の数値目標の達成は困難な状況にあります。

前計画の施策のみでは、前計画の数値目標を達成することは困難であるため施策の改善または新たな施策を実施し、ごみの排出抑制に向けた取り組みを加速化する必要があります。特に、事業系ごみは今後も排出量が大幅に増加することが予測されることから、事業系ごみ（特に普通ごみ）の排出抑制につながる新たな施策を実施する必要があります。

資源化

●リサイクル率の向上

リサイクル率は年々低下傾向を示しています。また、平成 25（2013）年度における当町のリサイクル率は 11.8%であり、国の基本方針の数値目標（25%）の達成は困難な状況にあります。ただし、当町では、町内会などで実施されている集団回収量を把握し、実態に即したリサイクル率になっていません。

住民の資源化を推進するためには、多種多様な生活スタイルに応じて資源回収に取り組める仕組みづくりが重要です。そのため、行政が行う回収以外で行われている集団回収や店頭回収（スーパーなど）の実態を把握するとともに、住民の資源回収への取り組みやすさを向上させることにより、資源化の推進を図る必要があります。

●適正分別の徹底

当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果によると、家庭系ごみ及び事業系ごみの普通ごみの中には紙類などが多く含まれていることから、さらなる分別の徹底を図ることにより、資源化の推進を図る必要があります。

収集・運搬

●新たな収集運搬体制の構築

今後、新たな分別品目を追加する場合や中間処理施設の施設整備方針を踏まえた収集体制について整備する必要があります。

中間処理

●安芸地区衛生施設管理組合の構成自治体と連携した中間処理方針の調整

安芸クリーンセンターは、平成 27（2015）年度～29（2017）年度の 3 ヶ年事業として延命化対策工事を実施し、平成 44（2032）年度までの延命化を図る予定です。しかし、平成 44（2032）年には稼動から 30 年が経過し、施設の更新時期を迎えることから、海田町・熊野町・坂町と調整しながら新たな処理施設の整備に向けた検討を行う必要があります。

●府中町環境センターの今後の整備方針の検討

府中町環境センターは、大型ごみ分解場が供用から 29 年、リサイクルセンターは 15 年が経過し、それぞれの施設で更新時期を迎えており、新たな施設整備に向けた検討を行う必要があります。なお、今後の府中町環境センターの施設整備に向けた計画は、府中町環境センターが都市部に位置していることを踏まえ、周辺の都市化の進行や主要道路の拡充などの状況を考慮したものとします。

最終処分

●最終処分量の削減に向けた取り組みの強化

平成 25（2013）年度における当町の 1 人 1 日あたりの最終処分量は 50g であり、広島県内の 23 市町の中で 10 番目に少ないものの、国の基本方針の数値目標の達成は困難な状況にあります。また、新たな最終処分場の建設は全国的にも大きな課題となっているため、最終処分量のさらなる削減は当町にとっても重要な取り組みとなります。

前計画の施策のみでは、数値目標を達成することは見込めないことから、施策の改善または新たな施策を実施し、ごみの排出抑制及び資源化の推進を図り、最終処分量を削減する必要があります。

●最終処分場の今後の整備方針の調整

平成 27（2015）年現在では、（一財）広島県環境保全公社に最終処分を委託していますが、最終処分場はいずれ満杯になることから、海田町・熊野町・坂町・広島市と調整しながら最終処分場の今後の整備方針について調整する必要があります。

協働

●協働の取り組みの強化

前計画では、ごみの減量化・資源化に向けた取り組みは、各家庭や事業者が個別に取り組まれていることが多くなっていました。本計画において、さらなるごみ排出量の削減に取り組んでいくためには、住民・事業者・行政が相互に協力・連携し、より効果的にごみの排出量を削減する必要があります。

平成 25(2013)年度における当町の 1 人あたりのごみ処理経費は約 11,300 円であり、広島県内の 23 市町の中で 8 番目に少ない状況です。しかし、ごみ処理経費として年間約 6 億円を要していることから、ごみ減量化・資源化を推進することにより処理経費を削減する必要があります。

ごみ処理基本計画

- 4.1 基本理念
- 4.2 基本方針
- 4.3 数値目標
- 4.4 施策の体系
- 4.5 排出抑制の推進（基本方針①）
- 4.6 資源化の推進（基本方針②）
- 4.7 適正な処理・処分の推進
（基本方針③）
- 4.8 協働型環境づくりの推進
（基本方針④）
- 4.9 計画のスケジュール
- 4.10 計画の進捗管理

4.1 基本理念

「府中町第2次環境基本計画」では、ごみの減量化及び資源化に向けた取り組みを通して、最終処分量を減らし、環境への負荷の少ない「環境にやさしい循環型のまちづくり」を推進していくものとしています。

全国的にも最終処分場の新たな建設は困難な状況の中、当町としても、最終処分量の削減は重要な課題の1つであるといえます。当町では、最終処分量の削減に向けて家庭や事業者の各主体で積極的な取り組みが実施されたことにより、1人1日あたりの最終処分量は広島県平均値よりも低い水準にあります。今後、さらなる最終処分量の削減を進めていくためには、従来の個々の取り組みに加え、住民・事業者・行政が協働・連携し、より効果的にごみの減量化・資源化を推進することが重要です。

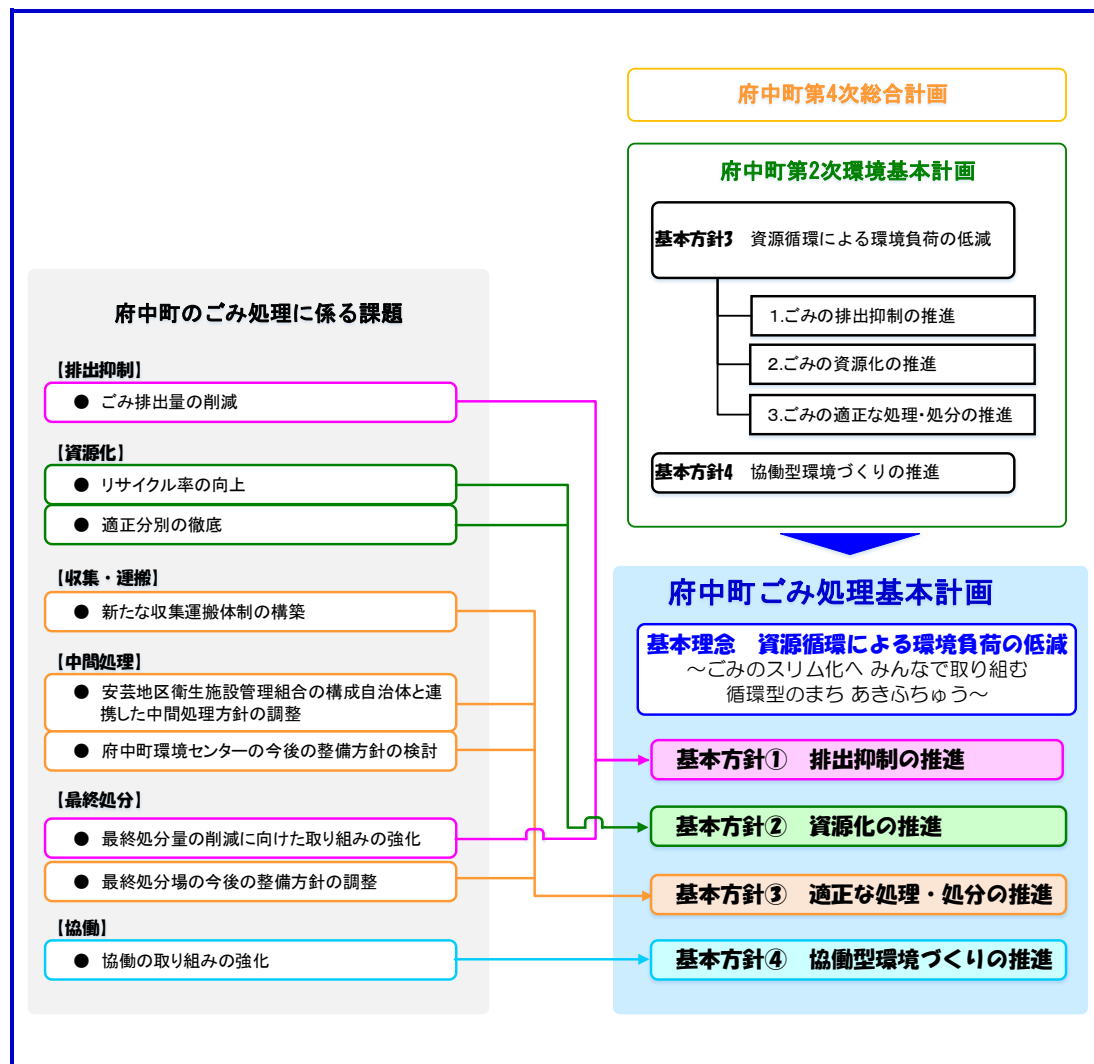
このことを踏まえ、本計画では、住民・事業者・行政などの主体間で共通する合言葉として、基本理念を定めます。

基本理念では、最終処分量の削減を目指す「ごみのスリム化」を掲げます。「ごみのスリム化」の推進は、ごみ処理に必要な「コストのスリム化」にも繋がり、ごみ処理事業の安定的な継続にも寄与するものとなります。

基本理念

資源循環による環境負荷の低減
～ごみのスリム化へ みんなで取り組む
循環型のまち あきふちゅう～

図表 4-1 本計画と当町における上位計画との関係



4.2 基本方針

「府中町第2次環境基本計画」では、「資源循環による環境負荷の低減」を具体化する取り組みテーマとして「ごみの排出抑制の推進」、「ごみの資源化の推進」、「ごみの適正な処理・処分の推進」を基本方針として挙げています。本計画における基本方針は環境基本計画の基本方針及び当町のごみ処理に係る課題を踏まえ、「排出抑制の推進」、「資源化の推進」、「適正な処理・処分の推進」を設定します。

また、今後は、住民・事業者・行政が相互に協力・連携し、より効果的にごみの減量化、資源化を行っていくことが重要になることから、「協働型環境づくりの推進」を基本方針の1つとして設定します。

当町においては、上記の4つの基本方針に基づき各施策を展開し、環境にやさしい循環型のまちづくりを積極的に推進することとします。

基本方針① 排出抑制の推進

家庭や事業所で取り組みやすい減量化の方法などをまとめた冊子の作成や情報発信などによる啓発活動及び環境学習を推進します。特に、事業系ごみについては、今後も増加することが予測されることから、廃棄物処理責任を明確にし、分別の意識を高めることでごみの排出抑制を推進します。また、ごみの排出抑制を行うことに対してインセンティブ*が働く仕組みづくりを推進します。

基本方針② 資源化の推進

家庭系ごみについては、有価物の分別品目の拡充や店頭回収の推進などにより、住民が資源化に取り組むやすい仕組みを構築します。また、当町が平成26（2014）年度実施した事業者アンケート結果によると事業系ごみについては、リサイクルの方法がわからないことに起因して有価物の分別排出が徹底されていない可能性が示唆されています。事業系ごみについては、資源化の実施事例などの情報発信を行い、資源化に取り組むやすい仕組みづくりを推進していきます。

基本方針③ 適正な処理・処分の推進

府中町環境センターには老朽化が進行している設備もあることから、同センターの再整備について方向性を定める必要があります。広域処理を行っている普通ごみの処理や委託処理を行っている最終処分については、安芸地区衛生施設管理組合の構成自治体と連携しながら、新たな普通ごみ処理施設や最終処分場整備に関する調整を行います。また、不法投棄の防止に向けた対策を講じ、不法投棄の削減に努めます。

基本方針④ 協働型環境づくりの推進

ごみの減量化・資源化を推進するためには、住民や事業者が意識を持って毎日1つ1つの行動を積み重ねていくことが重要です。当町では、住民・事業者・行政が相互に協力・連携することにより、より効果的に減量化・資源化を行うこととします。

※ インセンティブ：意欲向上や目標達成のための刺激策を示す。例えば、ごみの減量化には「ごみの有料化」といった経済的なインセンティブが有効であるとされる。

4.3 数値目標

数値目標の内容

前計画で定められた数値目標については、「ごみ処理に係る課題」で示したように目標の達成は困難な状況にあります。

また、当町では大型商業施設の増床が計画されていることや生活スタイルの変化も見込まれることなどを踏まえると、今後ごみ処理の状況は大きく変化していくことが想定されます。

以上を踏まえ、本計画では、前計画に定められた施策の見直しを含めて数値目標の精査を行い、現在の社会情勢に対応した新たな数値目標を以下に示すとおり設定します。

図表 4-2 数値目標

数値目標①	【指標】 住民 1 人 1 日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む） 【目標値】 平成 37（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 10%以上削減する 基準値（平成 25（2013）年度）：797g/人・日 目標値（平成 37（2025）年度）：717g/人・日以下
数値目標②	【指標】 府中町全体のリサイクル率 【目標値】 平成 37（2025）年度までに 19%以上とする 現状値（平成 25（2013）年度）：11.8% 目標値（平成 37（2025）年度）：19%以上
数値目標③	【指標】 府中町全体の最終処分量 【目標値】 平成 37（2025）年度までに平成 25（2013）年度比で約 5%以上削減する 基準値（平成 25（2013）年度）：935 t/年 目標値（平成 37（2025）年度）：888 t/年以下

※：目標値（平成 37（2025）年度）は、現在把握されていない集団回収量を把握することと、今後予定されている大型商業施設の増床による普通ごみの増加分を考慮。

数値目標の指標の設定

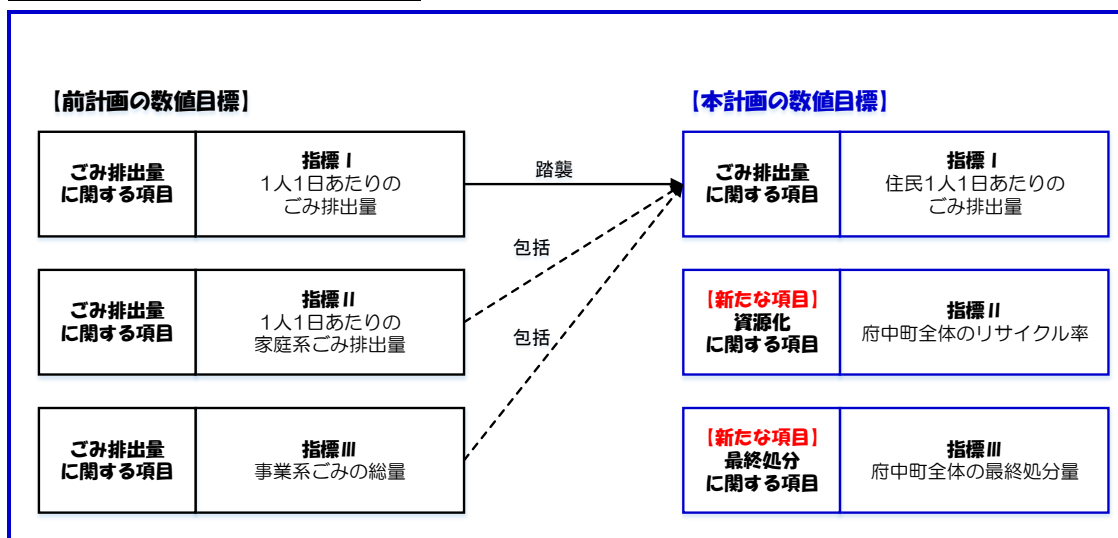
国の循環基本計画では、廃棄物などの発生抑制、再使用、再生利用などの取り組みをさらに進め、循環型社会を推進していくため、物質フローの「入口」、「循環」、「出口」を代表する指標として「①ごみ排出量に関する項目」、「②資源化に関する項目」、「③最終処分に関する項目」を設定しています。

一方、前計画における数値目標に関する指標は「①ごみ排出量に関する項目」のみとなっています。

したがって、本計画では、国の循環基本計画を参考に新たに「②資源化に関する項目」、「③最終処分に関する項目」の指標も加えることとします。

なお、「①ごみ排出量に関する項目」については、前計画で定められている「集団回収量、資源ごみなどを除いた 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量」及び「事業系ごみの総量」を包括した指標として「1 人 1 日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）」とします。ただし、「集団回収量、資源ごみなどを除いた 1 人 1 日あたりの家庭系ごみの量」、「事業系ごみの総量」については、「1 人 1 日あたりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を含む）」の内容を詳細に分析するための補足的な指標として数値の追跡を行っていきます。

図表 4-3 数値目標の指標の考え方



数値目標の目標値の設定

●目標値の設定方法

本計画では、前計画策定以降の社会情勢や生活スタイルの変化などを考慮するとともに、施策の改善や新たに取り組む施策などを踏まえ、住民・事業者・行政が協働して循環型社会の形成を目指す目標値を新たに設定します。

新たに設定する目標値は、ごみ排出量の予測結果の計画目標年度（平成 37（2025）年度）の予測値に基づき、本計画で実施する施策の効果を考慮した見込値を基に設定します。施策の効果は、家庭系ごみ及び事業系ごみの普通ごみに含まれている資源化できるものを適正分別すること、生ごみの使い切り、食べ切り、水切りによる減量化の効果を見込んだものとし

ます。

適正分別の対象品目については、当町での分別収集方法を鑑み、適正分別による削減ができる割合（以下、「削減割合」という。）を設定し、資源化が可能な量を試算しました。また、生ごみについては、他都市の事例から使い切り、食べ切り、水切りによる減量化が可能な割合を設定し、得られる住民の協力の有無などを考慮して減量化が可能な量を試算しました。

なお、家庭系ごみについては、現在把握されていない集団回収量を把握すること、事業系ごみについては、今後予定されている大型商業施設の増床による普通ごみの増加分を考慮したものとします。

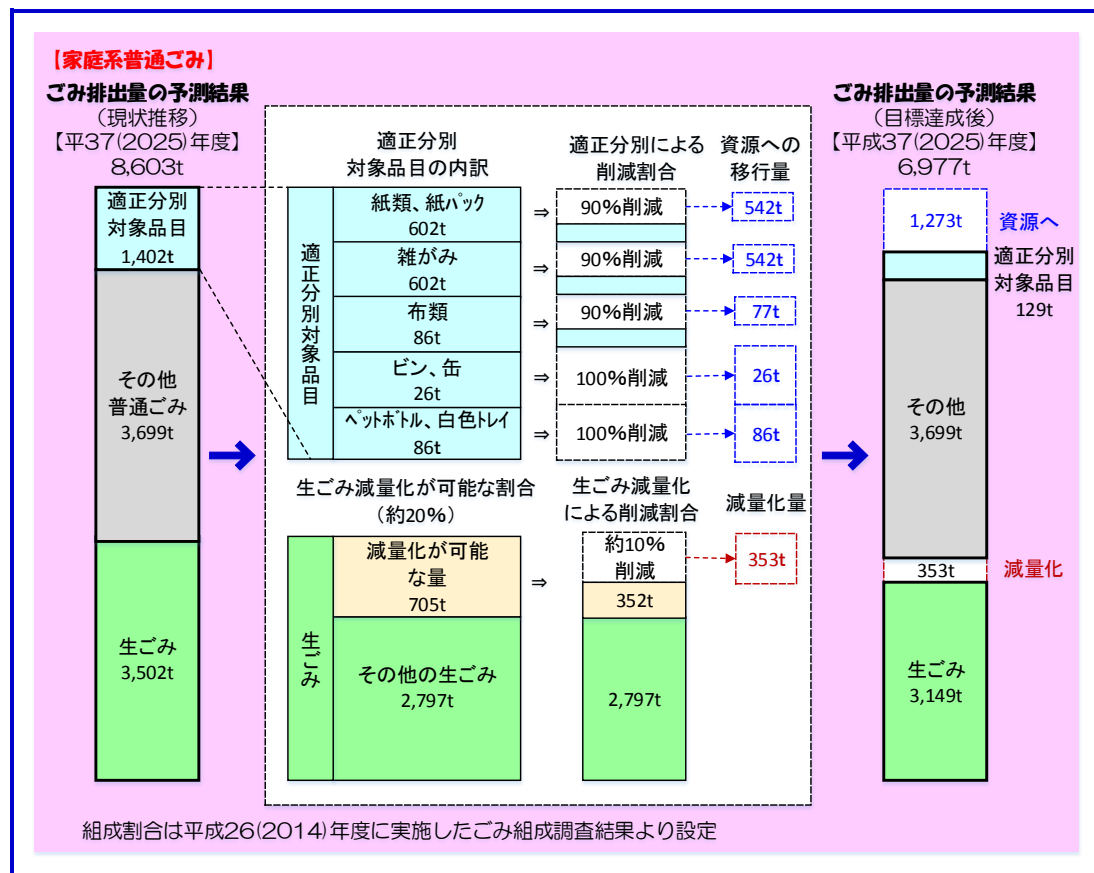
図表 4-4 適正分別及び減量化の対象品目

	家庭系ごみ（普通ごみ）	事業系ごみ（普通ごみ）
適正分別	・紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、紙パック、雑がみ ・布類 ・ビン、缶 ・ペットボトル、白色トレイ	・紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、紙パック、雑がみ、その他の紙 ・布類 ・ビン、缶 ・ペットボトル、白色トレイ ・プラスチック製容器包装
減量化	・生ごみ	・生ごみ
備考	家庭系ごみでは、プラスチック製容器包装の分別回収の指導を行っていないことから対象から除外する。	事業系ごみでは、その他の紙類（紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、紙パック、雑がみ以外のもの）として資源化可能なものが50%含まれていることを想定する。

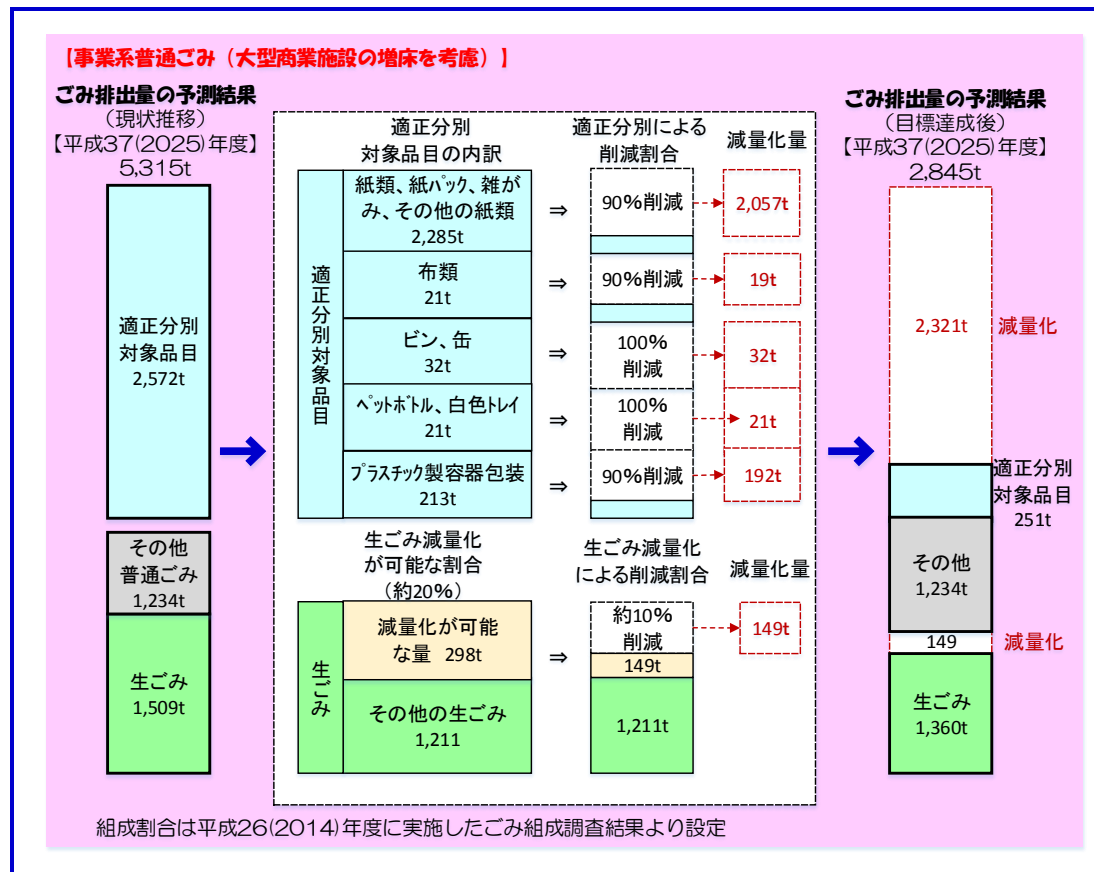
図表 4-5 適正分別及び減量化の削減割合及びその他考慮する事項

		家庭系ごみ（普通ごみ）	事業系ごみ（普通ごみ）
削減割合の設定	適正分別	【紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、雑がみ、紙パック、布類】 家庭系ごみの紙類や布類については、適正分別による資源化を行うことが原則であるが、当町では汚れているものや一部の品目（ふきん、ネクタイなど）については普通ごみとしての取り扱いを許可しているため、適正分別による削減割合は 90%とした。	【紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、雑がみ、紙パック、その他の紙類、布類】 事業系ごみの紙類や布類については、適正分別による資源化を行うことが原則であるが、当町では汚れているものや一部の品目（ふきん、ネクタイなど）については普通ごみとしての取り扱いを許可しているため、適正分別による削減割合は 90%とした。
		【ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ】 ビン、缶、ペットボトル、白色トレイについては、適正分別による資源化を行うことが原則であるため、適正分別による削減割合は 100%とした。	
		—	【プラスチック製容器包装】 事業系ごみのプラスチック製容器包装については、産業廃棄物として排出されることが原則であるが、当町では個人商店などについては、普通ごみとしての処理を指導している。また、汚れているものや事業の中での人々の活動によって排出される一部の品目（ラップ類など塩ビ製品食品のプラスチック製容器包装ごみなど）の完全撤廃は難しいことが想定されることから、適正分別による削減割合は 90%とした。
	減量化	【生ごみ】 生ごみは「水分が多く含まれているもの」や「手つかずの食品」、「食べ残し」が多く存在していることから、排出された生ごみの内、20%の減量化が可能であると想定される。ただし、当町では、生ごみの減量化に既に取り組まれている住民や事業者が存在することや生ごみ減量化への協力が他の品目に比べ得られにくいことを踏まえ、生ごみ減量化による削減割合は 20%の半分である 10%とした。	
その他考慮する事項		平成 26（2014）年度に実施した町内会アンケート結果より集団回収量の賦存量を 563t（現在、集団回収量を把握されていない町内会の回収量を含む）を想定した。	大型商業施設の増床分（1.5 倍）として約 500 t / 年（開店時の半分）増加することを想定した。

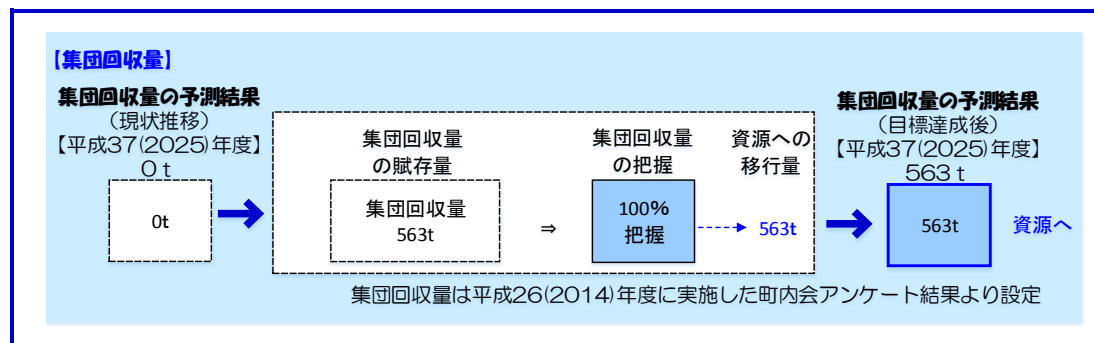
図表 4-6 (1) 目標値の設定方法（家庭系ごみの普通ごみ）



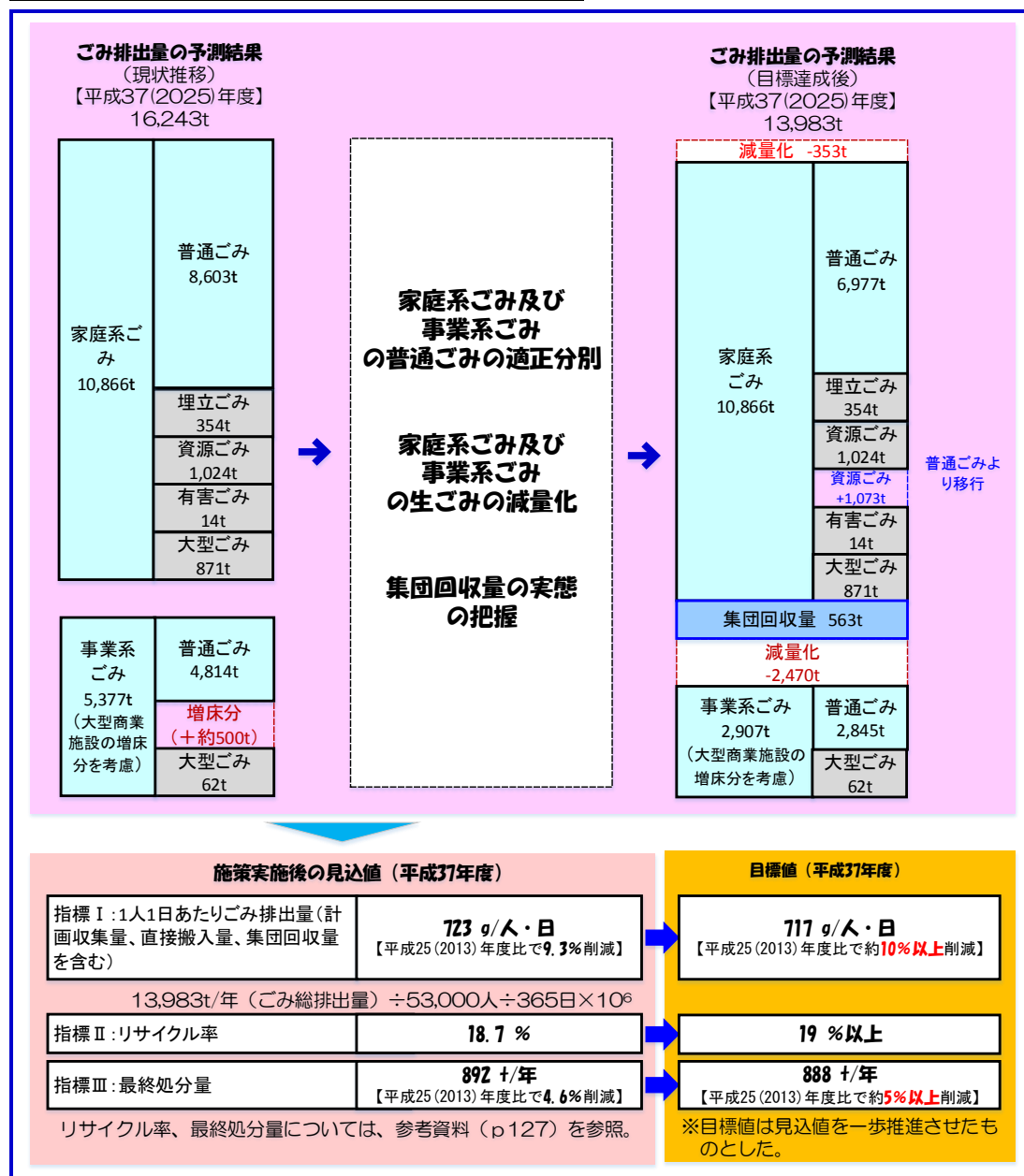
図表 4-6 (2) 目標値の設定方法（事業系ごみの普通ごみ）



図表 4-6 (3) 目標値の設定方法（集団回収量）



図表 4-6 (4) 目標値の設定方法（ごみ総排出量）

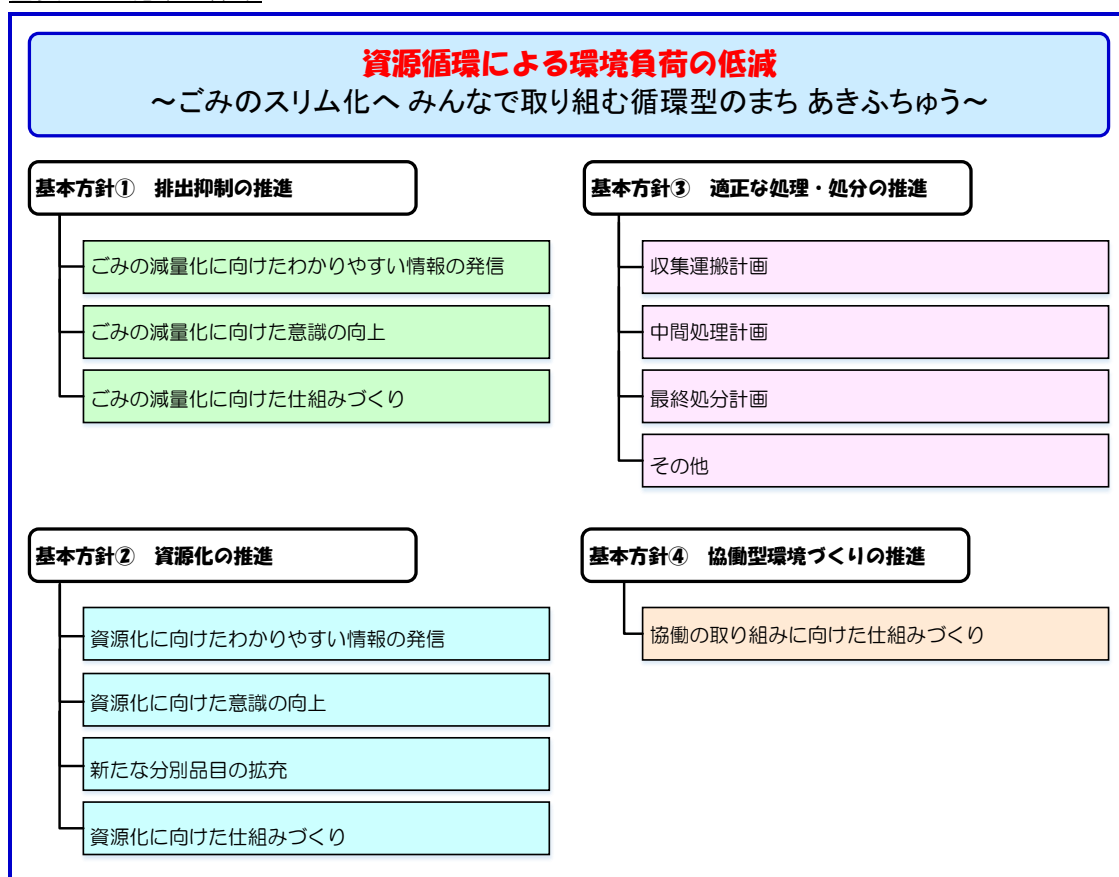


4.4 施策の体系

本計画で設定した数値目標を達成するため、今後展開していく施策は基本方針に則り以下に示すとおり体系化しました。

本計画では、これまでに実施されてきた取り組みを継続するとともに、新たな取り組みを行い、数値目標の達成を目指すものとします。また、現時点での実施は見送るものの、今後の当町におけるごみ量の動向や社会情勢、最新技術の動向などを見極め、適切な時期に実施に向けた検討を進めていきます。

図表 4-7 施策の体系



図表 4-8 (1) 主な施策の内容

基本方針	基本施策	取組番号	主な取り組み内容
排出抑制の推進	ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信	1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進
		2	マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進
		3	生ごみの減量化の推進
		4	家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】
		5	事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成【新規】
		6	新たな情報発信ツールの導入【新規】
	ごみの減量化に向けた意識の向上	7	事業系ごみの展開検査の実施【新規】
	ごみの減量化に向けた仕組みづくり	8	多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成【新規】
		9	ごみ処理手数料の適正化【新規】
資源化の推進	資源化に向けたわかりやすい情報の発信	10	資源回収拠点の設置店の紹介【新規】
	資源化に向けた意識の向上	11	3Rに関する環境教育の実施
		12	ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入【新規】
	新たな分別品目の拡充	13	雑がみの資源化の実施【新規】
		14	プラスチック類の資源化の推進
		15	紙おむつの資源化の推進【新規】
		16	生ごみの資源化の推進【新規】
		17	剪定枝の資源化の推進【新規】
	資源化に向けた仕組みづくり	18	集団回収の実態の把握【新規】
		19	資源回収拠点の整備【新規】

※【新規】とは、本計画で新たに実施する施策を示す。それ以外の項目は、前計画の施策を継続又は拡充させていくものを示す。

図表 4-8 (2) 主な施策の内容 (つづき)

基本方針	基本施策	取組番号	主な取り組み内容
適正な 処理・処分 の推進	収集運搬計画	20	新たな中間処理体制を考慮した収集運搬体制の構築【新規】
		21	(仮称)ふれあい収集の推進【新規】
	中間処理計画	22	新たな中間処理体制の構築【新規】
	最終処分計画	23	新たな最終処分場の整備に向けた調整【新規】
	その他	24	不法投棄対策
		25	特別管理一般廃棄物の適正処理
		26	適正処理困難物の適正処理
		27	災害廃棄物対策
協働型 環境づくり の推進	協働の取り組みに 向けた仕組みづくり	28	環境学習講座や見学会の実施
		29	住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施【新規】
		30	協働で行う計画の進捗管理

※【新規】とは、本計画で新たに実施する施策を示す。それ以外の項目は、前計画の施策を継続又は拡充させていくものを示す。

4.5 排出抑制の推進（基本方針①）

ごみの減量化に向けたわかりやすい情報の発信

●取組番号 1：使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進

今後、人口が微増することから 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量を削減することが重要になります。

住民に対し、使い捨て製品の使用を抑制し詰替え製品を積極的に購入するなど、ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にする生活スタイルを心掛けるよう呼びかけます。

図表 4-9（1）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 使い捨て製品の使用を避け、詰替え製品の利用を定着させます。
事業者	● 詰替え製品の販売を推進させます。 ● マイ箸やマイカップの持参が定着できる仕組みを導入します。
行政	● ごみになるものを受け取らない生活、物を大切にする生活スタイルを心掛けるよう呼びかけます。

●取組番号 2：マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進

広島県では、平成 21（2009）年 10 月よりスーパーのレジ袋の無料配布の中止の取り組みが実施されています。

当町では、販売店がレジ袋削減や過剰包装の自粛に向けた取り組みを実施するよう販売店に働きかけていくとともに、住民に対し、レジ袋削減の必要性やマイバッグ（買い物袋）の持参、簡易包装の選択などと呼び掛けます。

図表 4-9（2）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● マイバッグ（買い物袋）の持参を定着させます。 ● 簡易包装を行っている販売店を優先して利用します。
事業者	● 簡易包装の導入を推進します。
行政	● 販売店に対し、過剰包装の自粛を呼びかけます。 ● 住民に対し、事業者が行う取り組みを紹介するとともに、簡易包装の選択を呼びかけます。

●取組番号 3：生ごみの減量化の推進

当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果では、家庭系ごみの普通ごみの約 40%、事業系ごみの普通ごみの約 30%が生ごみとなっています。生ごみの中には、封を切らずに捨てられた「手つかず食品」や、たくさん買いすぎて食べ切れなかった食品が含まれています。また、生ごみは水分が 70%～80%とされており、生ごみの水切りを行うことでごみ排出量を大幅に削減することが可能となります。

住民に対し、食材を買う際には必要なものを必要な分だけ購入すること、料理する際には必要な量だけ作ることなど、生ごみの使い切りや食べ切りを呼びかけます。食品を提供する事業者に対しては、外食や宴会などで出る食べ残しを減らす取り組みに協力を促します。

また、水切り袋などを使用して生ごみに含まれる水分を除去するよう呼びかけます。

図表 4-9（3）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● 生ごみの減量化に積極的に取り組みます。
行政	● 生ごみの水切りの方法などの情報を提供します。 ● 使い切り、食べ切りへの協力を促します。

●取組番号 4：家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】

当町では、家庭系ごみの分別ガイドブック「家庭ごみの正しい出し方」を作成し、住民のごみ分別を呼びかけています。しかし、内容がごみの分別方法や出し方に特化しており、住民がより自主的にごみの減量化やリサイクルに取り組めるような新たな情報を追加し、啓発資料として内容の拡充を行う必要があります。

現在、作成されている「家庭系ごみの正しい出し方」に、「家庭でできるごみ減量化取り組み事例」、「取り組みのチェックリスト」などの具体的な内容を記載します。ガイドブックの作成にあたっては他自治体の事例を十分に調査し、より効果的なものとします。

図表 4-9（4）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 家庭系ごみの適正分別に協力します
行政	● 「家庭系ごみの正しい出し方」の内容を拡充した新たな分別ガイドブックを作成します。

●取組番号 5：事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成【新規】

事業系ごみは近年増加傾向にあり、また、排出されるごみの中には、依然、資源として利用可能なものが多く含まれています。当町が平成 26（2014）年度に実施した事業者アンケート結果から、ごみの削減や分別回収が十分進まない原因の一つとして、事業者に対しごみの減量化や資源化の手法が十分周知されていないことが挙げられます。事業系ごみの組成は業種により様々ですが、それぞれのごみには処理・処分のルールがあり、これをわかりやすく伝え、さらには事業系ごみの減量化や資源化を推進するための情報提供を行うことが重要になります。

事業系ごみは、事業者自らの責任で適正処理することが原則となっていることから、事業者が自発的にごみ減量化や資源化に取り組める手法などを記載した事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書を作成することで、事業系ごみの減量化や資源化を促進します。手引書の作成にあたっては他自治体の事例を十分に調査し、より効果的なものとしします。

図表 4-9（5）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
事業者	● 事業系ごみの適正処理に努め、ごみの減量化・資源化を推進します。
行政	● 事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書を作成し、事業者のごみ減量化・資源化を促進します。

●取組番号 6：新たな情報発信ツールの導入【新規】

当町では、広報誌やホームページなどにより、住民にごみ減量化・資源化に関する情報発信を行っています。近年、人々の情報の入手ツールは多様化しており、住民や事業者に対し、ごみの減量化・資源化を普及・啓発するためには、取り組みやすい具体的な方法と併せ、より効果的かつ効率的に情報を伝える手段を検討していく必要があります。

若い世代から高齢者まで、よりわかりやすい情報の提供方法について調査し、前向きに取り組めます。

図表 4-9（6）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● ごみ減量化・資源化に関する情報を積極的に収集します。
行政	● わかりやすい情報の提供方法について前向きに取り組めます。

ごみの減量化に向けた意識の向上

●取組番号 7：事業系ごみの展開検査の実施【新規】

事業所から安芸クリーンセンターに搬入されるごみの中には、依然、資源として利用可能なものが多く含まれている他、産業廃棄物として処理されるべきごみが混入されている場合もあります。よって、個々の事業者による理解と意識を高めるためにも、適切な分別排出を行うための指導を強化することが重要になります。

事業所から排出される普通ごみを対象にごみの中身を検査（展開検査）し、分別が不十分であったり、産業廃棄物などの持ち込めないごみがあった場合は、持ち帰りの措置などを行い、適切な分別排出の徹底を推進します。

図表 4-9（7）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
事業者	● 事業系ごみの適正分別に協力します。
行政	● 定期的に事業系ごみの展開検査を実施し、適正な分別排出の徹底を推進します。

ごみの減量化に向けた仕組みづくり

●取組番号 8：多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成【新規】

事業系ごみは、今後も増加することが予測されており、事業者はごみの減量化・資源化に積極的に取り組んでいく必要があります。特に、多量の一般廃棄物が生ずる事業者（多量排出事業者）や一定規模以上の事業所は、廃棄物の減量化・資源化を計画的に推進することが重要です。

多量排出事業者や一定規模以上の事業所を対象とし、減量計画書の作成を義務づけることで、ごみの減量化を推進します。

図表 4-9（8）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
事業者	● 多量排出事業者や一定規模以上の事業所は減量計画書を作成し、ごみの減量化を推進します。
行政	● 多量排出事業者や一定規模以上の事業所は減量計画書の作成を義務付けます。 ● 町内の事業系ごみの排出傾向を把握し、ごみ減量化に向けた効果的な施策の検討を行います。

●取組番号 9：ごみ処理手数料の適正化【新規】

ごみの排出抑制には、一般的に、ごみ処理のための手数料を徴収するなど、経済的なインセンティブを活用することが有効であるとされています。当町でも、ごみの減量化対策の一つとして、ごみ量の動向や社会情勢などを見極めつつ、ごみ処理手数料の適正化について調査していきます。

例えば、家庭系ごみについては、大型ごみのごみ処理手数料の徴収や指定ごみ袋による有料化などの方法、事業系ごみについては、ごみ処理手数料の引き上げなども考えられます。ただし、経済的なインセンティブを活用した取り組みは、ごみの不法投棄を誘発したり、減量化効果の継続性に課題を含んでいるため、それらの対策を含め、総合的かつ包括的に調査していく必要があります。

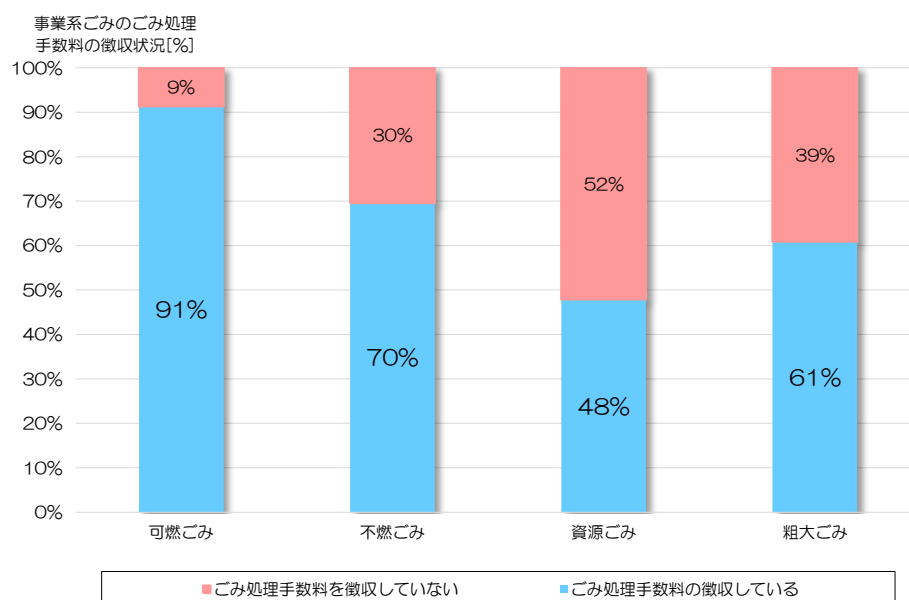
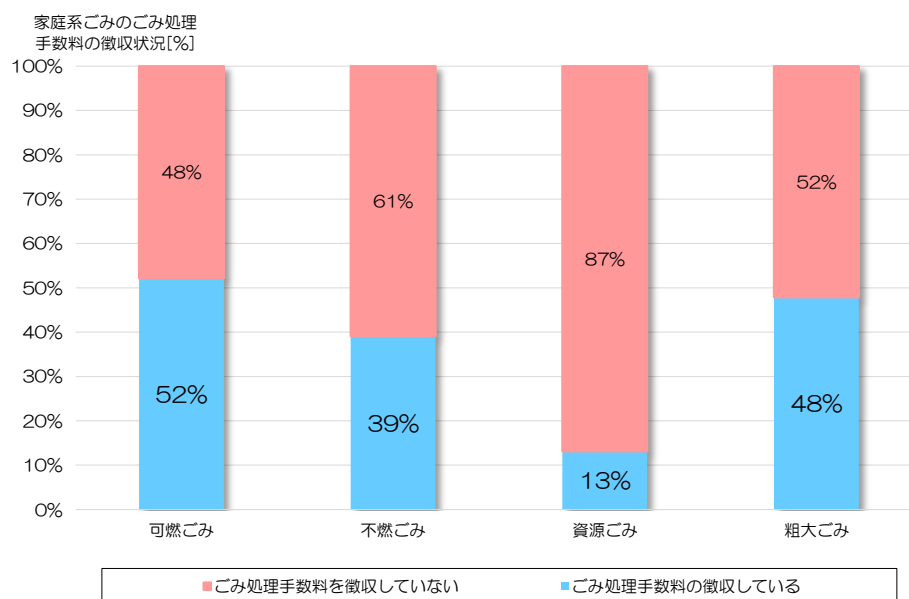
図表 4-9（9）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● ごみ処理に要する費用について理解し、ごみ減量化や適正分別に協力します。
行政	● ごみ処理手数料の適正化について調査し、近隣市町と調整しながら今後のごみ処理手数料の検討を行います。 ● ごみ処理に要しているコストなどを公表します。

【参考】広島県内の有料化の実施状況

広島県内の 23 市町のうち、家庭系ごみの収集処理について処理手数料を徴収している自治体は、可燃ごみが 12 市町、不燃ごみが 9 市町、粗大ごみが 11 市町あります。

事業系ごみの収集処理についてごみ処理手数料の徴収を行っている自治体は、可燃ごみが 21 市町、不燃ごみが 16 市町、粗大ごみが 14 市町あります。



資料) 広島県：平成 25 年度一般廃棄物処理事業の概要（平成 27 年 3 月）

4.6 資源化の推進（基本方針②）

資源化に向けたわかりやすい情報の発信

●取組番号 10：資源回収拠点*の設置店の紹介【新規】

資源回収をより推進するためには、住民の生活スタイルの多様化に合せて協力しやすい仕組みづくりを進めるとともに、それらの情報をわかりやすく伝えることが重要です。

現在、当町に存在する大型商業施設や各スーパーなどでは、ペットボトルや牛乳パックなどの事業者主体の店頭回収などが実施されています。それらの活動を当町のホームページなどで広く紹介することにより、店頭回収に対する認知度を高め、資源回収を促進します。

図表 4-9（10）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 資源回収拠点を積極的に利用します。
事業者	● 資源回収拠点を積極的に整備し、資源物の回収を促進します。
行政	● 事業者が設置した資源回収拠点の情報を当町のホームページなどで広く紹介し、住民の資源回収を促進します。

資源化に向けた意識の向上

●取組番号 11：3Rに関する環境教育の実施

近年、ごみ問題への社会的関心は高くなっていますが、3Rの取り組みを継続的に実効性のあるものとするためには、住民一人ひとりのごみ問題に対する意識をさらに向上させ、排出に対する責任、ごみ処理行政への理解を得ることが重要になります。

町内のイベントや国・県の事業、制度など色々な機会を積極的に活用して、環境学習や環境フォーラム（討論会）、リユース工作教室などの環境教育活動に取り組むものとします。

図表 4-9（11）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 環境学習や環境フォーラム（討論会）、リユース工作教室などの環境教育活動に積極的に参加し、ごみ問題への意識を高めます。
事業者	● 情報講座への講師を派遣するなどの支援を行います。
行政	● 町内のイベントや国・県の事業、制度などいろいろな機会を積極的に活用して、環境教育を実施します。

※ 資源回収拠点：まちの公共施設やスーパーなどに資源の回収ボックスを設置し、古紙や缶などの資源物の回収（拠点回収方式）を行うことを示す。町が実施する行政回収とは異なり、回収日などの規定がなく、いつでも出せる、買い物などのついでに出せるといった特徴がある。

●取組番号 12：ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入【新規】

家庭系ごみや、事業系ごみの減量を着実に進めるためには、個々の排出者による取り組みとともに、個々の意識を向上させるための取り組みも重要となります。ごみの減量化・資源化の推進に向けた意識の向上を図る一つの方法として、ごみ処理分野において顕著な実績を上げている事業者や住民団体などを評価し、表彰する制度づくりが考えられます。

ごみの減量化・資源化の推進に向けた一層の意識の向上を図るため、事業者や住民団体などを対象とした表彰制度の導入を推進します。優良で模範的な取り組み事例は、ホームページなどで広く紹介したり、町内事業所への立入指導の際に活用することで、ごみの減量化・資源化のさらなる推進に役立てていきます。

図表 4-9（12）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● 様々なごみの減量化・資源化に関する取り組みを実施します。
行政	● 事業者や住民団体などを対象とした表彰制度の導入を推進しごみの減量化・資源化を推進します。 ● 模範的な取り組み事例は、ホームページなどで広く紹介します。

新たな分別品目の拡充

●取組番号 13：雑がみ*の資源化の実施【新規】

当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果によると、家庭系ごみの普通ごみの中には、資源として回収可能な雑がみが約 7%含まれています。当町では、新聞・雑誌、ダンボール、紙パックは資源として回収されていますが、雑がみは普通ごみとして処理しているため、新たに雑がみの資源化を行うことにより、紙類のさらなる資源化の推進が可能となります。

今後、住民への新たな分別区分の周知を図ることにより、雑がみの資源化を行います。雑がみの資源化については、新聞・雑誌、ダンボール、紙パックと同日に回収することなど、住民への負担を軽減させる仕組みづくりに取り組みます。

図表 4-9（13）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 雑がみの分別回収に協力します。
行政	● 雑がみの分別回収を実施します。 ● 適正分別に向けた情報提供を行います。

●取組番号 14：プラスチック類の資源化の推進

当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果によると、家庭系ごみの普通ごみの中にプラスチック製容器包装が約 10%含まれています。一般に、プラスチック製容器包装は資源化が可能なものであり、ペットボトルキャップやその他のプラスチック類も資源化を行うことが可能です。プラスチック製容器包装の資源化を行っている自治体も多いことから、当町においても導入の可能性を調査する必要があります。

プラスチック類の資源化を行う場合、ごみの収集運搬体制への影響が考えられます。また、回収したプラスチック類の選別などを行う設備も必要となります。これらのことを踏まえ、当町におけるプラスチック類の資源化の可能性を調査することとします。

図表 4-9（14）各主体が取り組むこと

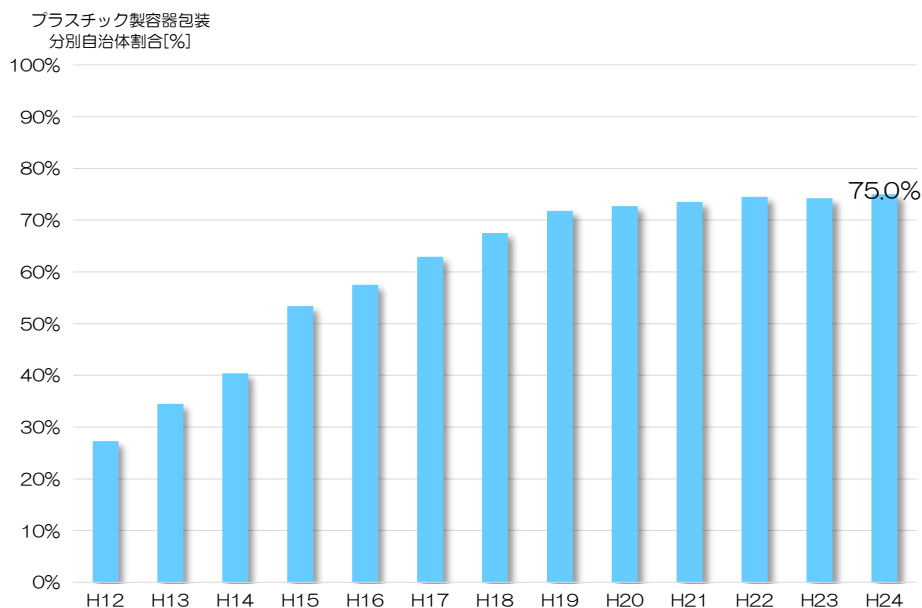
主体名	取り組み内容
住民・事業者	● まちが行う施策に積極的に協力します。
行政	● プラスチック類の分別収集やペットボトルキャップの回収方法について資源化の可能性を調査します。

※ 雑がみ：当町で有価物として回収されている新聞・雑誌、ダンボール、紙パック以外の包装紙やメモ用紙、お菓子の紙箱などのリサイクルできる紙類を示す。

【参考】プラスチック製容器包装の分別回収の実施状況

プラスチック製容器包装の分別を導入している自治体は年々増加しています。平成 24 年（2012）では約 75% の自治体で分別がされています。

分別回収された後のプラスチック類は、固形燃料として販売される場合やベール状に梱包し、リサイクル業者に販売されています。



資料) 環境省：平成 24 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について（平成 26（2014）年）

●取組番号 15：紙おむつの資源化の推進【新規】

高齢化社会の進行により、今後は家庭系ごみ及び事業系ごみの双方で紙おむつの割合が増加することが想定されます。また、当町では子育て世代の割合が比較的高く、今後も安心して子育てができるよう子育て世代への支援の充実などが検討されていることから、ごみとしての排出量の増加が見込まれる紙おむつの資源化を推進していくことが重要になります。

紙おむつの資源化にあたっては、当町におけるごみ量やごみ質の変化や他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を十分に調査し、技術や処理委託の当町への導入の可能性の把握を行います。なお、新たな技術導入や処理委託の可能性については、当町における資源化システム全体として、収集運搬・中間処理・最終処分までを見据えたものとします。

図表 4-9（15）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● まちが行う施策に積極的に協力します。
行政	● 紙おむつの資源化の方法について他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を調査します。

●取組番号 16：生ごみの資源化の推進【新規】

家庭系ごみ及び事業系ごみの普通ごみには、依然として生ごみが多く含まれています。当町は飲食店やスーパーなどの小売店も多く、また、高齢化社会が進行すると生ごみが増加するという事例などもあることから、ごみ全体の量を削減するためには、生ごみの資源化を推進する取り組みが重要になります。

生ごみの資源化にあたっては、当町におけるごみ量やごみ質の変化や他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を十分に調査し、技術や処理委託の当町への導入の可能性の把握を行います。なお、新たな技術導入や処理委託の可能性については、当町における資源化システム全体として、収集運搬・中間処理・最終処分までを見据えたものとします。

図表 4-9（16）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● まちが行う施策に積極的に協力します。
行政	● 生ごみの資源化の方法について他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を調査します。

【参考】福岡市における事例

福岡市では、家庭ごみに含まれている資源化物の割合やごみの性状の変化を確認するため、人口動態が異なる福岡市内の3地区について組成調査を実施しています。

その結果、高齢者が多い地区は、市の平均と比較して、紙類の排出割合が低く、厨雑芥類の割合が高いといった結果が得られています。

なお、福岡市における高分子類とは、「プラスチック類」、厨雑芥類とは「生ごみ」を示しています。



資料）福岡市：家庭系可燃物組成調査、平成 24（2012）年度～平成 26（2014）年度

●取組番号 17：剪定枝の資源化の推進【新規】

現在、当町では剪定の際に発生する枝などは普通ごみとして処理しています。当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果では家庭系ごみの普通ごみ中に含まれる枝などの割合は約 2％ですが、剪定枝などは、季節によっては大量に排出されます。これらを堆肥化やチップ化などにより資源化することで、普通ごみの削減及びリサイクル率の向上が期待されます。

剪定枝の資源化を行う場合、当町におけるごみ量やごみ質の変化や他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を十分に調査し、技術や処理委託の当町への導入の可能性の把握を行います。なお、新たな技術導入や処理委託の可能性については、当町における資源化システム全体として、収集運搬・中間処理・最終処分までを見据えたものとします。

図表 4-9（17）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● まちが行う施策に積極的に協力します。
行政	● 剪定枝の資源化の方法について他自治体の先行事例や民間事業者の技術開発の動向を調査します。

資源化に向けた仕組みづくり

●取組番号 18：集団回収の実態の把握【新規】

当町では、町内会において集団回収が実施されていますが、その回収量などの実態が把握されていない状況にあります。集団回収の実態を把握することで、資源回収量の増加が期待されます。

集団回収の実態の把握にあたっては、他自治体での取り組み状況を十分に調査し、住民・事業者・行政の役割を明確にし、取り組みの継続性を確保するため、住民・行政に負担の少ないものとしします。

図表 4-9（18）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 集団回収による資源物の回収量をまちに提供します。
行政	● 集団回収の実態を把握できる仕組みを構築し、集団回収の実態の把握に努めます。 ● 仕組みを構築する際には、取り組みの継続性を確保するため、住民・行政に負担の少ないものとしします。

●取組番号 19：資源回収拠点の整備【新規】

資源回収をより推進するためには、住民の生活スタイルの多様化に合せて協力しやすい仕組みづくりが重要です。また、事業者アンケート結果によると事業者の意見として、資源化を行う場所がないことが資源化に取り組めない理由として挙げられています。そのため、住民や事業者が協力しやすい資源化に向けた仕組みを構築することが重要です。

住民や事業者の方が指定の日時であればいつでも有価物を持ち込める資源回収拠点の整備について調査します。住民や事業者の利便性を高めることにより、資源回収が促進されることが期待されます。

図表 4-9（19）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● 様々な資源回収方法を利用し、資源化を推進します。
行政	● 住民や事業者が協力しやすい資源回収の方法を調査します。

4.7 適正な処理・処分の推進（基本方針③）

収集運搬計画

●取組番号 20：新たな中間処理体制^{*}を考慮した収集運搬体制の構築【新規】

ごみの収集運搬は、ごみ処理事業において住民にもっとも近い接点の部分であり、排出されるごみを生活環境の保全上支障がないように迅速に収集し、中間処理施設まで搬入する手段です。そのため、住民サービスの適正化と合理的かつ効率的な収集運搬体制の整備をする必要があります。

収集運搬体制については、今後の新たな分別品目の拡充や中間処理施設の体制の方向性を見据えて収集日や収集回数などを適切に設定していきます。

図表 4-9（20）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
行政	新たな分別品目の拡充や中間処理施設の体制の方向性を見据えて収集日や収集回数などを適切に設定します。

【参考】分別収集品目（雑がみ追加後）

		収集方式		収集頻度	
普通ごみ		ステーション方式	透明又は半透明袋	週 2 回	
有価物	新聞雑誌		紐結束	紐結束・紙袋	週 1 回
	ダンボール				
	雑がみ【新規】				
	ビン・缶		透明又は半透明袋		
	衣類				
ペットボトル			収集容器		月 2 回
紙パック					
白色トレイ					
埋立ごみ					
大型ごみ					
有害ごみ		透明又は半透明袋		月 1 回	
家電 4 品目		直接搬入	-	随時	

※ 新たな中間処理体制：新たな中間処理体制の詳細については、取組番号 22 に記載。

●取組番号 21：（仮称）ふれあい収集の推進【新規】

高齢者や障がいのある住民などのごみ出しが困難である住民は、高齢化の進行などにより増加することが危惧されます。当町では、ステーション収集を導入していますが、決められた場所まで搬出することは高齢者や障がいのある住民にとっては負担が大きいものとなっています。そのため、福祉向上の観点から高齢者や障がいのある住民が出しやすい収集運搬体制が求められています。

また、ふれあい収集は住民に対して収集運搬サービスを向上するだけでなく、顔を合わせることで住民とのふれあいを持つ機会ができます。

高齢者や障がいのある住民に対して収集運搬サービスの向上を図るため、これらの世帯などを対象に、各家庭の玄関先まで行き、ごみの収集を行うふれあい収集の実施について調査・計画していきます。

図表 4-9（21）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● ごみ出しに困っている方がいた場合はごみ出しを協力します。
行政	● ふれあい収集の実施について調査・計画していきます。

中間処理計画

●取組番号 22：新たな中間処理体制の構築【新規】

安芸クリーンセンターは平成 27（2015）年度～29（2017）年度の 3 ヶ年事業として延命化対策工事を実施し、14 年間の延命化を図る計画ですが、平成 44（2032）年には稼働から 30 年が経過し施設の更新時期を迎えます。ごみ処理施設の整備には、調査・計画を含めて 7 年間以上の期間が必要になることから、本計画期間中に海田町・熊野町・坂町と調整しながら新たな処理施設の整備に向けた検討を行います。

また、老朽化が進行している府中町環境センターについては、一部の作業が非効率になっていること、大型ごみの受入ヤードの容量や分解場の面積が不足していることを踏まえ施設整備方針を検討します。この施設整備方針が定まった段階で、必要な調査・計画などに着手します。なお、施設整備方針の検討の際には、府中町環境センター周辺において都市化が進行していることや主要道路の拡充の計画もあることなどを考慮するものとします。

図表 4-9（22）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
行政	- 安芸クリーンセンターについては海田町・熊野町・坂町と調整しながら新たな処理施設の整備に向けた検討を行います。 - 府中町環境センターの課題を踏まえ、施設整備方針を検討し、方針が定まった段階で必要な調査・計画などに着手します。

【参考】計画目標年度（平成 37（2025）年度）における中間処理量の見込み

	平成 25（2013）年度 （基準年度）	平成 37（2025）年度 （計画目標年度）
普通ごみ [t/年]	12,352	9,822
埋立ごみ [t/年]	307	354
資源ごみ [t/年]	1,388	2,297
粗大ごみ [t/年]	16	14
有害ごみ [t/年]	951	933
合計 [t/年]	15,014	13,420

最終処分計画

●取組番号 23：新たな最終処分場の整備に向けた調整【新規】

当町では、最終処分を（一財）広島県環境保全公社に委託処理をしている状況にあります。

当町では、今後も（一財）広島県環境保全公社に委託処理を行うものとしませんが、（一財）広島県環境保全公社の残余容量等の調査結果を踏まえ、埋立終了を勘案したうえで海田町・熊野町・坂町・広島市と新たな最終処分場の確保に向けた調整を行っていきます。

また、最終処分量の削減に向けて、ごみの減量化やリサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図るものとしします。

図表 4-9（23）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
行政	- 海田町・熊野町・坂町・広島市と新たな最終処分場の確保に向けた調整を行っていきます。 - ごみの減量化やリサイクルを推進し、最終処分場の延命化を図ります。

【参考】計画目標年度（平成 37（2025）年度）における最終処分量の見込み

	平成 25（2013）年度 （基準年度）	平成 37（2025）年度 （計画目標年度）
最終処分量 [t/年]	935	888
1 人 1 日あたりの最終処分量 [g/人・日]	50	46

その他

●取組番号 24：不法投棄対策

当町では、町内会と連携し、深夜・早朝に監視パトロールと指導などを実施しています。今後もパトロールを継続し、不法投棄の防止と早期発見に努めます。

不法投棄をするおそれがある不審者などを発見した場合は、状況に応じて声かけ、待機監視などを行います。不法投棄行為・不法投棄物を発見した場合は、投棄者・車両の特定と写真撮影による記録を行い、悪質である場合には、行政指導及び警察署への通報を行います。

以上に加え、不法投棄防止や即時通報を呼びかける広報の配布による啓発を行い、防止と早期発見に努めます。

図表 4-9（24）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● 決められたルールに従いごみの適正排出に努めます。 ● 不法投棄などを発見した場合には警察に通報します。
行政	● 町内会と連携し、深夜・早朝に監視パトロールと指導などを実施します。 ● 不法投棄防止や即時通報を呼びかける広報の配布による啓発を行い、防止と早期発見に努めます。

●取組番号 25：特別管理一般廃棄物の適正処理

特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものとして、廃棄物処理法施行令第1条に規定されている特別管理一般廃棄物「ポリ塩化ビフェニル（PCB）を使用する部品」、「ばいじん（集じん灰）」及び「感染性一般廃棄物」をいいます。

各品目について、分別収集を行い定められた方法により適正に処理していきます。

図表 4-9（25）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● まちの指導する方法で、適正分別を行います。
事業者	● 住民の適正排出の為の情報提供及び指導を行います。
行政	● 住民に対して広報啓発により情報提供及び指導を行います。

●取組番号 26：適正処理困難物の適正処理

平成 6（1994）年厚生省告示第 51 号において、適正処理困難物として「廃ゴムタイヤ（自動車用のものに限る。）」、「廃テレビジョン受信機（25 型以上の大きさのものに限る。）」、「廃電気冷蔵庫（250 リットル以上の内容積を有するものに限る。）」「廃スプリングマットレス」の 4 品目が指定されています。

このうち、廃テレビジョン受信機及び廃電気冷蔵庫については、「家電リサイクル法」に基づいて処理を行います。また、廃ゴムタイヤについては、当町は引き取りを行わず、業者引取などで処分するように住民に対して啓発します。

図表 4-9（26）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	● 適正処理困難物となる廃棄物については、販売業者などを通じて専門業者に引き取ってもらいます。
事業者	● 住民の適正排出の為の情報提供及び指導を行います。
行政	● 住民に対して広報啓発により情報提供及び指導を行います。

【参考】適正処理困難物の適正処理方法

種類	理由	処分方法
家電リサイクル法対象品目（テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機）	家電リサイクル法	販売店に相談、または家電リサイクル券を購入し、当町及び指定法人に相談、引渡し
消火器	危険性 処理困難性	販売店や消火器リサイクル推進センターに相談
ガスボンベ（カセットボンベは除く）	危険性 処理困難性	販売店やメーカーに相談
バッテリー（車用は除く）	危険性 処理困難性	販売店やメーカーに相談
自動車	自動車リサイクル法	車処分専門業者や販売店に相談
農薬（使い切った後の容器などは除く）	有害性 危険性	販売店やメーカーに相談
建設廃材	産業廃棄物	廃棄物処理業許可者に相談
ペンキ（布などにしみ込ませたものは除く）	有害性	販売店や専門業者に相談
在宅医療廃棄物（注射針や点滴針などの鋭利なもの。ただし、鋭利ではあるが安全な仕組みを持つペン型自己注射針は除く。）	危険性 感染性	使用した医師が医療機関に持ち帰って処理

●取組番号 27：災害廃棄物対策

震災などの大規模災害では、一時的に大量の廃棄物が発生するとともに、処理施設などへの被害も想定され、平時の体制ではその処理が困難となることが予想されます。このため、計画的に災害廃棄物の仮置場を設置するとともに、周辺の市町や県との連携による応急体制の整備を図るものとします。また、今後、整備されるごみ処理施設などでは、想定される地震に耐える施設とします。さらに災害などで生じた廃棄物を適正に処理するために必要な人員や車両・設備などについては、必要に応じて国、県などと協力して確保を図ります。

以上の内容を踏まえた災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

図表 4-9（27）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● 災害時にはごみが散乱しないように注意し、災害廃棄物などが速やかに回収できるように協力します。
行政	● 災害で生じたがれきを一時的に貯留できる集積場をあらかじめ選定します。 ● 災害時に廃棄物の適正処理が行われるように住民や事業者に対するごみ排出方法の周知やごみ収集車及び人員の確保とその適正な配置を行います。 ● 災害廃棄物処理計画の策定に取り組みます。

4.8 協働型環境づくりの推進（基本方針④）

協働の取り組みに向けた仕組みづくり

●取組番号 28：環境学習講座や見学会の実施

ごみ減量化・資源化を推進するためには、ごみ問題に対する意識を高めるとともに、行動に移すために必要な幅広い知識を習得することが重要になります。

住民・事業者・行政が連携し、環境学習講座や環境関係施設の見学会を実施することで、ごみ問題に対する意識の向上や行動に移すための知識の習得を推進します。

図表 4-9（28）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	環境学習講座や見学会に積極的に参加します。
事業者	- 住民に向けた環境学習講座や見学会に積極的に参画します。 - 環境学習や社会科見学などを積極的に受け入れるとともに、新たな見学ルートを整備します。
行政	- 環境学習講座や見学会を実施します。 - 広報誌（広報ふちゅう）やホームページを活用した情報発信を実施します。

●取組番号 29：住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施【新規】

住民が楽しみながら環境問題について学べる交流イベントを開催します。イベントには住民団体や事業者も参加し、住民・事業者・行政が協働で企画・実施していく代表的な取り組みとします。

イベントは、フリーマーケットや住民団体・事業者が実施している環境活動を紹介するなど、ごみ問題をはじめとする環境問題全般を学べるものとします。

図表 4-9（29）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民	- イベントを開催するとともに、楽しみながら学べるイベントづくりについて事業者や行政と連携していきます。 - イベントに積極的に参加します。
事業者	- イベントを開催するとともに、楽しみながら学べるイベントづくりについて住民団体や行政と連携していきます。 - イベントに積極的に参画します。
行政	イベントを開催するとともに、楽しみながら学べるイベントづくりについて住民団体や事業者と連携していきます。

●取組番号 30：協働で行う計画の進捗管理

本計画の推進にあたっては、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確に認識し、相互に連携を図りながら取り組んでいくことが重要です。

そのため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、住民、事業者、廃棄物処理業者、資源回収業者、学識経験者など、幅広い関係者の参画により、一般廃棄物の減量化やリサイクルを推進していくための方策などについて審議していきます。また、計画などを公表し、住民や事業者の幅広い意見を収集し、計画の改善に取り組みます。

図表 4-9（30）各主体が取り組むこと

主体名	取り組み内容
住民・事業者	● 廃棄物減量等推進審議会に積極的に参加します。 ● まちが公表する計画の進捗状況などの評価結果に意見します。
行政	● 廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、住民や事業者の意見を募り、効率的な施策を実施します。

4.9 計画のスケジュール

各種取り組みのスケジュールは以下に示すとおりです。

図表 4-10 (1) 計画のスケジュール

取組 番号	主な取り組み内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33～H37
1	使い捨て製品の使用抑制、詰替え製品の利用の推進	継続					
2	マイバッグ（買い物袋）持参や簡易包装の推進	継続					
3	生ごみの減量化の推進	継続					
4	家庭系ごみ分別ガイドブックの拡充【新規】	継続	拡充	啓発			
5	事業系ごみ減量化・リサイクルの手引書の作成【新規】	調査	作成	啓発			
6	新たな情報発信ツールの導入【新規】	調査・検討・実施					
7	事業系ごみの展開検査の実施【新規】	調査	実施				
8	多量排出事業者による（仮称）減量計画書の作成【新規】	調査	実施				
9	ごみ処理手数料の適正化【新規】	予備調査（情報収集等）					調査
10	資源回収拠点の設置店の紹介【新規】	調査	実施				
11	3Rに関する環境教育の実施	継続					
12	ごみ減量化・リサイクルの取り組みへの表彰制度などの導入【新規】	調査	実施				
13	雑がみの資源化の実施【新規】	調査	実施				
14	プラスチック類の資源化の推進	調査・検討					
15	紙おむつの資源化の推進【新規】	調査・検討					
16	生ごみの資源化の推進【新規】	調査・検討					
17	剪定枝の資源化の推進【新規】	調査・検討					
18	集団回収の実態の把握【新規】	調査	実施				
19	資源回収拠点の整備【新規】	調査・検討					

図表 4-10 (2) 計画のスケジュール (つづき)

取組 番号	主な取り組み内容	H28	H29	H30	H31	H32	H33~H37
20	新たな中間処理体制を考慮した収集運搬体制の構築【新規】	調査・検討					
21	(仮称) ふれあい収集の推進【新規】	調査・検討・実施					
22	新たな中間処理体制の構築【新規】	調査・計画策定					
23	新たな最終処分場の整備に向けた調整【新規】	協議・調査					
24	不法投棄対策	継続					
25	特別管理一般廃棄物の適正処理	継続					
26	適正処理困難物の適正処理	継続					
27	災害廃棄物対策	継続					
28	環境学習講座や見学会の実施	継続・拡充					
29	住民団体・事業者・行政が協働で行うイベントの企画・実施【新規】	実施					
30	協働で行う計画の進捗管理	継続					

4.10 計画の進捗管理

計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を明確に認識し、相互に連携を図りながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

府中町が目指す循環型のまちの実現に向け、本計画を総合的かつ計画的に実施していくため、以下の体制のもと計画の推進を図ります。

【環境対策本部会議】

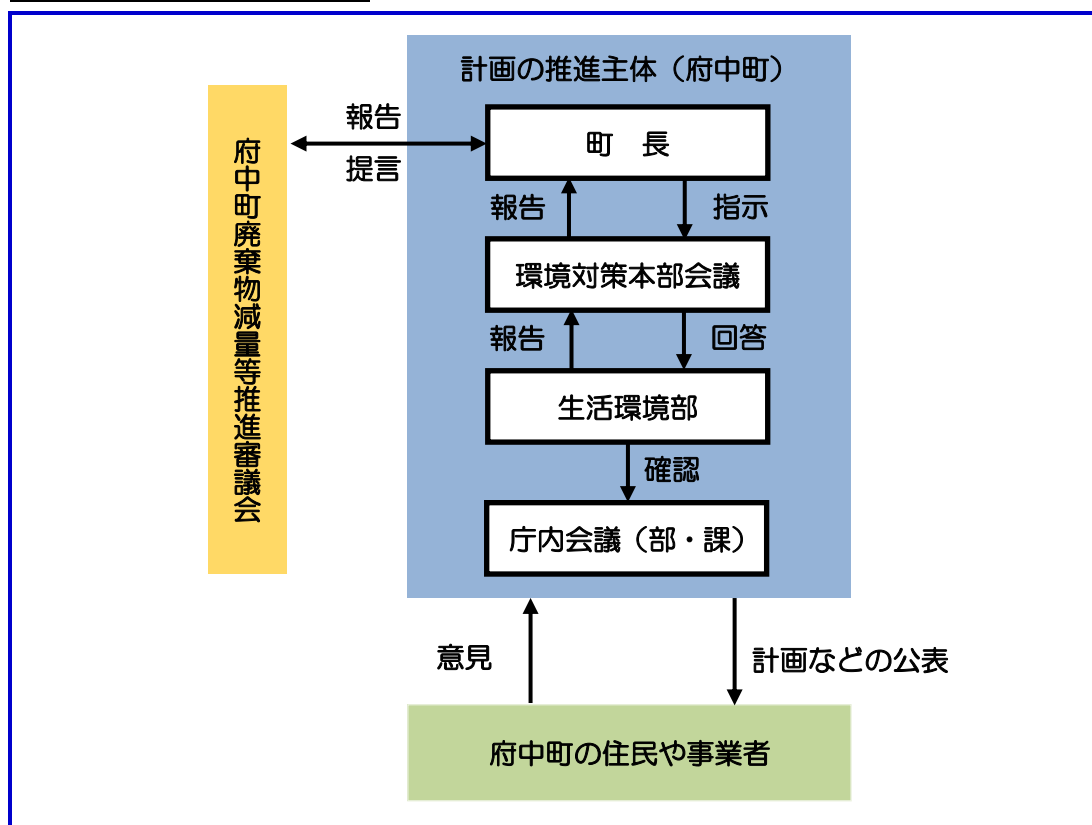
府中町の特性を活かした優れた環境と景観を守り、育て、もって快適で潤いのある質の高いまちの創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に設置された組織です。本計画の審議や各部局と横断的な連携のもと、環境に関する施策の調整を行います。

【府中町廃棄物減量等推進審議会】

「府中町廃棄物処理及び清掃に関する条例」第5条の3に基づき、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するための附属機関であり、学識経験者や町内団体、まちの職員によって構成されています。

府中町廃棄物減量等推進審議会では、本計画の進捗に対し、必要に応じて課題や進捗評価などに関する提言を行います。

図表 4-11 計画の推進体系図



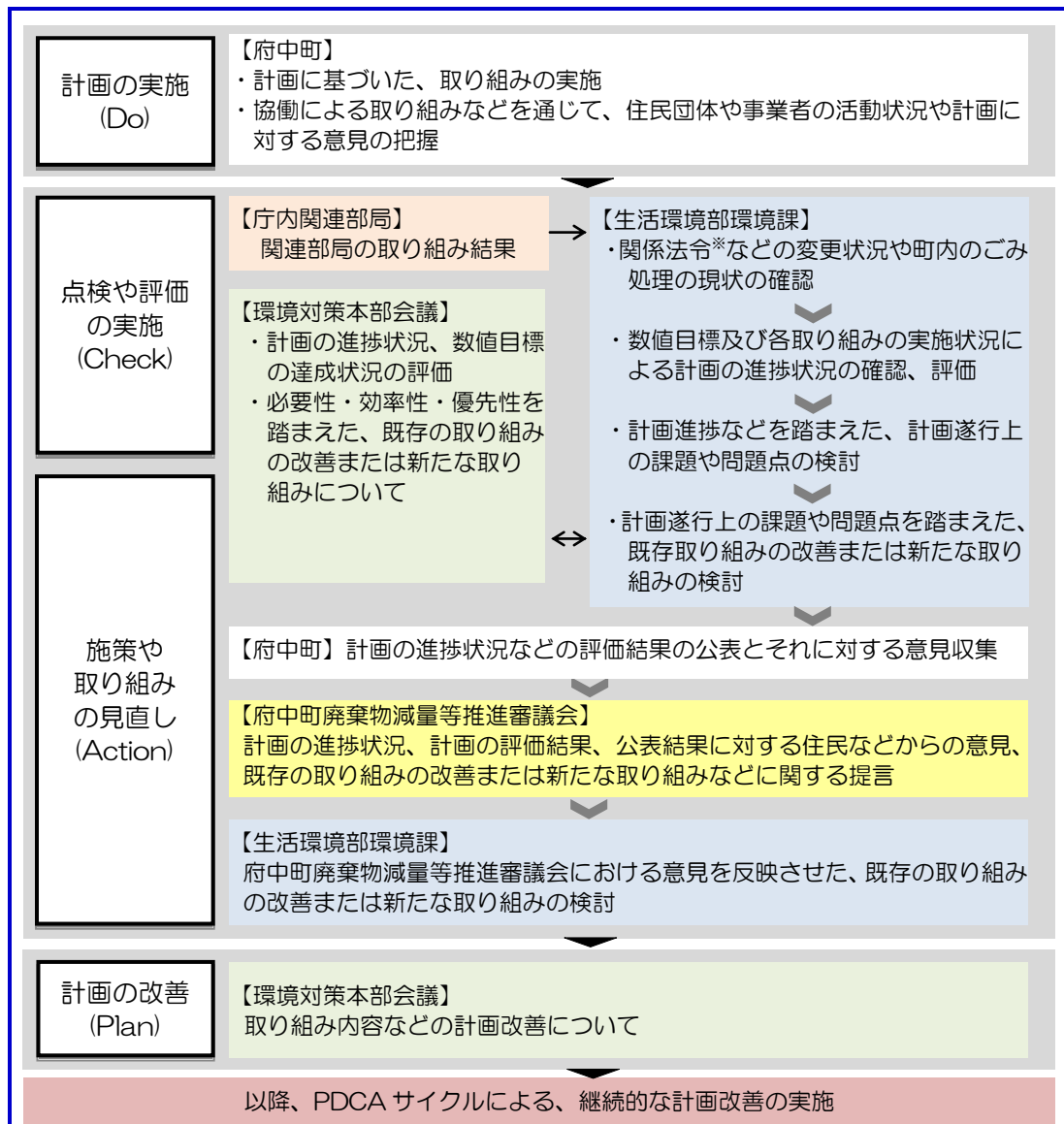
計画の進行管理

本計画改定後は、計画の実効性を確保していくため、PDCA サイクル※により施策の進捗状況や数値目標に対しての達成状況を把握しながら継続的な改善を図ります。

計画の進捗状況、数値目標について定期的な点検と評価を行い、環境対策本部会議、府中町廃棄物減量等推進審議会において住民などからの計画に対する意見を踏まえた審議を行い、以降の計画に反映させていきます。

なお、計画の進捗状況や評価結果などについては年一回の公表を行い、中間年度（計画5年度）においては計画の改定を行います。

図表 4-12 本計画の進行管理



※ PDCA サイクル：PDCA とは、Plan（計画）、Do（実行）、Check（点検・評価）、Action（見直し）のことで、このサイクルを繰り返しながら行っていくことにより、計画の進行状況を確認・把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図っていく管理手法を示す。

※ 関係法令：本計画の策定にあたって参考とした法令、関連計画などを指す。具体的内容については「第5編 5.3 ごみ処理行政等の動向」に記載。

補足指標

本計画で設定した数値目標の指標値の分析、解釈をより綿密に行うため、指標をさらに詳細な内訳段階に分解した補足指標を設定します。

数値目標及び補足指標は以下に示すとおりです。

図表 4-13 補足指標の内容

数値目標		補足指標
指標Ⅰ	1人1日あたりのごみ排出量	補足指標Ⅰ：1人1日あたりの家庭系ごみ排出量
		補足指標Ⅱ：事業系ごみの総量
指標Ⅱ	リサイクル率	
指標Ⅲ	最終処分量	



参 考 資 料

- 5.1 府中町廃棄物の処理
及び清掃に関する条例
- 5.2 府中町廃棄物減量等
推進審議会設置要綱
- 5.3 ごみ処理行政等の動向
- 5.4 ごみ排出量の予測結果
- 5.5 ごみ組成調査結果
- 5.6 町内会アンケート調査結果
- 5.7 事業者アンケート調査結果
- 5.8 用語説明

5.1 府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

昭和 48 年 3 月 30 日条例第 18 号
改正

昭和 57 年 3 月 29 日条例第 12 号

平成 6 年 3 月 29 日条例第 6 号

平成 10 年 3 月 17 日条例第 3 号

平成 12 年 3 月 29 日条例第 33 号

平成 12 年 12 月 22 日条例第 49 号

平成 13 年 12 月 26 日条例第 31 号

平成 14 年 9 月 25 日条例第 26 号

平成 18 年 3 月 27 日条例第 16 号

平成 26 年 3 月 19 日条例第 7 号

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関し必要な事項を定めるものとする。

(清潔の保持)

第 2 条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下同じ。）は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努め、その土地にみだりに廃棄物が捨てられないように適正な管理をするとともに、捨てられた廃棄物は、自らの責任をもって処理するなどその清潔の保持に努めなければならない。

(町の責務)

第 2 条の 2 町は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び再生利用を推進するとともに廃棄物の適正な処理及び生活環境の清潔の保持を図るものとする。

2 町は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理並びに生活環境の清潔の保持に関する町民の自主的な活動を支援するとともに町民と事業者の意識の啓発を図るよう努めるものとする。

(町民の責務)

第 2 条の 3 町民は、不用品の活用等により廃棄物の排出を抑制し、再生品の使用等により廃棄物の再生利用を推進し、生じた廃棄物を自ら処分すること等により廃棄物の減量に努めなければならない。

2 町民は、廃棄物の減量、再生利用及び適正な処理に関し町の施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第3条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、その処理に関する技術開発に努めなければならない。

2 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その減量化を図らなければならない。

3 事業者は、物品の販売等に際して過剰包装の自粛、容器の回収等を行うことにより、その物品が販売された後において廃棄物となる量が少なくなるように努めなければならない。

(一般廃棄物の処理計画)

第4条 法第6条第1項の規定による一般廃棄物（ふん尿を除く。以下同じ。）の処理計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）は、年度開始前に告示する。

2 前項の計画に重要な変更があったときは、その都度告示する。

(占有者の協力義務)

第5条 法第6条第1項に規定する区域（以下「処理区域」という。）内における土地又は建物の占有者は、日常生活から生ずる一般廃棄物の減量を図るとともに、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物は、なるべく自ら処分するよう努めなければならない。

2 処理区域内における土地又は建物の占有者は、自ら処分しない一般廃棄物については、町長の指示する方法に従わなければならない。

3 一般廃棄物のうち、人体に有害な影響を及ぼすもの、爆発等危険性のあるもの、著しく悪臭を発するものその他処理作業に支障を及ぼすおそれのあるもの又は一時的に多量の廃棄物を排出する場合は、町長の指示する方法に従い、適切な処理をしなければならない。

4 処理区域内における土地又は建物の占有者は、本町が行う廃棄物の不法投棄の防止その他生活環境の清潔保持に関する施策に協力しなければならない。

(収集又は運搬の禁止等)

第5条の2 一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に排出された廃棄物のうち、紙類、布類、金属類その他の再利用の対象となる物として町長が定めるものについては、町長及び町長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

2 町長は、町長及び町長が指定する者以外の者が前項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

(廃棄物減量等推進審議会)

第5条の3 法第5条の7の規定により一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、一般廃棄物の減量等に関する事項について、町長の諮問に応じて審議し、町長へ答申する。

3 審議会の委員は、12人以内とし、任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 その他必要な事項は、別に定める。

(一般廃棄物の自家処理の基準)

第6条 処理区域内における土地又は建物の占有者で、その土地又は建物内の一般廃棄物を自ら処理する者は、その廃棄物を法第6条の2第2項に定める基準に準じて処理しなければならない。

(一般廃棄物処理手数料)

第7条 町は、事業活動に伴って生じた一般廃棄物が町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に一般廃棄物処理手数料を徴収する。

2 前項の一般廃棄物処理手数料の額は、別表第1に定める額とする。

3 町は、町において家庭の日常生活に伴って生じた一般廃棄物のうち町長が定める大型ごみの収集及び運搬を行う場合、又は当該大型ごみが町の処理施設に搬入された場合においては、町長が定める時期に大型ごみ収集運搬手数料を徴収する。

4 前項の大型ごみ収集運搬手数料の額は、別表第2に定める額とする。

5 既納の手数料は、還付しない。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処理手数料の減免)

第8条 町長は、特別の事由があると認めるときは、一般廃棄物処理手数料及び大型ごみ収集運搬手数料を減免することができる。

(一般廃棄物収集運搬業の許可)

第9条 法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可は、2年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

(許可申請等の手数料)

第10条 町は、前条の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新を受けようとする者から、許可の申請の際、次に掲げる手数料を徴収する。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円

(2) 一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料 1件につき 10,000円

2 既納の手数料は、還付しない。

(許可証の交付)

第 11 条 町長は、第 9 条の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可又は許可の更新をしたときは、所定の許可証を交付する。

2 一般廃棄物収集運搬業者は、前項の許可証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なくその旨を届出て許可証の再交付を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第 12 条 町長は、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者が次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 法若しくは法に基づく処分又はこの条例若しくはこの条例に基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(許可証再交付申請手数料)

第 13 条 町長は、第 11 条第 2 項の規定に基づき許可証の再交付を受けようとする者から、再交付申請の際、1 件につき 2,000 円の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

(罰則)

第 14 条 第 5 条の 2 第 2 項の規定による命令に違反した者は、20 万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第 15 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

(府中町行政手続条例の適用除外)

第 16 条 第 5 条の 2 第 2 項の規定による命令について、府中町行政手続条例（平成 14 年条例第 2 号）第 3 章の規定は、適用しない。

(補則)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 府中町清掃条例（昭和 38 年条例第 12 号）は、廃止する。

附 則（昭和 57 年 3 月 29 日条例第 12 号）

この条例は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 29 日条例第 6 号）

5.2 府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

府中町廃棄物減量等推進審議会設置要綱

(設置)

第1条 廃棄物の諸問題に対する住民への意識の啓発並びに廃棄物の減量化及び資源化等を推進するための方策を審議するため、府中町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 廃棄物の減量化及び資源化の方策に関すること。
- (2) 廃棄物の調査及び研究並びに住民に対する意識啓発に関すること。
- (3) 廃棄物に関する諸問題の解決策の検討に関すること。
- (4) その他町長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が委嘱する。

- (1) 町民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験者
- (4) 各種団体
- (5) 関係行政機関

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任できるものとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干名を置く。

2 幹事は、町職員の中から町長が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け審議会の所掌事務について委員を補佐する。

4 幹事は、審議会に出席して、意見を述べることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(費用弁償)

第9条 委員の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償については、府中町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和37年条例第38号)による。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

○廃棄物減量等推進審議会名簿

氏 名	所属・役職
三浦 浩之	広島修道大学人間環境学部
平岡 義則	府中町公衆衛生推進協議会
久保 正孝	府中町北部町内会連合会
伊藤 公一	府中町南部町内会連合会
本田 誠治	株式会社本田春荘商店
玖保 誠司	株式会社サンリブ サンリブ府中
澤村 睦子	府中町婦人会
中尾 幸子	府中町女性会
讃岐 湜江	府中町公衆衛生推進協議会
栗栖 孝子	府中町食生活改善推進員協議会
渡邊 哲也	広島県西部厚生環境事務所 広島支所衛生環境課

廃棄物減量等推進審議会委員長：三浦 浩之

廃棄物減量等推進審議会副委員長：平岡 義則

○「府中町ごみ処理基本計画」についての諮問

府環発第 331 号
平成26年12月22日

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之 様

府中町長 和多利 義之



府中町ごみ処理基本計画の改定について（諮問）

府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年条例第18号）第5条の2第2項の規定に基づき、府中町ごみ処理基本計画の改定について貴審議会の意見を求めます。

〔 諮問理由 〕

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための計画を定めなければならないとされています。

府中町では、平成7年に府中町ごみ処理基本計画を定め、平成15年及び平成21年に改定し、今日に至っています。この間、各種廃棄物関係法令の整備を始めごみ処理に関する状況は大きく変化し、計画の前提となる諸条件に様々な変動がありました。

そこで、今回、府中町ごみ処理基本計画を見直し、府中町のごみ処理の現状と課題を整理し、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの適正なごみ処理の推進を図るための基本方針を定めるものです。

○「府中町ごみ処理基本計画」についての答申

平成28年2月24日

府中町長
和多利 義之 様

府中町廃棄物減量等推進審議会
会 長 三 浦 浩 之



府中町ごみ処理基本計画の改定について（答申）

平成26年12月22日付け府環発第331号をもって諮問がありました府中町ごみ処理基本計画の改定について審議を重ねた結果、別紙（案）を添え次のとおり答申いたします。

本審議会においては、平成21年に策定されたごみ処理基本計画の中間年度での見直しを行い、住民・事業者アンケート、地区懇談会などの住民の意見、府中町廃棄物の処理及び清掃に関する条例、府中町第2次環境基本計画の基本方針を踏まえ、府中町の責務として取り組むべき今後の目標を明確化するよう審議を重ねました。

そして、「ごみのスリム化へ みんなで取り組む 循環型のまち あきふちゅう」をごみ処理基本計画の基本理念として掲げ、それを総合的かつ計画的に推進するため、「排出抑制の推進」、「資源化の推進」、「適正な処理・処分の推進」、「協働型環境づくりの推進」の4つの基本方針を設定しました。

この基本方針を効果的に推進するため、「住民」、「事業者」、「行政」の各主体が自らの役割を認識し、取り組みを図れるよう主体別に取り組み内容を位置づけています。

計画推進を図る数値目標は、ごみ処理の「入口」、「循環」、「出口」である「ごみの排出量」、「リサイクル率」、「最終処分量」としており、取り組みの効果が数値として表れるものとなっております。

府中町におかれましては、本答申に基づく計画案を実効性のあるものとするため、適宜、進捗状況を公表し、PDCAサイクルを活用した点検・評価・検証を行い適切な進捗管理の実行に努めるよう切望いたします。

また、社会情勢の変化や事業系ごみ排出量の著しい増加が見込まれる場合は、適切な見直しや事前に指導を行うようお願いいたします。

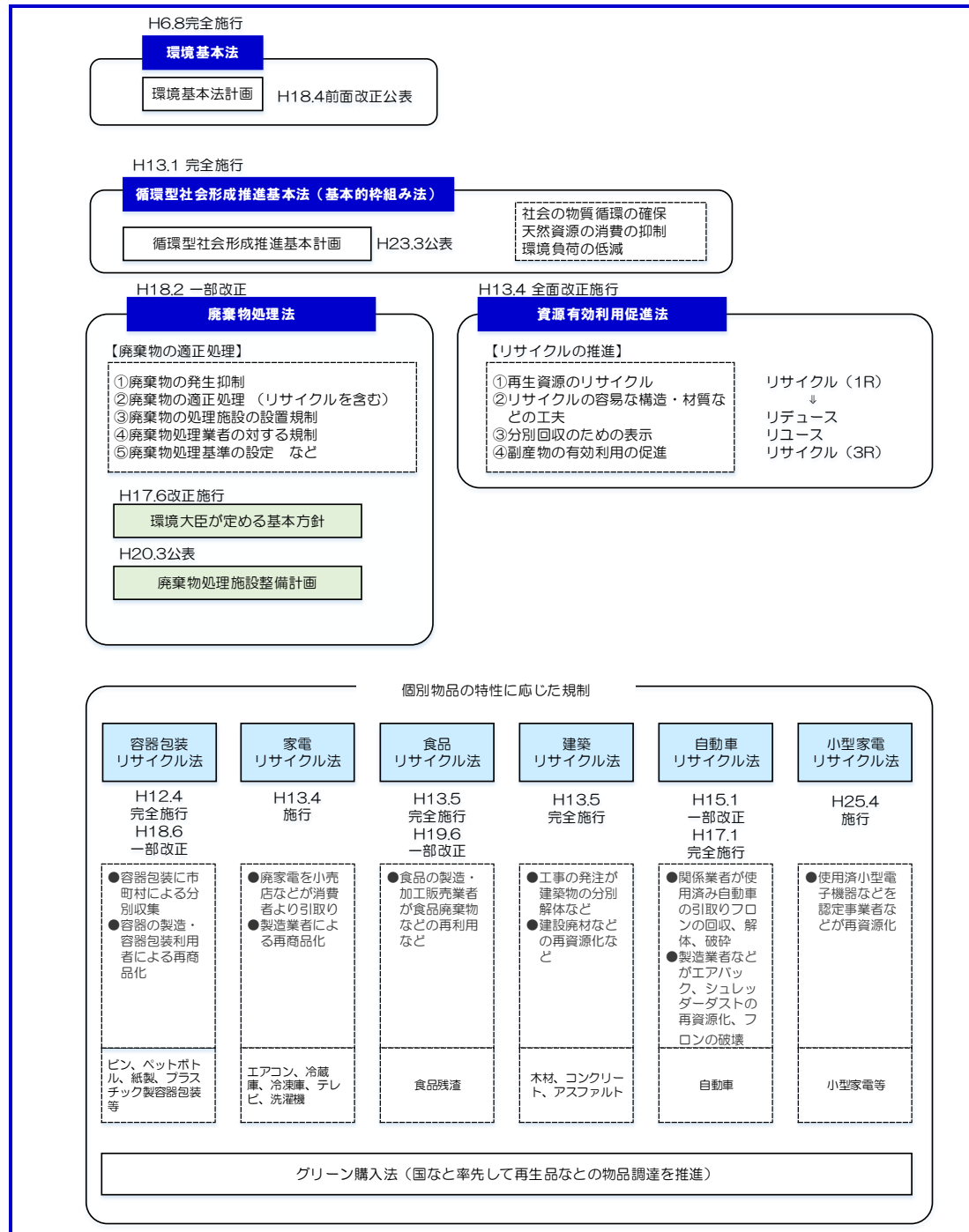
5.3 ごみ処理行政等の動向

国の関係法令等の動向

●国の関係法令等

国の廃棄物に関する法体系は、以下に示すとおりです。

国の関係法令の概要



●当町の関係計画

当町の廃棄物に関する関係計画は、以下に示すとおりです。

第4次府中町総合計画

所管	府中町
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度（10 年間）
将来像	ひとがきらめき まちが輝く オアシス都市 あきふちゅう
基本理念	「商工住のバランスを保ち、次世代へ元気をつなげるひととまち」 ～住んでよかった、住んでみたいまちづくり～
基本目標	①みんなで支えあい、未来につなぐまちづくり ②学び合い、志を育むまちづくり ③誰もが安心・安全、快適に暮らせるまちづくり ④便利で活力と賑わいにあふれるまちづくり ⑤持続可能なまちづくり

第2次府中町環境基本計画

所管	府中町
計画の期間	平成 28 年度から平成 37 年度（10 年間）
目標像	「ひと・まち・自然が共に生き、心豊かにくらすまち あきふちゅう」
基本方針と取り組みテーマ	①低炭素型のまちづくりの推進 （1）温室効果ガスの削減 （2）再生可能エネルギーの利活用 （3）吸収源対策の推進 ②自然と共生する快適環境の推進 （1）自然環境の保全 （2）生活環境の保全 （3）快適な都市環境の創造 ③資源循環による環境負荷の低減 （1）ごみの排出抑制 （2）ごみの資源化の推進 （3）ごみの適正な処理・処分 ④協働型環境づくりの推進 （1）環境意識の醸成 （2）環境活動の継続・拡大 （3）環境に配慮した事業活動の推進

ごみ処理技術の動向

●収集運搬

ごみ収集運搬は、非常に経費のかかる作業であり、廃棄物処理経費のうちに占める割合は非常に高くなっています。近年では、分別区分の拡大や交通事情の悪化など経費の増大をもたらす要因が増えている状況にあります。このため、ますます計画的に合理的なごみ収集運搬システムを構築することが求められています。

収集方式として日本で適用されている方式には、ステーション収集及び戸別収集があり、ステーション収集が最も一般的な方法といえます。

また、収集・運搬機材は、車両（トラック）、パイプライン、鉄道、船舶など多様な機材が用いられていますが、一般の物流と同様、収集運搬機材の大半が車両によって占められています。車両による収集運搬は、機動性、柔軟性に優れており、一部地域で他の収集方式が採り入れられることはあっても、将来的にも主流であると考えられます。

●中間処理

ごみの中間処理とは、不用物を処分しても自然界に悪影響を与えないように、予め、人為的に汚濁物質や有害物質を除去・無害化したり、減容・安定化したりすることをいいます。その主要な方法としては、焼却、破碎、解体、熔融、ガス化、改質、分解、醗酵などがあげられます。

●最終処分

最終処分場は、埋め立て処分される廃棄物の環境に与える影響の度合いによって、有害物質が基準を超えて含まれる燃え殻、ばいじん、污泥、鉱さいなどの有害な産業廃棄物を埋め立てる「しゃ断型処分場」、廃棄物の性質が安定している廃プラスチック類などを埋め立てる「安定型処分場」、しゃ断型、安定型の処分場で対象外の産業廃棄物と一般廃棄物を埋め立てる「管理型処分場」の3種類に分けられます。

埋立処分技術として、従来は、上部が開放された構造による準好気性埋立方式（オープン型）が主流でしたが、近年、自然条件に左右されないことを目的としたクローズドシステム最終処分場の採用も多くなっています。

クローズドシステム最終処分場は自然条件の人為的な制御の他に、埋立地の外観が見えないことから従来の最終処分場のイメージを解消できることや処分場の地域融和として上部の覆蓋を利用した施設を地域住民へ開放することも可能となります。しかし、従来のオープン型最終処分場と比べて、建設費用が割高になるなど課題もあります。

5.4 ごみ排出量の予測結果

ごみ排出量の予測の手順

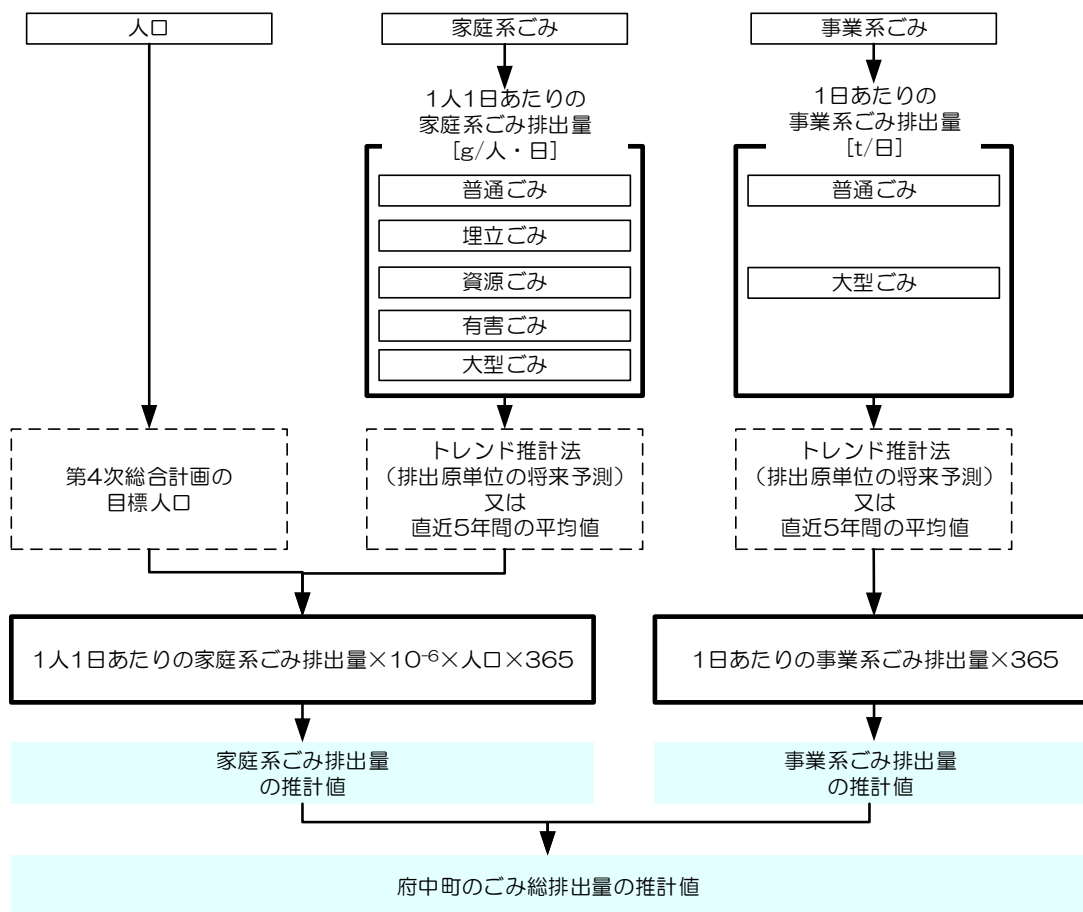
ごみ排出量の予測の手順は、以下に示すとおりです。

人口は、府中町第4次総合計画で用いられた推計値としました。

家庭系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1人1日あたりの排出量）の予測を行い、その予測結果に人口及び年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

事業系ごみについては、トレンド推計法により排出原単位（1日あたりの排出量）の予測を行い、その予測結果に年間日数を乗じたものを排出量の推計値としました。ただし、ばらつきが大きく明確な傾向が得られないものについては、平均値により推計値を算出しました。

ごみ排出量の予測の手順



ごみ排出量の予測の方法

●推計式の概要

ごみ排出量の予測は、直近 5 年間（平成 21 年度～25 年度）の実績値をもとに、以下に示す一次傾向線、二次傾向線、指数曲線、べき曲線、及びロジスティック曲線の 5 つの推計式により行いました。

推計式の一覧

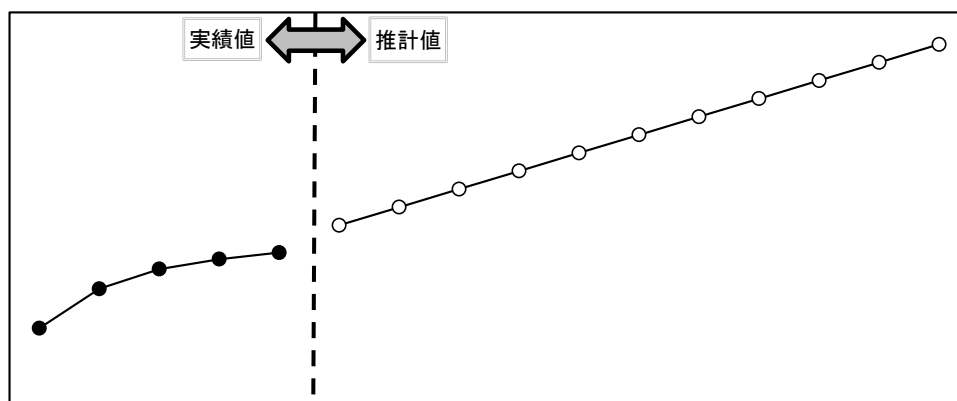
- ①一次傾向線： $y = a x + b$
 - ②二次傾向線： $y = a x^2 + b x + c$
 - ③一次指数曲線： $y = a \times b^x$
 - ④べき曲線： $y = y_0 + a \times x^b$
 - ⑤ロジスティック曲線： $y = K / (1 + e^{-(a-bx)})$
- x : 年度（基準年からの経過年数）
 y : x 年度（基準年から x 年後）の推計値
 y_0 : 実績初年度の値
 K : 過去の実績値から求められる飽和値
 a, b, c : 最小二乗法により求められる定数

なお、推計時には、以下を考慮しました。

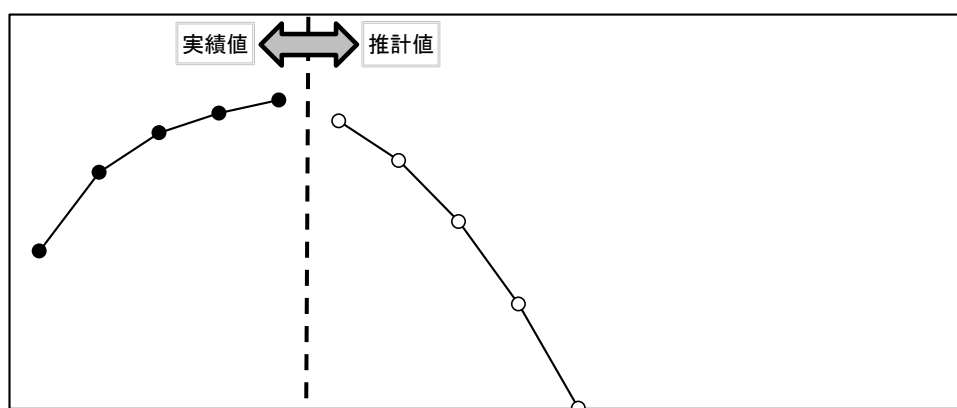
- 過去のごみ排出実績と比べて極端に異なる傾向や、現実的な増減傾向を示さない推計式は候補から除外しました。
- ごみの大きな増減を引き起こす要因が考えられないにも関わらず、増加や減少が継続する場合は、相関係数が高くとも候補から除外しました（増加・減少傾向の緩やかなものを選択した場合があります）。
- 過去の実績が増減を繰り返し、その増減の理由や明確な傾向が不明確な場合は、実績値の平均値を推計値としました。

①一次傾向線： $y = ax + b$

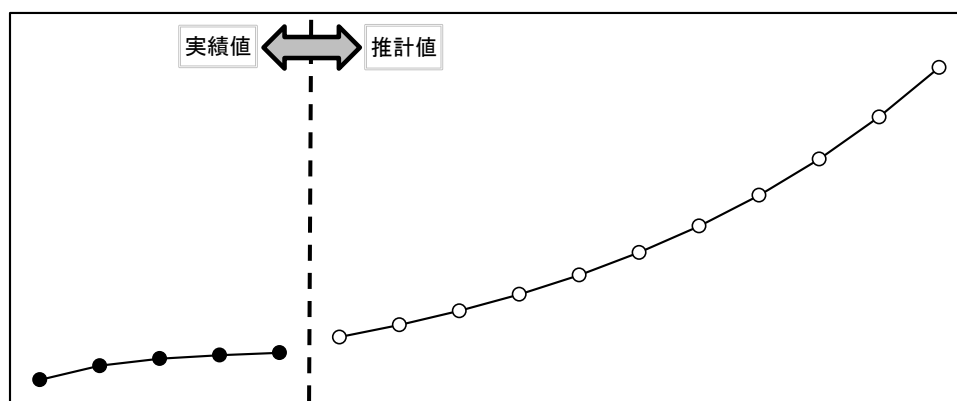
実績値を直線に置き換えた場合の推計式です。

②二次傾向線： $y = ax^2 + bx + c$

実績値を放物線に置き換えた場合の推計式です。

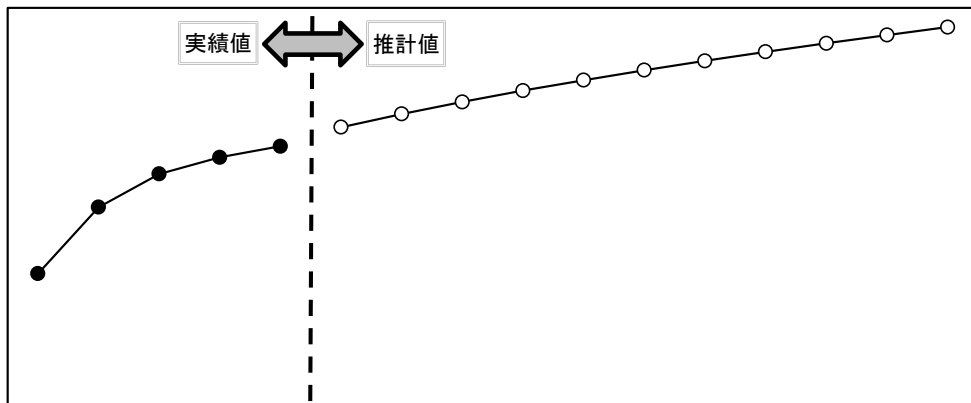
③一次指数曲線： $y = a \times b^x$

実績値の伸びを一定の比率で増加または減少させる推計式であり、増加または減少傾向が急激になります。



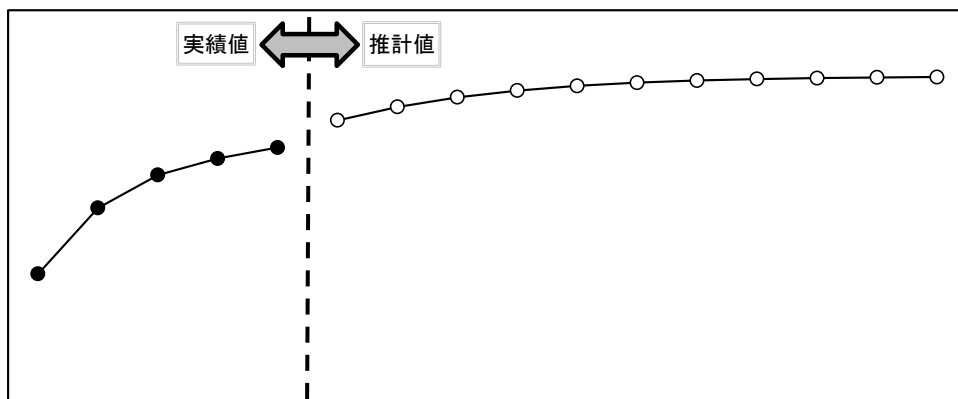
④べき曲線： $y = y_0 + a \times x^b$

実績値の伸びを徐々に増加させる推計式であり、実績値が増加し続ける場合に相関係数が高くなります。



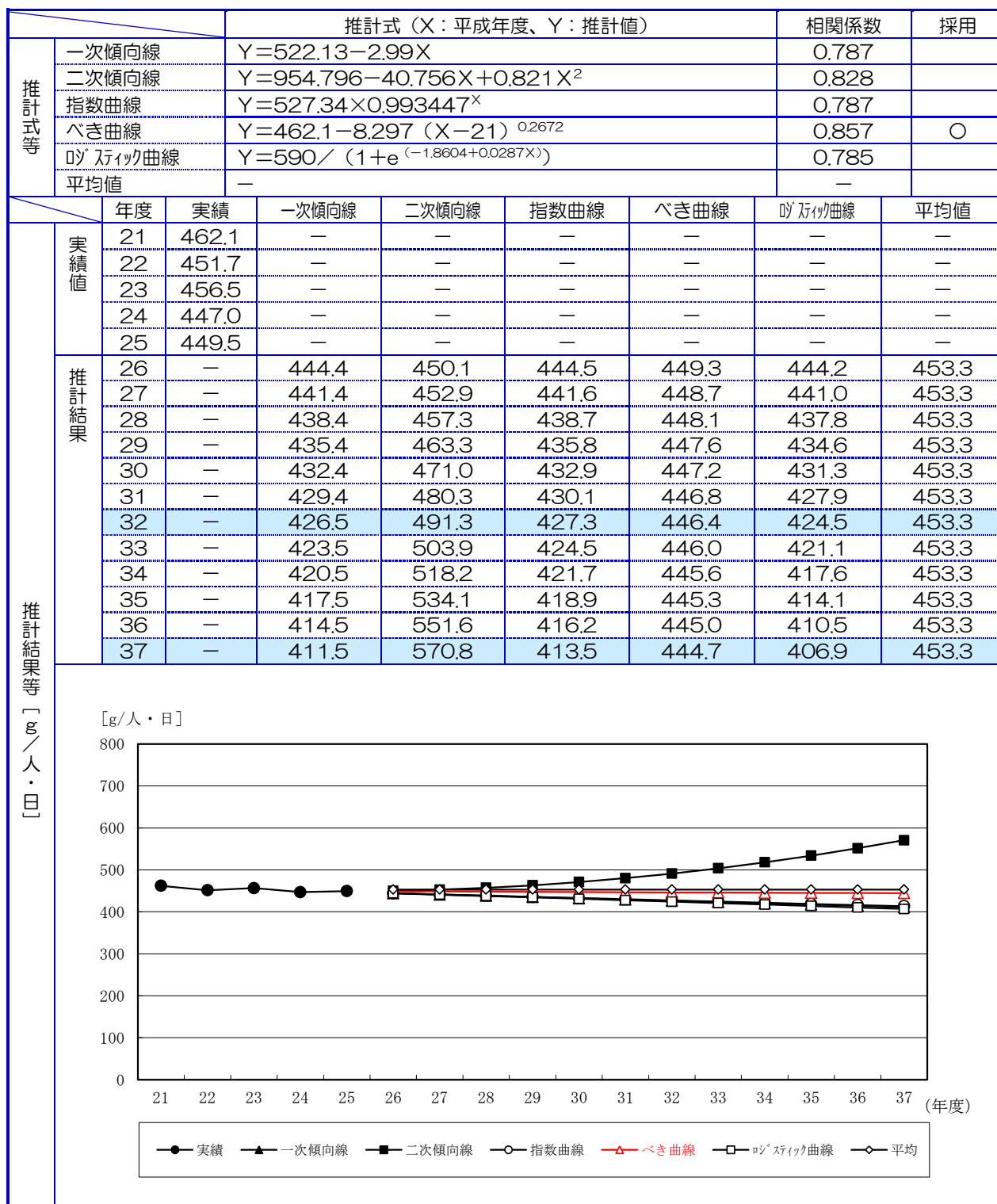
⑤ロジスティック曲線： $y = K / (1 + e^{(a-bx)})$

実績値の伸びを徐々に増加させた後、徐々に減少させ一定の値に近づく推計式です。

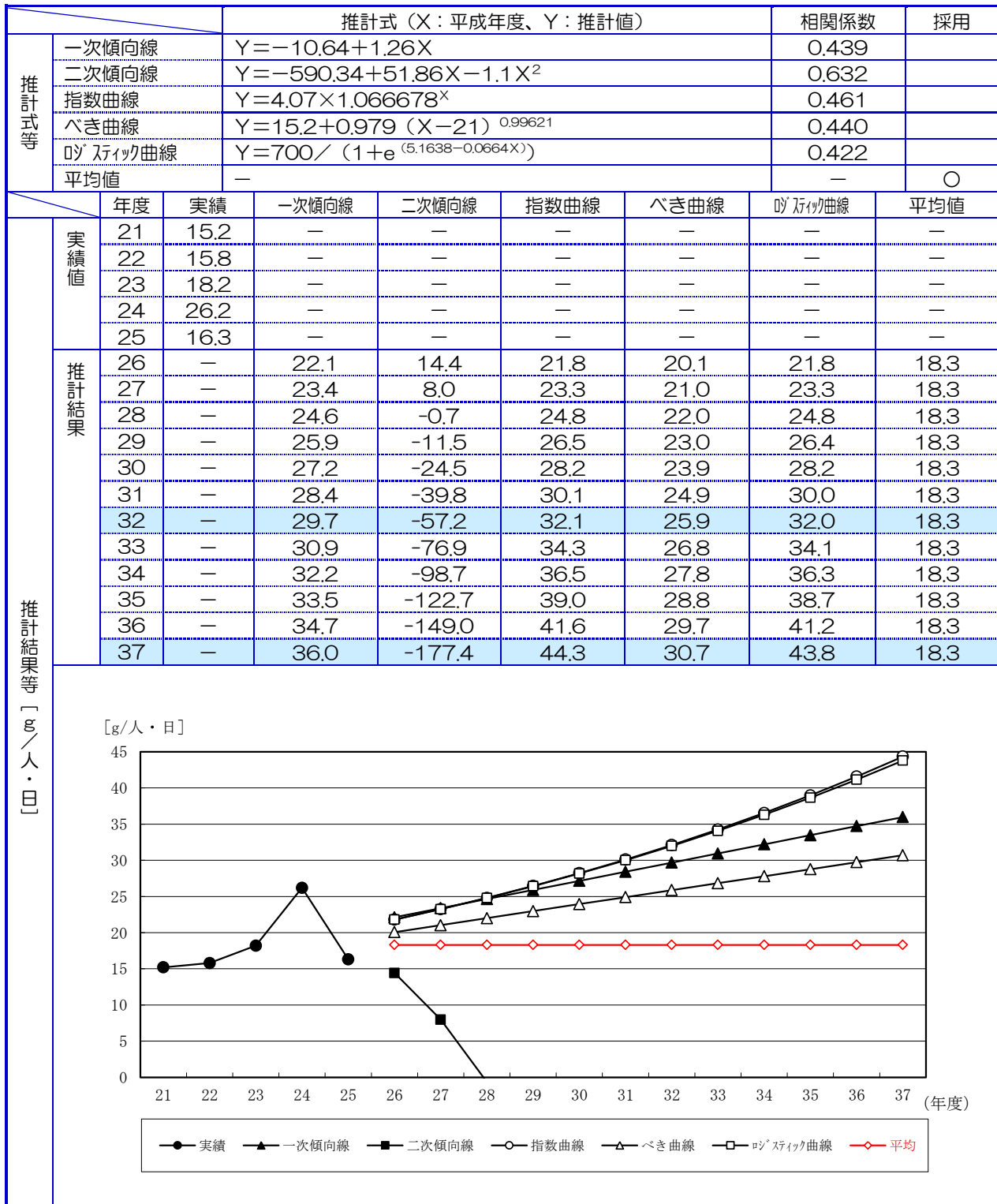


ごみ排出量の予測結果（現状推移）

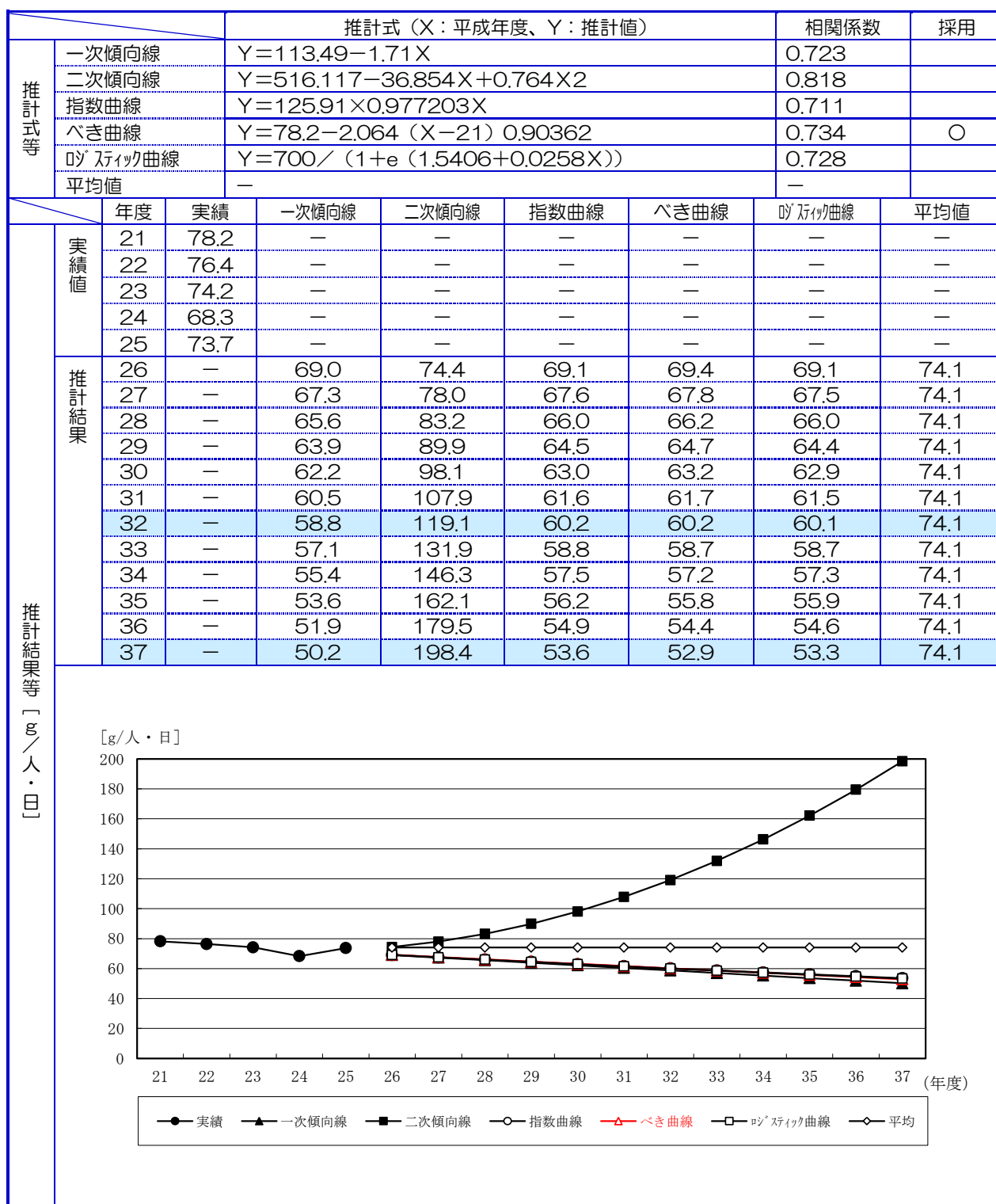
●家庭系ごみ（普通ごみ）



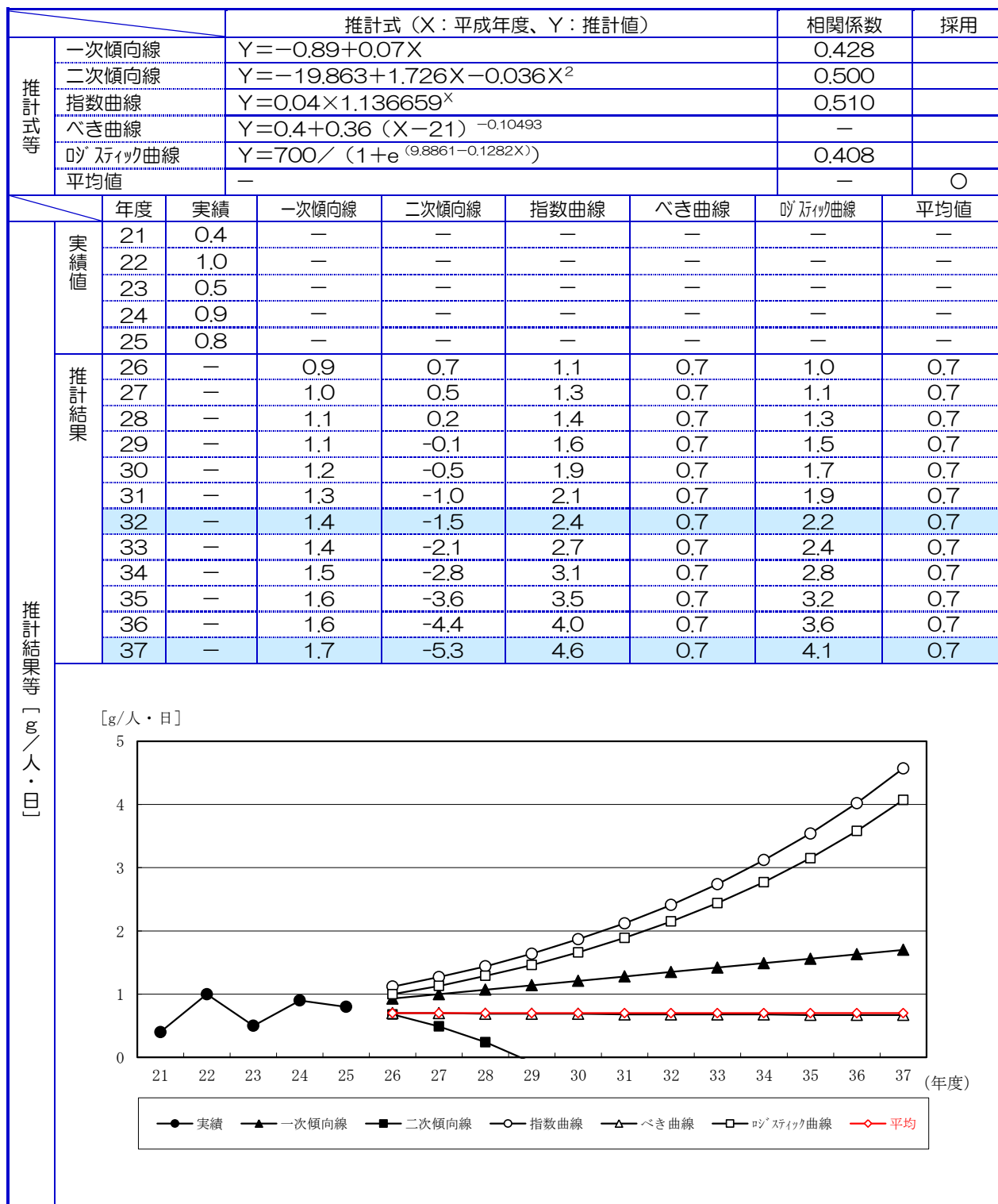
●家庭系ごみ（埋立ごみ）



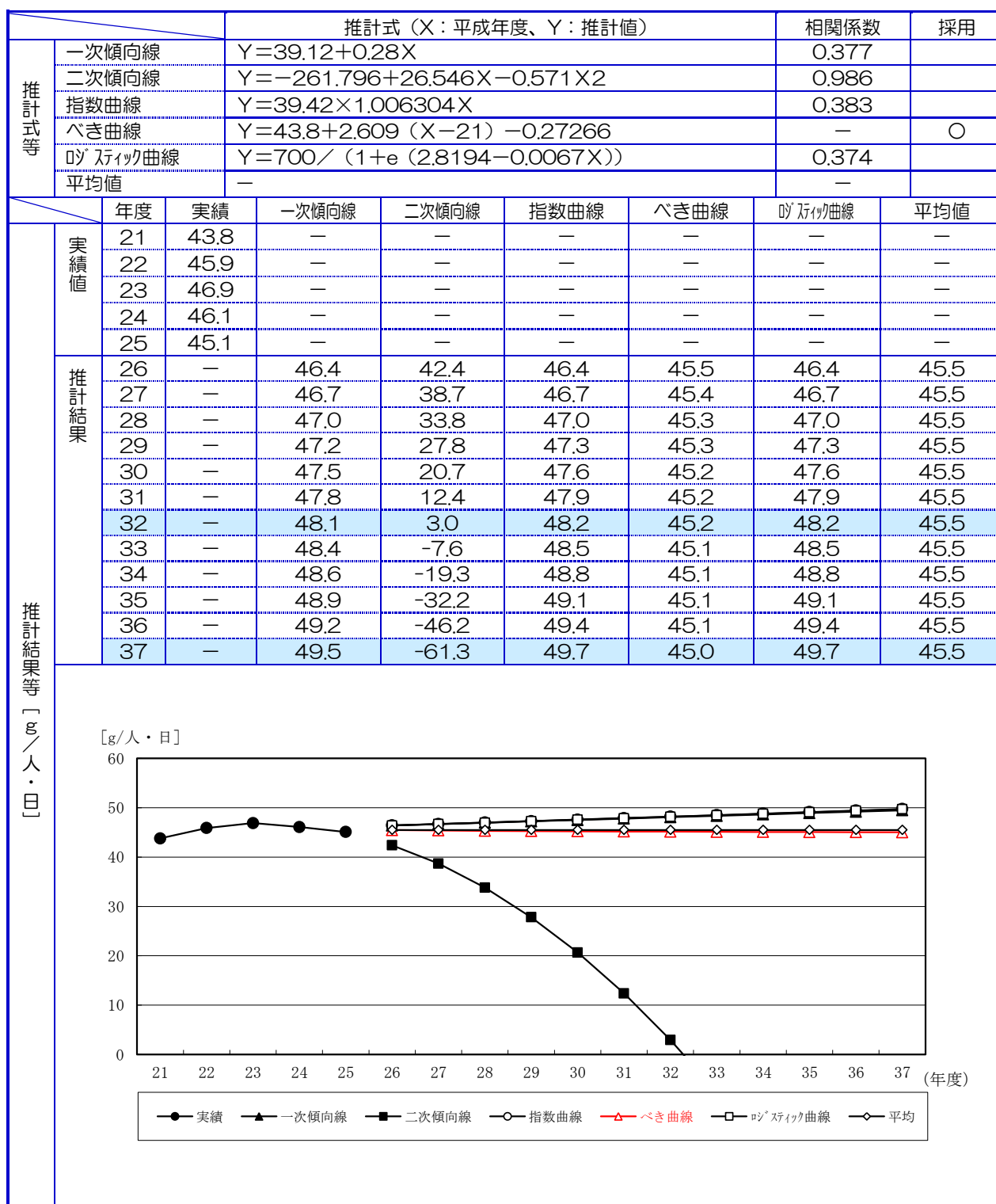
●家庭系ごみ（資源ごみ）



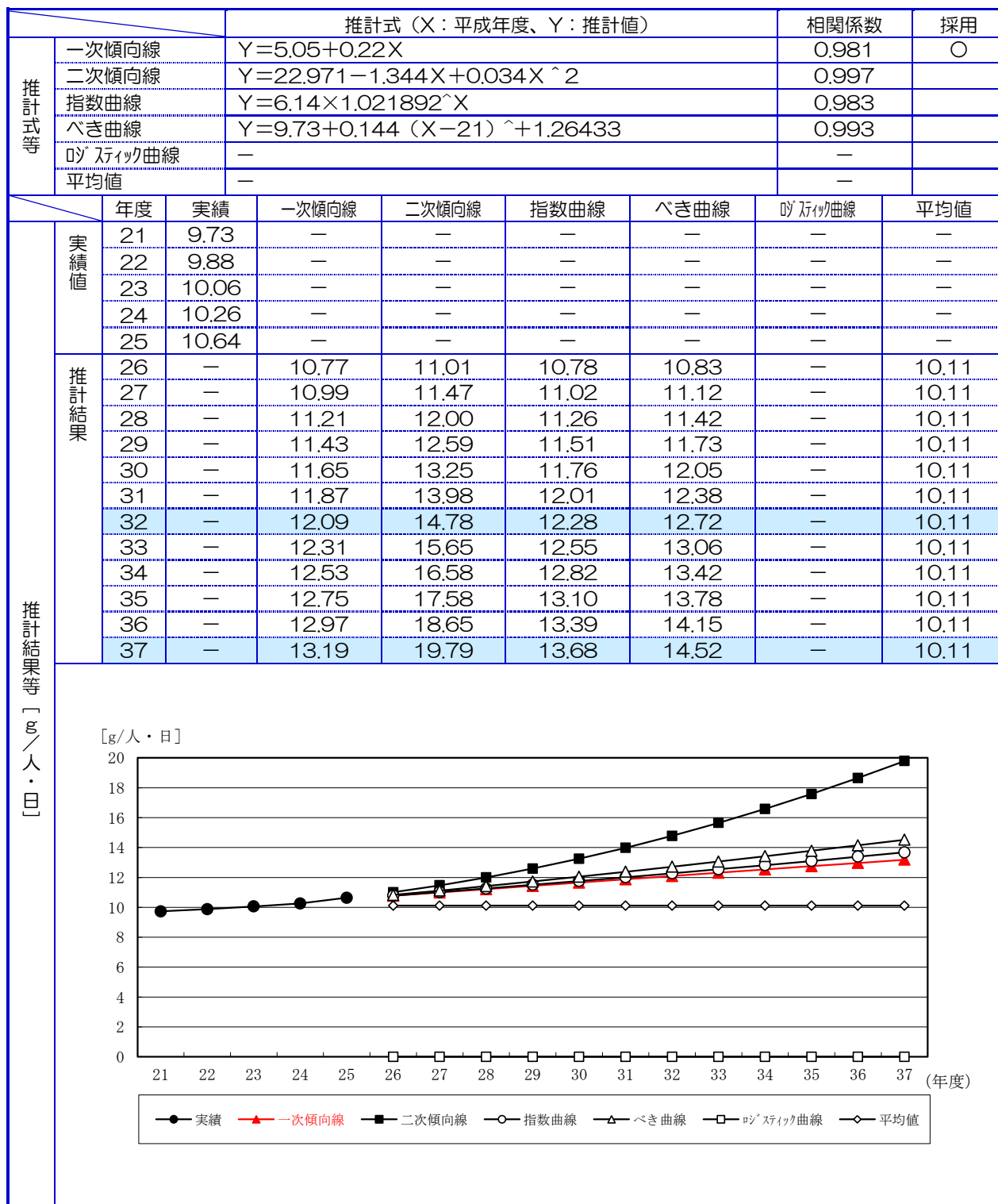
●家庭系ごみ（有害ごみ）



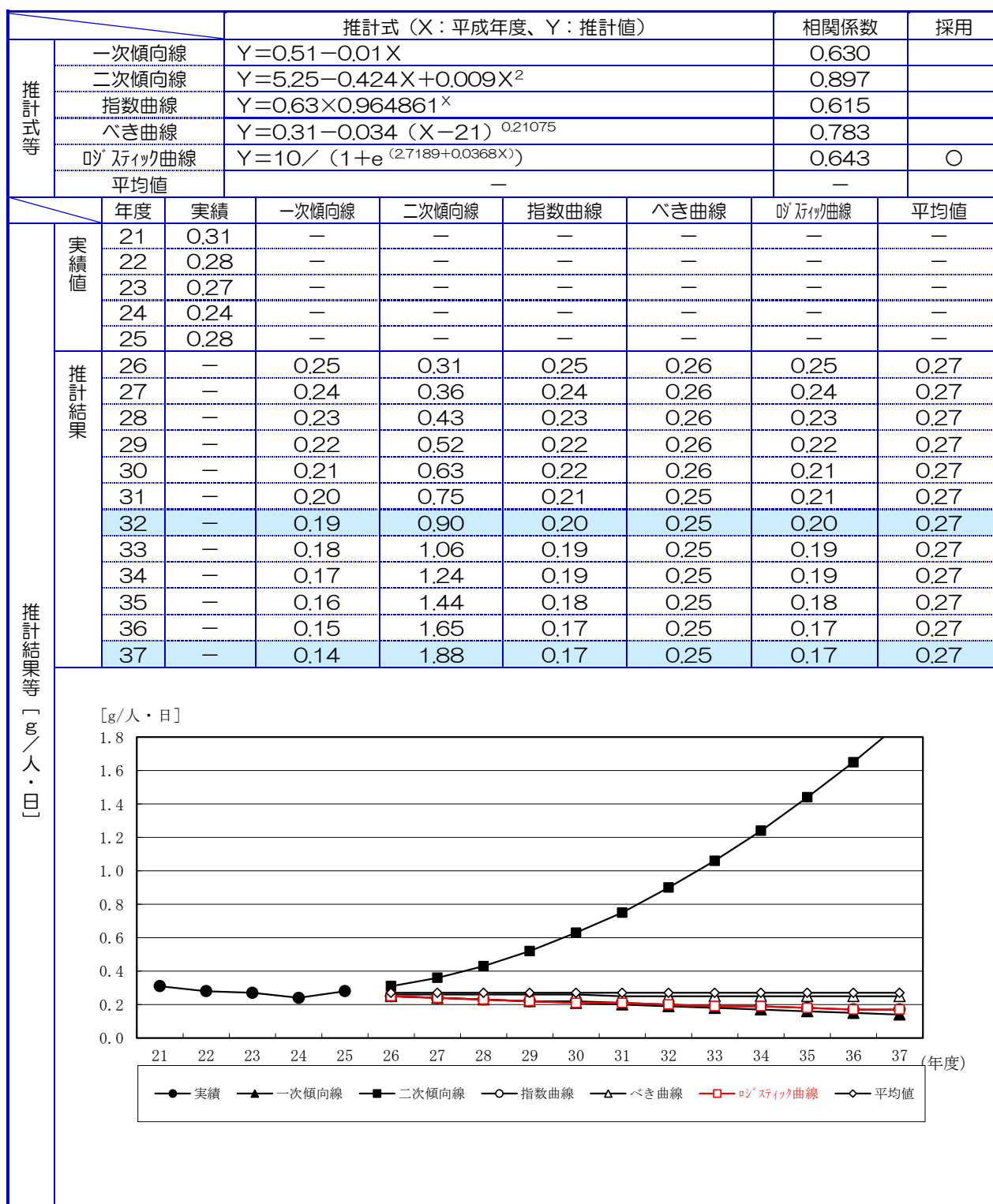
●家庭系ごみ（大型ごみ）



●事業系ごみ（普通ごみ）



●事業系ごみ（大型ごみ）



■ごみ排出量の予測結果(現状推移)

		←実績値					
		単位	H21	H22	H23	H24	H25
人口	A 総人口	人	50,931	50,693	50,674	51,393	51,605
	a1 計画収集人口	人	50,931	50,693	50,674	51,393	51,605
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
ごみ排出量（現状ベース）	B 家庭系ごみ	t/年	11,147	10,933	11,028	11,039	11,028
		t/日	30.5	30.0	30.2	30.2	30.2
		g/人・日	599.6	590.9	596.2	588.5	585.5
	b1 普通ごみ	t/年	8,590	8,357	8,443	8,385	8,467
		t/日	23.5	22.9	23.1	23.0	23.2
		g/人・日	462.1	451.7	456.5	447.0	449.5
	b2 埋立ごみ	t/年	283	293	337	491	307
		t/日	0.8	0.8	0.9	1.3	0.8
		g/人・日	15.2	15.8	18.2	26.2	16.3
	b3 資源ごみ	t/年	1,453	1,414	1,372	1,282	1,388
		t/日	4.00	3.87	3.76	3.51	3.80
		g/人・日	78.16	76.42	74.18	68.34	73.69
	b4 有害ごみ	t/年	7	19	9	16	16
		t/日	0.02	0.05	0.02	0.04	0.04
		g/人・日	0.38	1.03	0.49	0.85	0.85
	b5 大型ごみ	t/年	814	850	867	865	850
		t/日	2.23	2.33	2.38	2.37	2.33
		g/人・日	43.79	45.94	46.87	46.11	45.13
	C 事業系ごみ	t/年	3,667	3,709	3,773	3,835	3,986
		t/日	10.0	10.2	10.3	10.5	10.9
		g/人・日	18.2	18.6	18.9	19.1	19.7
	c1 普通ごみ	t/年	3,553	3,606	3,673	3,746	3,885
		t/日	9.7	9.9	10.1	10.3	10.6
		g/人・日	17.6	18.0	18.3	18.6	19.1
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	c5 大型ごみ	t/年	114	103	100	89	101
		t/日	0.31	0.28	0.27	0.24	0.28
		g/人・日	5.7	5.2	5.1	4.5	5.2
D ごみ排出量		t/年	14,814	14,642	14,801	14,874	15,014
E 集団回収量		t/年	0	0	0	0	0
F ごみ総排出量		t/年	14,814	14,642	14,801	14,874	15,014
		t/日	40.6	40.1	40.6	40.8	41.1
		g/人・日	796.9	791.3	800.2	792.9	797.1
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	521.4	514.5	522.0	520.2	511.8

■ごみ排出量の予測結果(現状推移)つづき

			推計値→						
人口			単位	H26	H27	H28	H29	H30	H31
	A 総人口		人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354
	a1 計画収集人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354	
	a2自家処理人口		人	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量（現状ベース）	B 家庭系ごみ		t/年	10,979	11,009	10,991	10,973	10,958	10,942
			t/日	30.1	30.2	30.1	30.1	30.0	30.0
			g/人・日	583.2	580.9	578.7	576.6	574.6	572.6
	b1 普通ごみ		t/年	8,459	8,504	8,511	8,519	8,528	8,537
			t/日	23.2	23.3	23.3	23.3	23.4	23.4
			g/人・日	449.3	448.7	448.1	447.6	447.2	446.8
	b2 埋立ごみ		t/年	345	347	348	348	349	350
			t/日	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
			g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	b3 資源ごみ		t/年	1,306	1,285	1,258	1,231	1,205	1,178
			t/日	3.58	3.52	3.45	3.37	3.30	3.23
			g/人・日	69.4	67.8	66.2	64.7	63.2	61.7
	b4 有害ごみ		t/年	13	13	13	13	13	13
			t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
			g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	b5 大型ごみ		t/年	856	860	861	862	863	864
			t/日	2.35	2.36	2.36	2.36	2.36	2.37
			g/人・日	45.5	45.4	45.3	45.3	45.2	45.2
	C 事業系ごみ		t/年	4,022	4,099	4,176	4,252	4,329	4,410
			t/日	11.0	11.2	11.4	11.6	11.9	12.1
	c1 普通ごみ		t/年	3,931	4,011	4,092	4,172	4,252	4,333
			t/日	10.8	11.0	11.2	11.4	11.7	11.9
	c2 埋立ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c3 資源ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c4 有害ごみ		t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
c5 大型ごみ		t/年	91	88	84	80	77	77	
		t/日	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
D ごみ排出量		t/年	15,001	15,108	15,167	15,225	15,287	15,352	
E 集団回収量		t/年	433	433	433	433	433	433	
F ごみ総排出量		t/年	15,434	15,541	15,600	15,658	15,720	15,785	
		t/日	42.3	42.6	42.7	42.9	43.1	43.2	
		g/人・日	819.8	820.0	821.4	822.8	824.3	826.0	
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	513.8	513.1	512.5	511.9	511.4	510.9	

■ごみ排出量の予測結果(現状推移)つづき

		推計値→						
		単位	H32	H33	H34	H35	H36	H37
人口	A 総人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000
	a1 計画収集人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量（現状ベース）	B 家庭系ごみ	t/年	10,927	10,914	10,901	10,888	10,877	10,866
		t/日	29.9	29.9	29.9	29.8	29.8	29.8
		g/人・日	570.7	568.8	567.0	565.1	563.4	561.7
	b1 普通ごみ	t/年	8,547	8,557	8,568	8,579	8,591	8,603
		t/日	23.4	23.4	23.5	23.5	23.5	23.6
		g/人・日	446.4	446.0	445.6	445.3	445.0	444.7
	b2 埋立ごみ	t/年	350	351	352	353	353	354
		t/日	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	b3 資源ごみ	t/年	1,152	1,127	1,101	1,075	1,049	1,024
		t/日	3.16	3.09	3.02	2.94	2.87	2.80
		g/人・日	60.2	58.7	57.2	55.8	54.4	52.9
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	14	14
		t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	b5 大型ごみ	t/年	865	866	867	868	870	871
		t/日	2.37	2.37	2.38	2.38	2.38	2.39
		g/人・日	45.2	45.1	45.1	45.1	45.1	45.0
	C 事業系ごみ	t/年	4,486	4,562	4,642	4,720	4,796	4,876
		t/日	12.3	12.5	12.7	12.9	13.1	13.4
		g/人・日	216.1	219.6	222.9	226.2	229.5	232.8
	c1 普通ごみ	t/年	4,413	4,493	4,573	4,654	4,734	4,814
		t/日	12.1	12.3	12.5	12.8	13.0	13.2
		g/人・日	212.5	215.9	219.2	222.5	225.8	229.1
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	
	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0	
	t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
c5 大型ごみ	t/年	73	69	69	66	62	62	
	t/日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	
	g/人・日	3.6	3.3	3.3	3.2	3.0	3.0	
D ごみ排出量		t/年	15,413	15,476	15,543	15,608	15,673	15,742
E 集団回収量		t/年	433	433	433	433	433	433
F ごみ総排出量		t/年	15,846	15,909	15,976	16,041	16,106	16,175
		t/日	43.4	43.6	43.8	43.9	44.1	44.3
		g/人・日	827.5	829.1	830.9	832.6	834.3	836.1
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	510.5	510.1	509.8	509.3	509.1	508.8

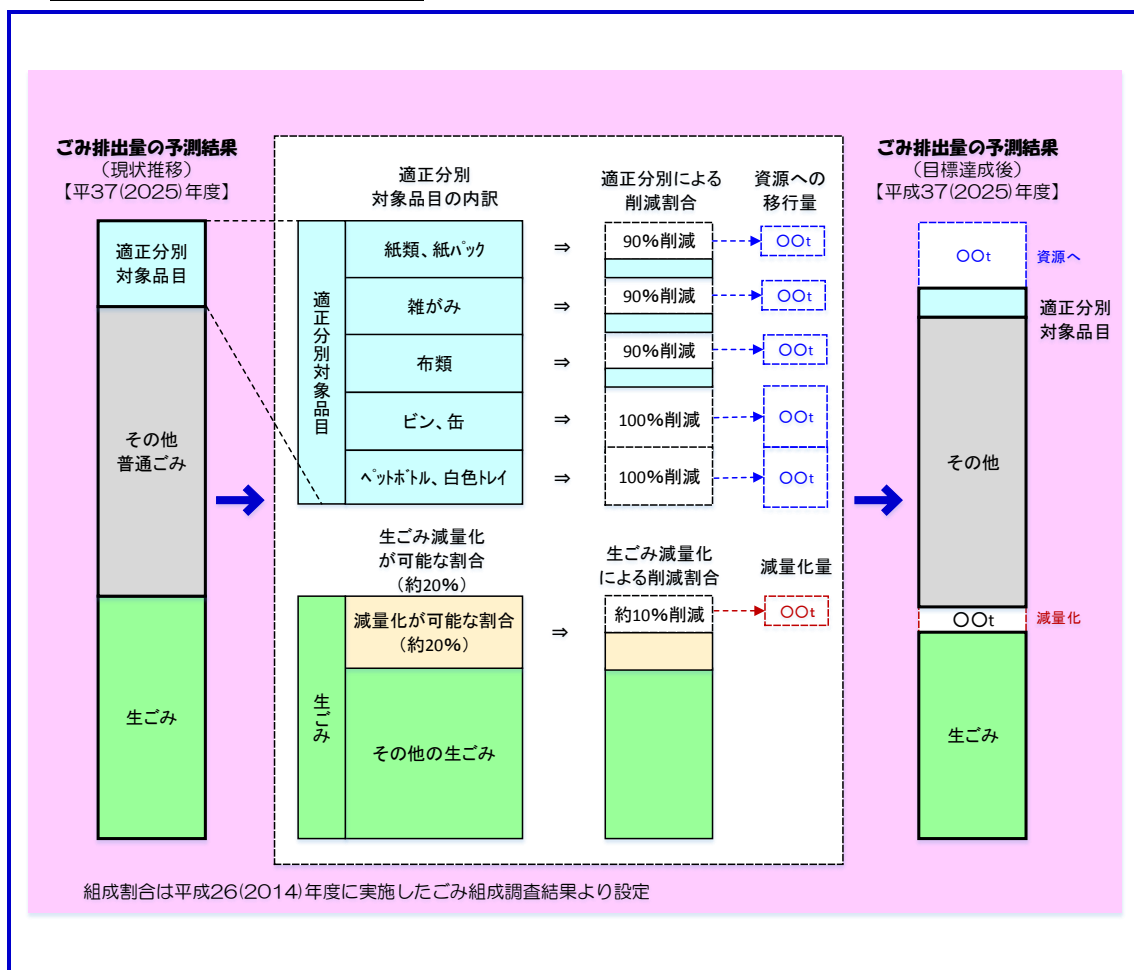
ごみ排出量の予測結果（施策を考慮した場合）

●施策による効果の試算

施策による効果は、当町が平成 26（2014）年度に実施したごみ組成調査結果から算出された資源物などの混入量（ポテンシャル）に本計画で実施する施策によりごみ減量化や資源化が期待される対象品目の削減割合を掛けることにより算出します。

本計画の施策を実施した場合の適正分別による資源化、減量化が期待される品目及びその削減割合の考え方は以下に示すとおりです。

■施策を考慮する場合の考え方



■対象品目及び削減割合

		家庭系ごみ（普通ごみ）	事業系ごみ（普通ごみ）
削減割合の設定	適正分別	【紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、雑がみ、紙パック、布類】 家庭系ごみの紙類や布類については、適正分別による資源化を行うことが原則であるが、当町では汚れているものや一部の品目（ふきん、ネクタイなど）については普通ごみとしての取り扱いを許可しているため、適正分別による削減割合は 90%とした。	【紙類（新聞・雑誌、ダンボール）、雑がみ、紙パック、その他の紙類、布類】 事業系ごみの紙類や布類については、適正分別による資源化を行うことが原則であるが、当町では汚れているものや一部の品目（ふきん、ネクタイなど）については普通ごみとしての取り扱いを許可しているため、適正分別による削減割合は 90%とした。
		【ビン、缶、ペットボトル、白色トレイ】 ビン、缶、ペットボトル、白色トレイについては、適正分別による資源化を行うことが原則であるため、適正分別による削減割合は 100%とした。	【プラスチック製容器包装】 事業系ごみのプラスチック製容器包装については、産業廃棄物として排出されることが原則であるが、当町では個人商店などについては、普通ごみとしての処理を指導している。また、汚れているものや事業の中での人々の活動によって排出される一部の品目（ラップ類など塩ビ製品食品のプラスチック製容器包装ごみなど）の完全撤廃は難しいことが想定されることから、適正分別による削減割合は 90%とした。
	減量化	【生ごみ】 生ごみは「水分が多く含まれているもの」や「手つかずの食品」、「食べ残し」が多く存在していることから、排出された生ごみの内、20%の減量化が可能であると想定される。ただし、当町では生ごみの減量化に既に取り組みされている住民や事業者が存在することや生ごみ減量化への協力が他の品目に比べ得られにくいことを踏まえ、生ごみ減量化による削減割合は 20%の半分である 10%とした。	
その他考慮する事項		平成 25（2013）年度に実施した町内会アンケート結果より集団回収量の賦存量を 563t（現在、集団回収量を把握されていない町内会の回収量を含む）を考慮する。	大型商業施設の増床分（1.5 倍）として約 500 t / 年（開店時の半分）増加することを考慮する。

●ごみ排出量の予測結果（施策を考慮した場合）

■ごみ排出量の予測結果①（施策を考慮した場合）

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
項 目		推 計 値					
人口	A 総人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246
	a1 計画収集人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246
ごみ排出量（施策実施前）	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
	B 家庭系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	10,979	11,009	10,991	10,973	10,958
ごみ排出量（施策実施後）	b1 可燃ごみ	t/年	8,459	8,504	8,511	8,519	8,528
	b2 埋立ごみ	t/年	345	347	348	348	349
ごみ排出量（施策実施後）	b3 資源ごみ	t/年	1,306	1,285	1,258	1,231	1,205
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	13
ごみ排出量（施策実施後）	b5 大型ごみ	t/年	856	860	861	862	863
	C 事業系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	4,022	4,099	4,176	4,252	4,829
ごみ排出量（施策実施後）	C1 可燃ごみ	t/年	3,931	4,011	4,092	4,172	4,752
	C2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0
ごみ排出量（施策実施後）	C3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	C4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
ごみ排出量（施策実施後）	C5 大型ごみ	t/年	91	88	84	80	77
	D ごみ排出量	t/年	15,001	15,108	15,167	15,225	15,787
ごみ排出量（施策実施後）	E 集団回収量	t/年	433	433	433	433	433
	F ごみ総排出量	t/年	15,434	15,541	15,600	15,658	16,220
ごみ排出量（施策実施後）	F 総排出量	g/人・日	820	820	821	823	851
	G 家庭系可燃ごみに含まれる紙類の適正排出（資源ごみへ）	t/年			60	119	179
ごみ排出量（施策実施後）	g1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			7.0%	7.0%	7.0%
	g2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
ごみ排出量（施策実施後）	H 家庭系可燃ごみに含まれる衣類の適正排出（資源ごみへ）	t/年			9	17	26
	h1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			1.0%	1.0%	1.0%
ごみ排出量（施策実施後）	h2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
	I 家庭系可燃ごみに含まれるビン・缶類の適正排出（資源ごみへ）	t/年			3	5	8
ごみ排出量（施策実施後）	i1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.3%	0.3%	0.3%
	i2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
ごみ排出量（施策実施後）	J 家庭系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの適正排出（資源ごみへ）	t/年			9	17	26
	j1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			1.0%	1.0%	1.0%
ごみ排出量（施策実施後）	j2 削減割合	%			10.0%	20.0%	30.0%
	K 家庭系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年			35	70	105
ごみ排出量（施策実施後）	k1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			41.0%	41.0%	41.0%
	K2 削減可能量	%			20.0%	20.0%	20.0%
ごみ排出量（施策実施後）	K3 削減割合	%			5.0%	10.0%	15.0%
	L 家庭系可燃ごみに含まれる雑がみの新規分別（資源ごみへ）	t/年			0	0	90
ごみ排出量（施策実施後）	l1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			7.0%	7.0%	7.0%
	l2 削減割合	%			0.0%	0.0%	15.0%
ごみ排出量（施策実施後）	M 事業系可燃ごみに含まれる紙類の資源化の徹底	t/年			0	179	409
	m1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			43.0%	43.0%	43.0%
ごみ排出量（施策実施後）	m2 削減割合	%			0.0%	10.0%	20.0%
	N 事業系可燃ごみに含まれる衣類の資源化の徹底	t/年			0	2	4
ごみ排出量（施策実施後）	n1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.4%	0.4%	0.4%
	n2 削減割合	%			0.0%	10.0%	20.0%
ごみ排出量（施策実施後）	O 事業系可燃ごみに含まれるビン・缶類の資源化の徹底	t/年			0	3	6
	o1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.6%	0.6%	0.6%
ごみ排出量（施策実施後）	o2 削減割合	%			0.0%	11.0%	22.0%
	P 事業系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの資源化の徹底	t/年			0	2	4
ごみ排出量（施策実施後）	p1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			0.4%	0.4%	0.4%
	p2 削減割合	%			0.0%	11.0%	22.0%
ごみ排出量（施策実施後）	Q 事業系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年			0	0	19
	q1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			28.0%	28.0%	28.0%
ごみ排出量（施策実施後）	q2 削減可能量	%			20.0%	20.0%	20.0%
	q3 削減割合	%			0.0%	0.0%	7.0%
ごみ排出量（施策実施後）	S 事業系可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックの資源化の徹底	t/年			0	17	38
	s1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%			4.0%	4.0%	4.0%
ごみ排出量（施策実施後）	s2 削減割合	%			0.0%	10.0%	20.0%
	T 集団回収量	t/年	—	—	—	130	130

■ごみ排出量の予測結果①（施策を考慮した場合） つづき

		平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
項 目		推計値					
人口	A 総人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892
	a1 計画収集人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0
ごみ排出量（施策実施前）	B 家庭系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	10,927	10,914	10,901	10,888	10,877
	b1 可燃ごみ	t/年	8,547	8,557	8,568	8,579	8,591
	b2 埋立ごみ	t/年	350	351	352	353	354
	b3 資源ごみ	t/年	1,152	1,127	1,101	1,075	1,049
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	14
	b5 大型ごみ	t/年	865	866	867	868	870
	C 事業系ごみ（収集＋直接搬入）	t/年	4,986	5,062	5,142	5,220	5,296
	c1 可燃ごみ	t/年	4,913	4,993	5,073	5,154	5,234
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0
	c5 大型ごみ	t/年	73	69	69	66	62
	D ごみ排出量	t/年	15,913	15,976	16,043	16,108	16,242
	E 集団回収量	t/年	433	433	433	433	433
	F ごみ総排出量	t/年	16,346	16,409	16,476	16,541	16,675
		g/人・日	854	855	857	859	862
家庭系ごみに対する施策の効果	G 家庭系可燃ごみに含まれる紙類の適正排出（資源ごみへ）	t/年	299	359	420	480	541
	g1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
	g2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	H 家庭系可燃ごみに含まれる衣類の適正排出（資源ごみへ）	t/年	43	51	60	69	77
	h1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	h2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	I 家庭系可燃ごみに含まれるビン・缶類の適正排出（資源ごみへ）	t/年	13	15	18	21	23
	i1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	i2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	J 家庭系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの適正排出（資源ごみへ）	t/年	43	51	60	69	77
	j1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%	1.0%
	j2 削減割合	%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%	90.0%
	K 家庭系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年	175	211	246	281	317
	k1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%	41.0%
	K2 削減可能量	%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	K3 削減割合	%	25.0%	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%
	L 家庭系可燃ごみに含まれる雑がみの新規分別（資源ごみへ）	t/年	239	300	360	420	481
	l1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%	7.0%
	l2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
事業系ごみに対する施策の効果	M 事業系可燃ごみに含まれる紙類の資源化の徹底	t/年	845	1074	1309	1551	1801
	m1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	43.0%	43.0%	43.0%	43.0%	43.0%
	m2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
	N 事業系可燃ごみに含まれる衣類の資源化の徹底	t/年	8	10	12	14	17
	n1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
	n2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
	O 事業系可燃ごみに含まれるビン・缶類の資源化の徹底	t/年	13	17	20	24	28
	o1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%
	o2 削減割合	%	44.0%	55.0%	66.0%	77.0%	88.0%
	P 事業系可燃ごみに含まれるペットボトル・白色トレイの資源化の徹底	t/年	9	11	13	16	18
	p1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%	0.4%
	p2 削減割合	%	44.0%	55.0%	66.0%	77.0%	88.0%
	Q 事業系可燃ごみに含まれる生ごみの減量化の徹底	t/年	58	78	99	121	144
	q1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%
	q2 削減可能量	%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%
	q3 削減割合	%	21.0%	28.0%	35.0%	42.0%	49.0%
	S 事業系可燃ごみに含まれる容器包装プラスチックの資源化の徹底	t/年	79	100	122	144	168
	s1 ポテンシャル（組成調査結果より）	%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%
	s2 削減割合	%	40.0%	50.0%	60.0%	70.0%	80.0%
T 集団回収量		t/年	130	130	130	130	130

■ごみ排出量の予測結果②（施策を考慮した場合）

		単位	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人口	A 総人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354
	a1 計画収集人口	人	51,579	51,923	52,030	52,138	52,246	52,354
	a2自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0
ごみ排出量（目標達成時）	B 家庭系ごみ	t/年	10,979	11,009	10,956	10,903	10,853	10,802
		t/日	30.1	30.2	30.0	29.9	29.7	29.6
		g/人・日	583.2	580.9	576.9	572.9	569.1	565.3
	b1 可燃ごみ	t/年	8,459	8,504	8,397	8,291	8,096	7,900
		t/日	23.2	23.3	23.0	22.7	22.2	21.6
		g/人・日	449.3	448.7	442.2	435.7	424.5	413.4
	b2 埋立ごみ	t/年	345	347	348	348	349	350
		t/日	0.9	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
		g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3
	b3 資源ごみ	t/年	1,306	1,285	1,337	1,389	1,533	1,675
		t/日	3.6	3.5	3.7	3.8	4.2	4.6
		g/人・日	69.4	67.8	70.4	73.0	80.4	87.6
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	13	13
		t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
	b5 大型ごみ	t/年	856	860	861	862	863	864
		t/日	2.35	2.36	2.36	2.36	2.36	2.37
		g/人・日	45.5	45.4	45.3	45.3	45.3	45.2
	C 事業系ごみ	t/年	4,022	4,099	4,176	4,050	4,349	4,169
		t/日	11.0	11.2	11.4	11.1	11.9	11.4
		g/人・日	19.8	19.8	19.8	19.5	20.9	19.8
	c1 可燃ごみ	t/年	3,931	4,011	4,092	3,970	4,272	4,092
		t/日	10.8	11.0	11.2	10.9	11.7	11.2
		g/人・日	19.8	19.8	19.8	19.5	20.9	19.8
	c2 埋立ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		g/人・日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	c4 有害ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
		t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
		g/人・日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	c5 大型ごみ	t/年	91	88	84	80	77	77
		t/日	0.25	0.24	0.23	0.22	0.21	0.21
		g/人・日	4.7	4.6	4.5	4.4	4.3	4.3
D ごみ排出量		t/年	15,001	15,108	15,132	14,953	15,203	14,971
E 集団回収量		t/年	433	433	433	563	563	563
F ごみ総排出量		t/年	15,434	15,541	15,565	15,516	15,766	15,534
		t/日	42.3	42.6	42.6	42.5	43.2	42.6
		g/人・日	819.8	820.0	819.6	815.3	826.7	812.9
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	513.8	513.1	506.5	499.9	488.7	477.7

■ごみ排出量の予測結果②（施策を考慮した場合） つづき

		単位	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
人口	A 総人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000	
	a1 計画収集人口	人	52,461	52,569	52,677	52,784	52,892	53,000	
	a2 自家処理人口	人	0	0	0	0	0	0	
ごみ排出量（目標達成時）	B 家庭系ごみ	t/年	10,752	10,704	10,655	10,607	10,560	10,513	
		t/日	29.5	29.3	29.2	29.1	28.9	28.8	
		g/人・日	561.5	557.8	554.2	550.5	547.0	543.5	
	b1 可燃ごみ	t/年	7,735	7,570	7,404	7,239	7,074	6,977	
		t/日	21.2	20.7	20.3	19.8	19.4	19.1	
		g/人・日	404.0	394.5	385.1	375.7	366.4	360.7	
	b2 埋立ごみ	t/年	350	351	352	353	353	354	
		t/日	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	
		g/人・日	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	18.3	
	b3 資源ごみ	t/年	1,789	1,904	2,019	2,134	2,249	2,297	
		t/日	4.9	5.2	5.5	5.8	6.2	6.3	
		g/人・日	93.4	99.2	105.0	110.7	116.5	118.7	
	b4 有害ごみ	t/年	13	13	13	13	14	14	
		t/日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
		g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	
	b5 大型ごみ	t/年	865	866	867	868	870	871	
		t/日	2.37	2.37	2.38	2.38	2.38	2.39	
		g/人・日	45.2	45.1	45.1	45.1	45.1	45.0	
	C 事業系ごみ	c1 可燃ごみ	t/年	3,975	3,773	3,566	3,349	3,122	2,907
			t/日	10.9	10.3	9.8	9.2	8.6	8.0
			t/年	3,902	3,704	3,497	3,283	3,060	2,845
		c2 埋立ごみ	t/日	10.7	10.1	9.6	9.0	8.4	7.8
			t/年	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		c3 資源ごみ	t/年	0	0	0	0	0	0
			t/日	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			t/年	0	0	0	0	0	0
		c4 有害ごみ	t/日	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
			t/年	73	69	69	66	62	62
			t/日	0.20	0.19	0.19	0.18	0.17	0.17
D ごみ排出量		t/年	14,727	14,476	14,221	13,956	13,682	13,420	
E 集団回収量		t/年	563	563	563	563	563	563	
F ごみ総排出量		t/年	15,290	15,039	14,784	14,519	14,245	13,983	
		t/日	41.9	41.2	40.5	39.8	39.0	38.3	
		g/人・日	798.5	783.8	768.9	753.6	737.9	722.8	
G 資源ごみ及び集団回収を除いた1人1日あたりの家庭系ごみ排出量		g/人・日	468.1	458.6	449.2	439.8	430.5	424.8	

■ごみ排出量の予測結果③（施策を考慮した場合）

				平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
項 目		単位	推計式等	実 績 値					
H 焼却施設	h1 搬入量		t/年	Σ (h11～h13)	13,071	12,707	12,908	12,894	13,120
	h11 普通ごみ		t/年	b1+c1	12,143	11,963	12,116	12,131	12,352
	h12 大型ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×71.0%	928	675	698	659	668
	h13 残渣焼却		t/年	i22+j22+k22	0	69	94	104	100
	h2 搬出量		t/年	Σ (h21～h22)	1,255	1,270	1,278	1,273	1,226
	h21 資源化物		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	801	710	762	837	751
	h22 焼却残さ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×4.0%	454	560	516	436	475
	I 粗大ごみ処理施設								
	i1 搬入量		t/年	Σ (i11)	0	61	69	78	82
	i11 大型ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×8.0%	0	61	69	78	82
J その他資源化を行う施設	i2 搬出量		t/年	Σ (i21～i23)	0	56	69	69	67
	i21 資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0
	i22 残渣焼却		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×90.0%	0	56	69	69	67
	i23 処理残渣埋立		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0
	K その他の施設								
	k1 搬入量		t/年	Σ (k11～k12)	290	293	337	491	307
L 最終処分場	k11 埋立ごみ		t/年	b2	283	293	337	491	307
	k12 有害ごみ		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：ゼロ	7	0	0	0	0
	k2 搬出量		t/年	Σ (k21～k23)	284	284	334	405	306
	k21 資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0
	k22 残渣焼却		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	0	0	17	35	21
	k23 処理残渣埋立		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×85.0%	284	284	317	370	285
	l1 最終処分量		t/年	Σ (l11～l14)	812	919	978	969	935
	l11 焼却施設		t/年	h22	454	560	516	436	475
リ サ イ ク ル 率 等	l12 粗大ごみ処理施設		t/年	i23	0	0	0	0	0
	l13 その他資源化を行う施設		t/年	j23	74	75	145	163	175
	l14 その他の施設		t/年	k23	284	284	317	370	285
	M 排出量		t/年	D	14,700	14,539	14,701	14,785	14,913
	N 集団回収量		t/年	E	0	0	0	0	0
	O 計画処理量		t/年	P-0	14,700	14,539	14,701	14,785	14,913
	P 自家処理量		t/年	ゼロ	0	0	0	0	0
	Q 直接資源化量		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×3.0%	543	540	547	488	455
	R 中間処理量		t/年	M-Q-S	14,157	13,999	14,154	14,297	14,458
	S 直接最終処分量		t/年	ゼロ	0	0	0	0	0
	T 処理残渣量		t/年	h2+i2+j2+k2	2,394	2,471	2,490	2,557	2,351
	U 減量化量		t/年	R-T	11,763	11,528	11,664	11,740	12,107
	V 処理後再生利用量		t/年	h21+i21+j21+k21	1,582	1,483	1,418	1,484	1,316
	W 処理後最終処分量		t/年	l1	812	919	978	969	935
	X 総資源化量		t/年	N+Q+V	2,125	2,023	1,965	1,972	1,771
	Y 最終処分量		t/年	S+W	812	919	978	969	935
	Z リサイクル率		%	X×100/(M+N)	14.5%	13.9%	13.4%	13.3%	11.9%
AA 最終処分率		%	Y×100/(M+N)	5.5%	6.3%	6.7%	6.6%	6.3%	

■ごみ排出量の予測結果③（施策を考慮した場合） つづき

				平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
項 目		単位	推計式等	推 計 値					
H 焼却施設	h1 搬入量	t/年	Σ (h11～h13)	13,162	13,287	13,259	13,029	13,136	12,762
		t/年	b1+c1	12,390	12,515	12,489	12,260	12,368	11,992
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×71.0%	672	673	671	669	667	668
		t/年	i22+i22+k22	99	99	100	100	100	102
	h2 搬出量	t/年	Σ (h21～h22)	1,316	1,328	1,326	1,303	1,313	1,276
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	790	797	796	782	788	766
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×4.0%	526	531	530	521	525	510
		I 粗大ごみ処理施設							
	i1 搬入量	t/年	Σ (i11)	76	76	76	75	75	75
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×8.0%	76	76	76	75	75	75
i2 搬出量		t/年	Σ (i21～i23)	68	68	68	68	68	68
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×90.0%	68	68	68	68	68	68
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0
J その他資源化を行う施設									
J1 搬入量	t/年	Σ (j11～j13)	1,044	1,031	1,063	1,096	1,185	1,275	
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×63.0%	823	810	842	875	965	1,055	
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量	13	13	13	13	13	13	
	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×22.0%	208	209	208	207	207	207	
	j2 搬出量	t/年	Σ (j21～j23)	752	742	766	789	853	918
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×61.0%	637	629	649	668	723	778
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×1.0%	10	10	11	11	12	13
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×10.0%	104	103	106	110	119	128
	K その他の施設								
	k1 搬入量	t/年	Σ (k11～k12)	345	347	348	348	349	350
t/年		b2	345	347	348	348	349	350	
t/年		実績値：各年度実績値 推計値：ゼロ	0	0	0	0	0	0	
k2 搬出量		t/年	Σ (k21～k23)	314	316	317	317	318	319
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	21	21	21	21	21	21
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×85.0%	293	295	296	296	297	298
L 最終処分場									
l1 最終処分量	t/年	Σ (l11～l14)	924	929	932	926	940	935	
	t/年	h22	526	531	530	521	525	510	
	t/年	i23	0	0	0	0	0	0	
	t/年	j23	104	103	106	110	119	128	
	t/年	k23	293	295	296	296	297	298	
	M 排出量			t/年	D	14,910	15,020	15,048	14,873
N 集団回収量	t/年	E	433	433	433	563	563	563	
O 計画処理量	t/年	P=O	14,910	15,020	15,048	14,873	15,126	14,894	
P 自家処理量	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0	
Q 直接資源化量	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×3.0%	447	451	451	446	454	447	
R 中間処理量	t/年	M-Q-S	14,463	14,569	14,597	14,427	14,672	14,447	
S 直接最終処分量	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0	
T 処理残渣量	t/年	h2+i2+j2+k2	2,450	2,454	2,476	2,476	2,552	2,580	
U 減量化量	t/年	R-T	12,013	12,115	12,120	11,950	12,120	11,867	
V 処理後再生利用量	t/年	h21+i21+j21+k21	1,427	1,426	1,445	1,450	1,511	1,544	
W 処理後最終処分量	t/年	l1	924	929	932	926	940	935	
X 総資源化量	t/年	N+Q+V	2,307	2,310	2,329	2,459	2,528	2,554	
Y 最終処分量	t/年	S+W	924	929	932	926	940	935	
Z リサイクル率	%	X×100/(M+N)	15.0%	14.9%	15.0%	15.9%	16.1%	16.5%	
AA 最終処分率	%	Y×100/(M+N)	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	

■ごみ排出量の予測結果③（施策を考慮した場合） つづき

					平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	
項 目		単位	推計式等	推 計 値							
H 焼却施設	h1 搬入量	t/年	Σ (h11～h13)	12,405	12,040	11,670	11,289	10,900	10,590		
		t/年	b1+c1	11,637	11,273	10,902	10,522	10,134	9,822		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×71.0%	666	664	665	663	662	662		
	h12 大型ごみ	t/年	i22+j22+k22	102	103	103	104	105	105		
		t/年	Σ (h21～h22)	1,240	1,204	1,167	1,129	1,090	1,059		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	744	722	700	677	654	635		
	h2 搬出量	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×4.0%	496	482	467	452	436	424		
		I 粗大ごみ処理施設									
	I 粗大ごみ処理施設	i1 搬入量	t/年	Σ (i11)	75	75	75	75	75	75	
t/年			実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×8.0%	75	75	75	75	75	75		
i2 搬出量		t/年	Σ (i21～i23)	68	67	67	67	67	67		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×90.0%	68	67	67	67	67	67		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0		
		J その他資源化を行う施設									
		J その他資源化を行う施設	j1 搬入量	t/年	Σ (j11～j13)	1,346	1,418	1,491	1,563	1,636	1,666
t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×63.0%			1,127	1,199	1,272	1,344	1,417	1,447		
t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量			13	13	13	13	14	14		
t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×22.0%			206	206	206	205	205	205		
j2 搬出量	t/年		Σ (j21～j23)	969	1,021	1,073	1,125	1,178	1,200		
	t/年		実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×61.0%	821	865	909	953	998	1,017		
	t/年		実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×1.0%	13	14	15	16	16	17		
	t/年		実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×10.0%	135	142	149	156	164	167		
	K その他の施設										
K その他の施設	k1 搬入量	t/年	Σ (k11～k12)	350	351	352	353	353	355		
		t/年	b2	350	351	352	353	353	354		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：ゼロ	0	0	0	0	0	1		
	k2 搬出量	t/年	Σ (k21～k23)	319	319	320	321	321	323		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×0.0%	0	0	0	0	0	0		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×6.0%	21	21	21	21	21	21		
		t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×85.0%	298	298	299	300	300	302		
		L 最終処分場									
L 最終処分場	l1 最終処分量	t/年	Σ (l11～l14)	928	922	915	908	900	892		
		t/年	h22	496	482	467	452	436	424		
		t/年	i23	0	0	0	0	0	0		
		t/年	j23	135	142	149	156	164	167		
		t/年	k23	298	298	299	300	300	302		
		M 排出量									
リサイクル率等	M 排出量	t/年	D	14,654	14,407	14,152	13,890	13,620	13,420		
	N 集団回収量	t/年	E	563	563	563	563	563	563		
	O 計画処理量	t/年	P-0	14,654	14,407	14,152	13,890	13,620	13,420		
	P 自家処理量	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0		
	Q 直接資源化量	t/年	実績値：各年度実績値 推計値：搬入量×3.0%	440	432	425	417	409	403		
	R 中間処理量	t/年	M-Q-S	14,214	13,975	13,728	13,473	13,211	13,018		
	S 直接最終処分量	t/年	ゼロ	0	0	0	0	0	0		
	T 処理残渣量	t/年	h2+i2+j2+k2	2,595	2,612	2,628	2,643	2,656	2,649		
	U 減量化量	t/年	R-T	11,619	11,363	11,100	10,830	10,555	10,369		
	V 処理後再生利用量	t/年	h21+i21+j21+k21	1,565	1,587	1,609	1,630	1,652	1,652		
	W 処理後最終処分量	t/年	I1	928	922	915	908	900	892		
	X 総資源化量	t/年	M+Q+V	2,568	2,582	2,597	2,610	2,624	2,617		
	Y 最終処分量	t/年	S+W	928	922	915	908	900	892		
	Z リサイクル率	%	X×100/(M+N)	16.9%	17.2%	17.6%	18.1%	18.5%	18.7%		
	AA 最終処分率	%	Y×100/(M+N)	6.1%	6.2%	6.2%	6.3%	6.3%	6.4%		

5.5 ごみ組成調査結果

調査目的

ごみ組成調査（以下、「本調査」という。）では、家庭系普通ごみ及び事業系普通ごみのごみ組成を分析し、それぞれに含まれる分別排出されていない資源物や不適物等の割合を調査します。

調査結果から資源物の潜在量や不適物を推計し、今後のごみ減量、再使用、再生利用及び適正処理を推進する上での基礎データを求めることを目的とします。

調査内容

●調査対象及び方法

本調査では、家庭系普通ごみと事業系普通ごみを対象としました。各試料の採取方法は以下に示すとおりです。

■調査対象

【家庭系普通ごみ(ステーションごみ)】

- 2 地区（北部、南部）から収集するごみステーションに排出された普通ごみを対象とする。
- 地区ごとに、複数のステーションから計 100kg 程度を回収する。
- ごみを細分類し、組成別に計量する。（調査項目を参照）

【事業系普通ごみ】

- 安芸クリーンセンターに搬入された普通ごみを対象とする。
- 事業系ごみは、町内の事業所を収集した収集運搬車両（許可業者）から無作為に抽出する。
- 計 200kg 程度とする。
- ごみを細分類し、組成別に計量する。（調査項目を参照）

●調査日

家庭系ごみ：平成 27 年 3 月 12 日

事業系ごみ：平成 27 年 3 月 23 日

●調査項目

本調査では、府中町の分別区分に基づき、23 種類の詳細組成としました。

■調査項目

項 目	細 目
厨芥類	手つかずの食料品
	その他厨芥
紙類	新聞紙・チラシ類・本・雑誌類
	段ボール類
	紙パック類
	雑がみ
	その他の紙類（紙おむつ、汚れた紙など）
繊維・布類	衣類・タオル
	その他繊維・布類
木・竹・草葉・わら類	割りはし
	その他木・竹・草葉・わら類
ゴム・皮革類	
プラスチック類	ペットボトル
	トレー
	レジ袋
	プラスチック製容器包装
	その他のプラスチック類
金属類	缶類
	その他の金属類
ビン類	
瓦礫・土砂類	
ガラス・陶磁器類	
その他の雑物	

調査結果

●家庭系普通ごみ

家庭系普通ごみの組成は、厨芥類が約 41%と最も高く、紙類が約 35%、プラスチック類が約 14%、ゴム・皮革類が約 5%と続いています。厨芥類、紙類、プラスチック類で約 90%と大半を占めています。

■調査結果

項目		重量[kg]	割合	削減 対象品目
厨芥類	手つかずの食料品	0.172	0.7%	○
	その他厨芥	9.4	40.0%	○
紙類	新聞紙・チラシ類・本・雑誌類	1.3	5.5%	○
	段ボール類	0.2	0.9%	○
	紙パック類	0.1	0.4%	○
	雑がみ	1.6	6.8%	○
	その他の紙類	5	21.3%	
繊維・布類	衣類・タオル	0.2	0.9%	○
	その他の繊維・布類	0.018	0.1%	○
木、竹、草、 わら類	割りばし	0.024	0.1%	
	その他の木・竹・草葉・わら類	0.501	2.1%	
ゴム・皮革類		1.2	5.1%	
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	0.031	0.1%	○
	トレー	0.2	0.9%	○
	レジ袋	0.4	1.7%	
	プラスチック製容器包装	2.3	9.8%	
	その他のプラスチック類	0.4	1.7%	
金属類	缶類	0.034	0.1%	○
	その他の金属類	0.04	0.2%	○
ビン類		0	0.0%	○
瓦礫・土砂類		0	0.0%	
ガラス・陶磁器類		0.004	0.0%	
その他の雑物		0.4	1.7%	
合計		23.524	100.0%	

●事業系普通ごみ

事業系普通ごみの組成は、紙類が約 55%と最も高く、厨芥類が約 28%、プラスチック類が約 13%と続いています。厨芥類、紙類、プラスチック類で約 96%と大半を占めています。

■調査結果

項目		重量[kg]	割合	削減 対象品目
厨芥類	手つかずの食料品	0.7	3.6%	○
	その他厨芥	4.8	24.8%	○
紙類	新聞紙・チラシ類・本・雑誌類	1.8	9.3%	○
	段ボール類	0.08	0.4%	○
	紙パック類	0	0.0%	○
	雑がみ	4	20.6%	○
	その他の紙類	4.8	24.8%	△（半分）
繊維・布類	衣類・タオル	0.03	0.2%	○
	その他の繊維・布類	0.045	0.2%	○
木、竹、草、 わら類	割りばし	0.11	0.6%	
	その他の木・竹・草葉・わら類	0.37	1.9%	
ゴム・皮革類		0	0.0%	
プ ラ ス チ ッ ク 類	ペットボトル	0.025	0.1%	○
	トレー	0.055	0.3%	○
	レジ袋	0.9	4.6%	
	プラスチック製容器包装	0.8	4.1%	○
	その他のプラスチック類	0.7	3.6%	
金属類	缶類	0	0.0%	○
	その他の金属類	0.12	0.6%	○
ビン類		0	0	○
瓦礫・土砂類		0	0.0%	
ガラス・陶磁器類		0	0.0%	
その他の雑物		0.05	0.3%	
合計		19.385	100.0%	

5.6 町内会アンケート調査結果

調査目的

町内会による集団回収の実施状況について、回収量や集団回収の課題などを把握し、本計画の基礎資料として活用することを目的としてアンケート調査を実施しました。

調査内容

町内会アンケートの調査内容は以下に示すとおりです。

調査方法

- 調査対象者：町内会
- 配布・回収方法：郵送配布・郵送回収
- 実施期間：平成 27 年 1 月 6 日～3 月 31 日

アンケート回収率

- 配布数：67 票
- 回収数：57 票
- 回収率：85%

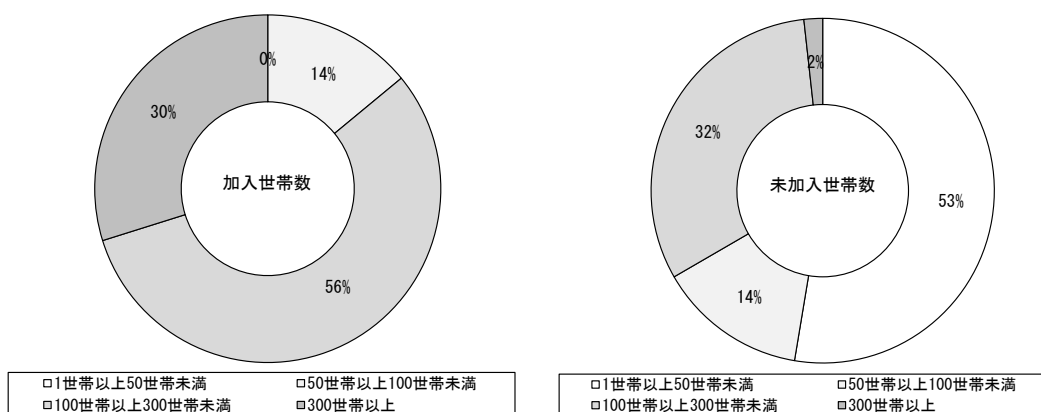
調査項目

- 貴町内会について
- 集団回収について
- その他環境活動について
- その他の活動について

調査結果

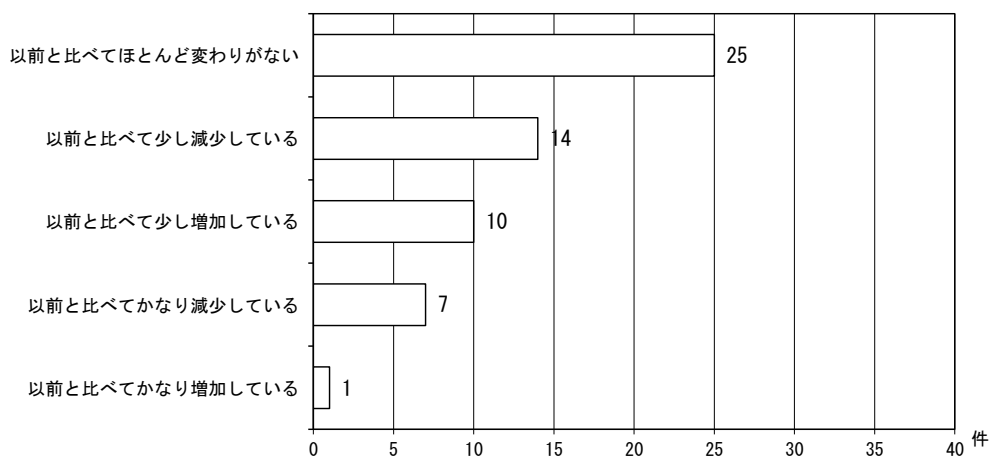
●貴町内会について

問1 貴町内会への加入世帯数と未加入世帯数についてお答えください。(N=57)



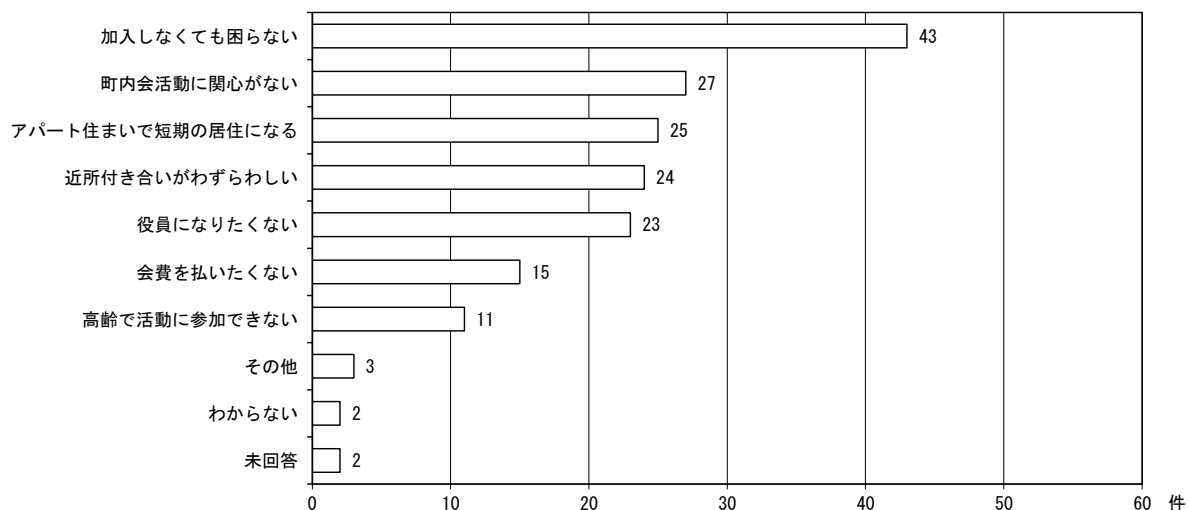
- 町内会への加入世帯数は50世帯以上100世帯未満が56%と最も多い割合を示した。
- 町内会への未加入世帯数は1世帯以上50世帯未満が53%と最も多い割合を示した。300世帯以上が加入していない町内会も確認された。

問2 近年の町内会への加入状況について、どのように感じですか。(N=57)



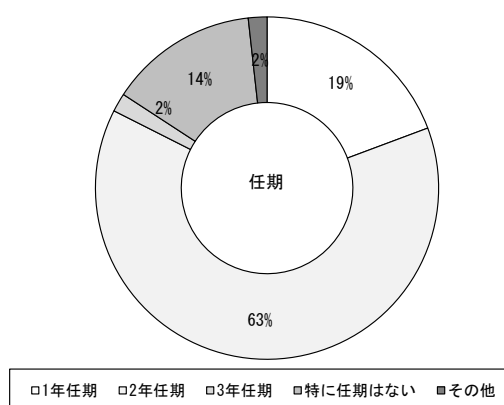
- 町内会への加入状況は「以前と比べてほとんど変わらない」が25件と最も多く、次いで「以前と比べて少し減少している」が多かった。

問3 未加入世帯について、町内会に加入しない理由は何ですか。（N=57（複数回答））



- 未加入世帯が町内会に加入しない理由としては、「加入しなくても困らない」が43件と最も多かった。
- その他には、「町内会活動に関心がない」、「アパート住まいで短期の居住になる」、「近所付き合いがわずらわしい」、「役員になりたくない」といった理由が多く確認され、「高齢で活動に参加できない」といった理由も11件あった。

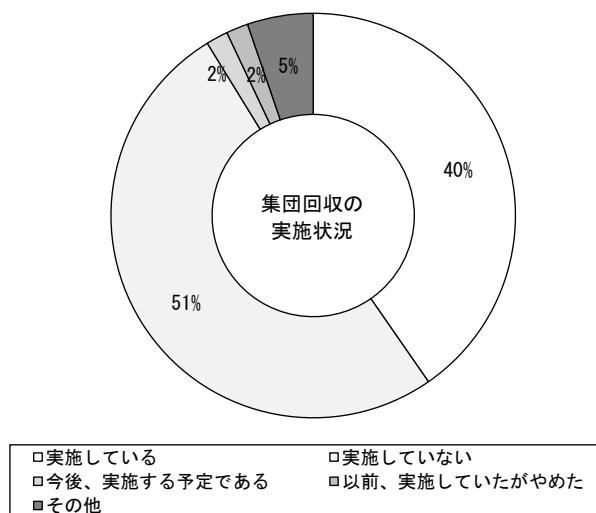
問4 貴町内会における町内会長の任期は何年ですか。（N=57）



- 町内会長の任期は2年任期が63%と最も多く、次いで1年任期が多かった。

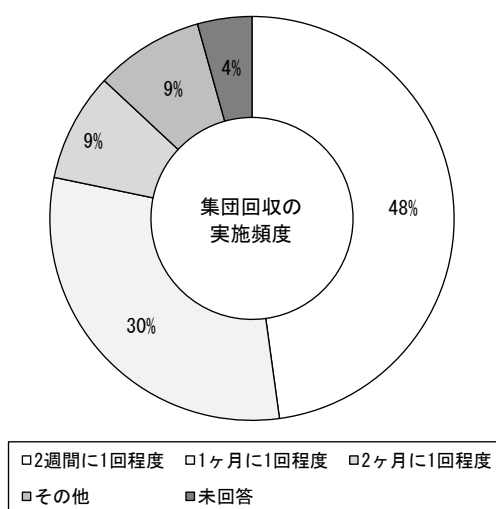
●集団回収について

問5 貴町内会での集団回収の実施状況についてお答えください。(N=57)



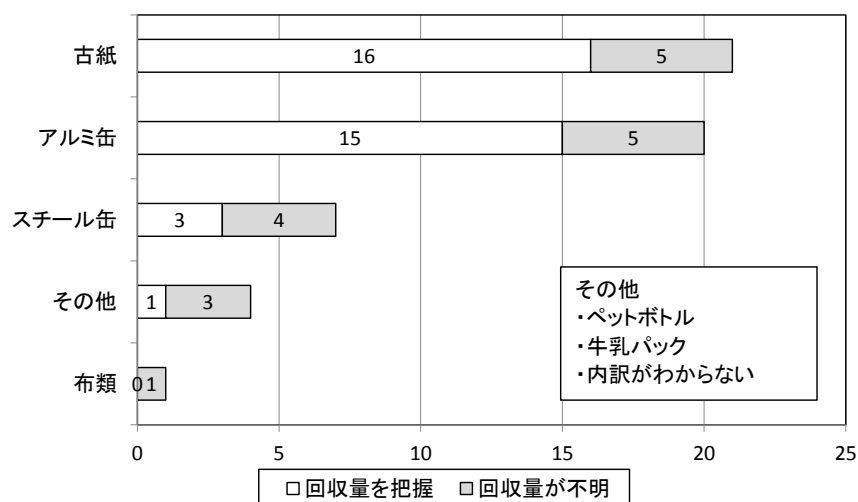
- 集団回収の実施状況は、「実施している」が約 40%（23 件）、「実施していない」が約 51%（29 件）であり、実施していない町内会が半数を占めた。
- 「今後、実施する予定である町内会」、「以前、実施していたがやめた」町内会はどちらも約 2%（1 件）と少なかった。

問5-1 問5で「1.実施している」に○をつけた町内会においては、集団回収を実施している頻度はどのくらいですか。(N=23)

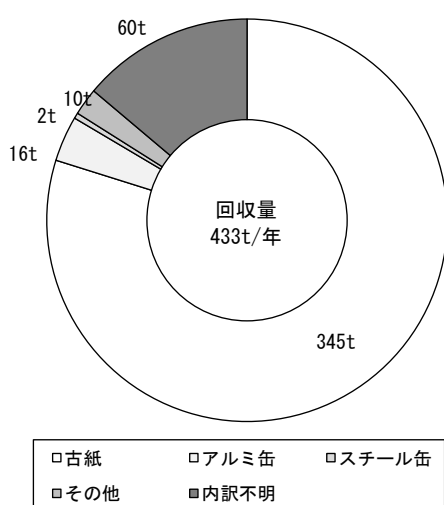


- 集団回収の実施頻度は、「2 週間に 1 回程度」が 48%（11 件）と最も多く、「1 ヶ月に 1 回程度」が約 30%（7 件）であった。

問5-2 問5で「1.実施している」に○をつけた町内会において、集団回収により回収している品目を教えてください。また、把握されている場合は品目毎の回収量を教えてください。(N=23(複数回答))

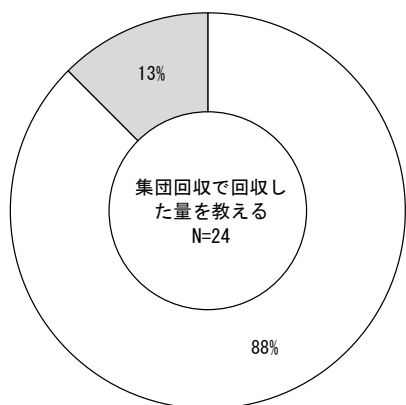


- 集団回収により回収している品目は、「古紙」が21件、「アルミ缶」が20件、「スチール缶」が7件、「布類」1件であった。
- その内、回収量を把握している町内会は「古紙」が16件、「アルミ缶」が15件、「スチール缶」が3件であった。約70%の町内会で集団回収量が把握されていた。
- その他の品目としては、「ペットボトル」、「牛乳パック」が挙げられた。



- 回収品目別の回収量は、「古紙」345t、「アルミ缶」が16t、「スチール缶」が2t、「その他」が10t、内訳不明が60tであった。
- 現在、把握されている回収量の合計は433t/年であった。
- 回収量を把握していない町内会が約30%存在していることから、府中町全体の集団回収量は563t(433t×1.3)と推測される。

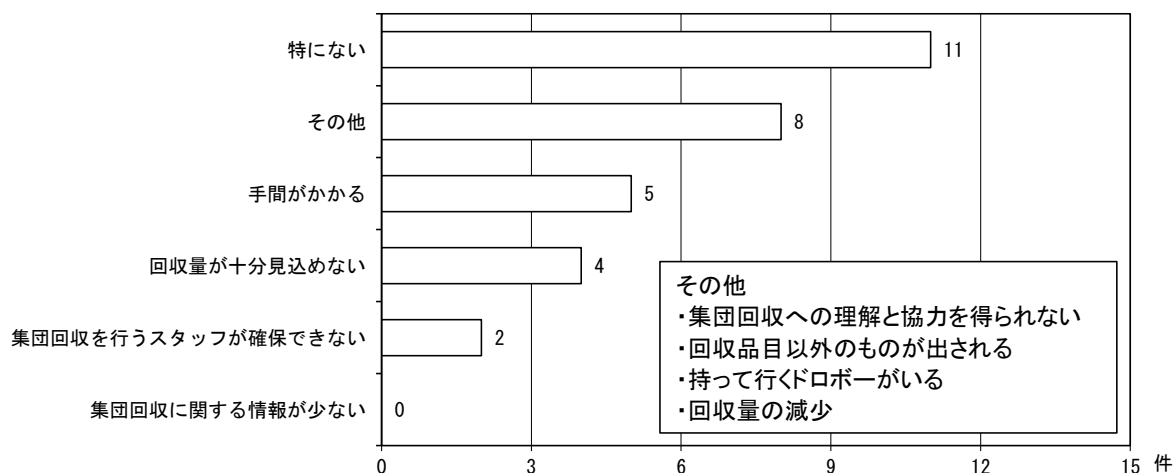
問5-3 問5で「1. 実施している」、「2. 今後、実施する予定である」に○をつけた町内会において、リサイクル状況を把握するため集団回収で回収された量を、町に教えていただくことは可能でしょうか。(N=24)



□回収量を教えることは可能である
□教えることは難しい
□未回答

- 集団回収の回収した量を教えることは可能である町内会は、約 88% (21 件) であった。
- 今回の調査では、教えることは難しいといった回答は得られなかった。

問5-4 問5で「1. 実施している」に○をつけた町内会において、集団回収を行う際に困っていることを教えて下さい。(N=23 (複数回答))



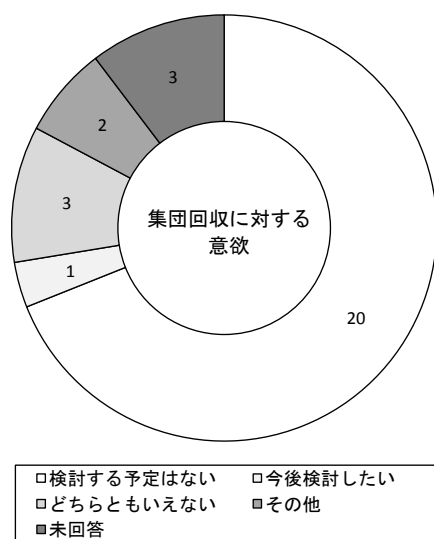
その他
・集団回収への理解と協力を得られない
・回収品目以外のものが出される
・持って行くドロボーがいる
・回収量の減少

- 集団回収を行う際に困っていることは、「特になし」といった回答が 11 件と最も多く、「手間がかかる」が 5 件、「回収量が十分見込めない」が 4 件、「スタッフが確保できない」が 2 件であった。
- その他として、「集団回収への理解と協力が得られない」、「回収品目以外のものが出される」、「持って行くドロボーがいる」といった回答が得られた。

問5-5 問5で「3.以前、実施していたがやめた」に○をつけた町内会において、集団回収をやめた理由を教えてください。(N=1)

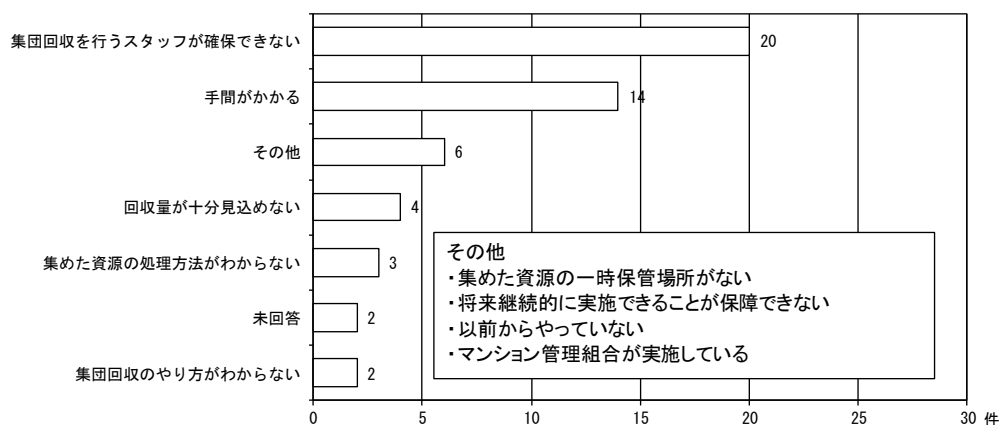
➤ 集団回収をやめた理由としては、「手間がかかる」という回答が得られた。

問5-6 問5で「4.実施していない」に○をつけた町内会において、集団回収に対する意欲を教えてください。(N=29)



- 集団回収への意欲は、「今後、検討する予定はない」という町内会が 20 件と最も多く、「今後、検討したい」という町内会は 1 件のみとなった。
- 「その他」の回答としては、「高齢であるため実施することは難しい」といった回答が得られた。

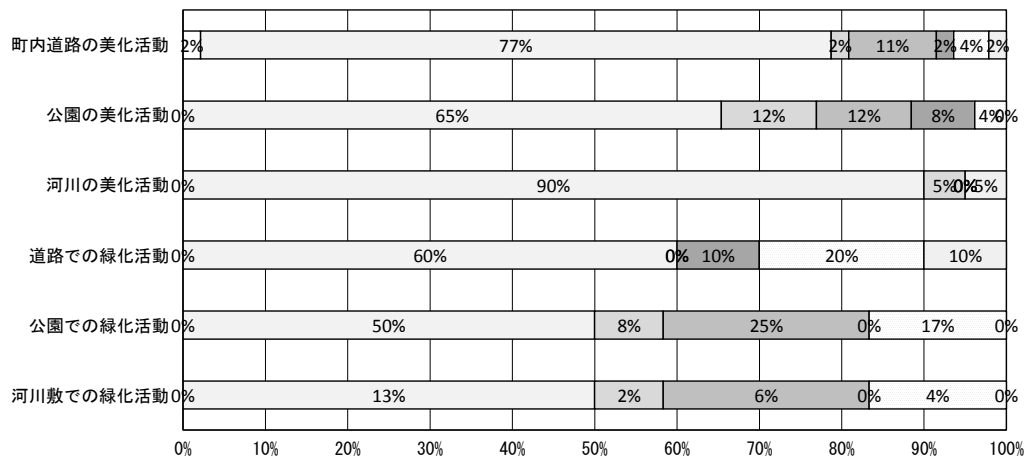
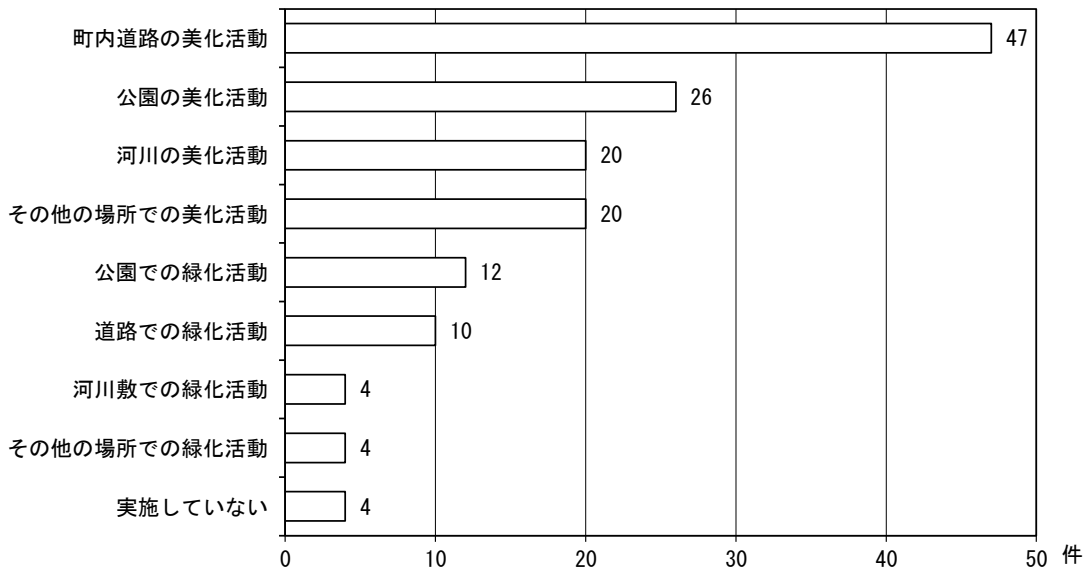
問5-7 問5で「4.実施していない」に○をつけた町内会において、集団回収を実施していない理由を教えてください。(N=29 (複数回答))



- 集団回収を実施しない理由としては、「集団回収を行うスタッフが確保できない」が20件と最も多く、「手間がかかる」が14件、「回収量が十分見込めない」が4件となった。
- また、「集めた資源の処理方法がわからない」、「集団回収のやり方がわからない」といった情報が不足している一面も見られた。
- 「その他」の回答としては、「集めた資源の一時保管場所がない」といった回答が得られた。

●その他環境活動について

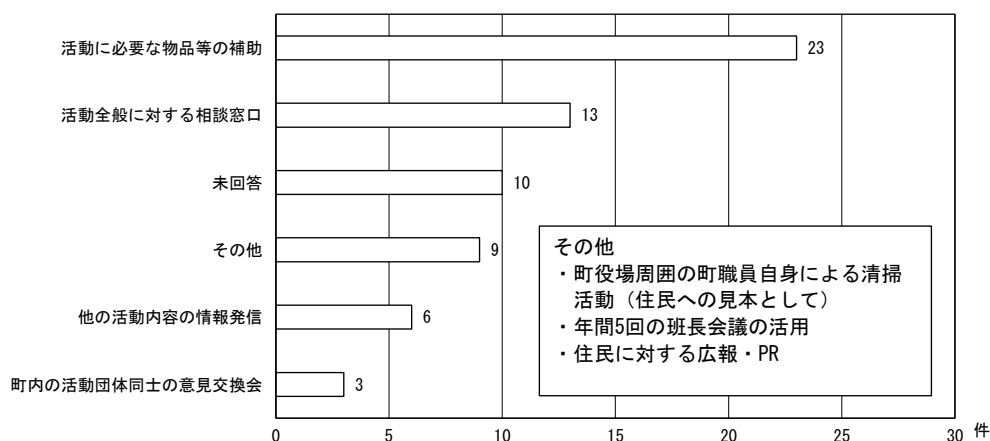
問6-1 集団回収以外に、貴町内会で取り組まれている環境活動について教えてください。(N=57(複数回答))



□毎日実施 □年に1~4回 □年に5~9回 □年に10~20回 □年に20回以上 □その他 □未回答

- 集団回収以外の環境活動としては、「町内道路の美化活動」が47件と最も多く、「公園の美化活動」が26件、「河川の美化活動」が20件、「その他の場所での美化活動」が20件となり、緑化活動よりも美化活動への取り組みが多く行われていた。
- 「実施していない」町内会は4件であった。
- 実施頻度としては、いずれの活動も「年に1~4回」といった回答が多かった。

問6-2 問6-1で「実施している」に○をつけた町内会において、で実施している環境活動を、今後、継続して活動し発展させていくために、府中町のどのような支援が必要か教えてください（N=53（複数回答））

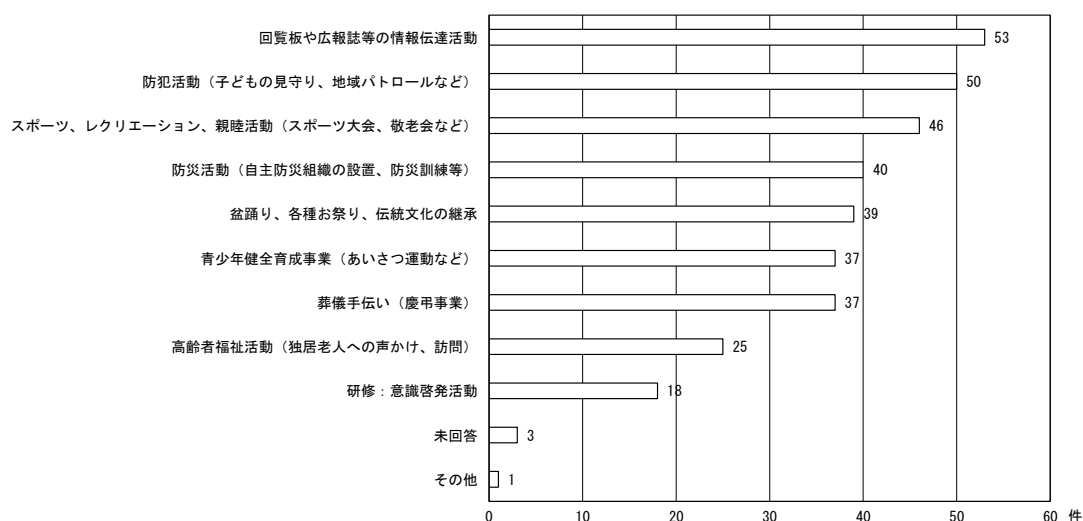


- 府中町への要望としては、「活動に必要な物品等の補助」が23件と最も多く、「活動全般に対する相談窓口」が13件、「他の活動内容の情報発信」が6件、「町内の活動団体同士の意見交換会」が3件であった。
- 「その他」としては、「町役場周囲の町職員自身による清掃活動（住民への見本として）」、「年間5回の班長会議の活用」、「住民に対する広報・PR」が挙げられた。

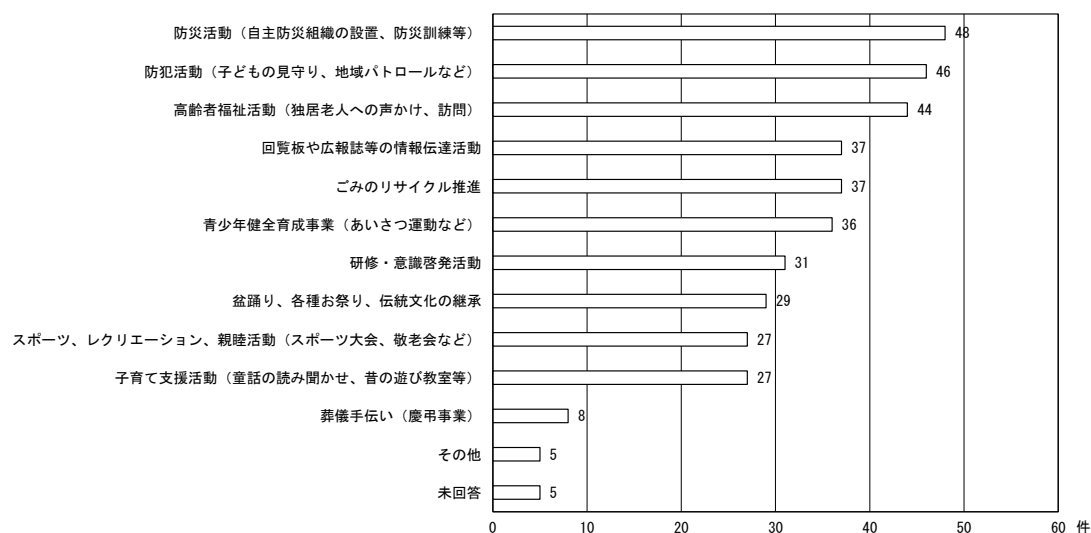
●その他の活動について

問7 環境活動以外に、町内会で取り組まれている活動・事業について教えてください。(N=57(複数回答))

- 環境活動以外の取り組みについては、「回覧板や広報誌等の情報伝達活動」が53件と最も多く、「防犯活動」が50件、「スポーツ、レクリエーション、親睦活動」が46件であった。



問8 活動や事業のうち、官民が連携して取り組むべき事項は何があるか教えてください。(N=57(複数回答))



- 官民が連携すべき取り組み事項については、「防犯活動」が48件と最も多く、「高齢者福祉活動」が46件、「情報伝達活動」が44件、「ごみのリサイクルの推進」が37件であった。

5.7 事業者アンケート調査結果

調査目的

これまでの府中町のまちづくりに関する満足度や、今後、重視すべき取り組みについて、府中町で事業活動を行っている事業者の意識や意向を把握し、第4次総合計画などのまちづくりの関連する計画の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

調査内容

事業者アンケートの調査内容は以下に示すとおりです。

調査方法

- | | |
|----------|---------------------------|
| ■調査対象者 | ：町内で事業活動を行っている事業所 |
| ■抽出方法 | ：無作為 |
| ■配布・回収方法 | ：郵送配布・郵送回収 |
| ■調査期間 | ：平成26年8月11日（金）～8月25日（月） |
| ■追加調査期間 | ：平成26年10月14日（火）～10月31日（金） |

アンケート回収率

- | |
|------------|
| ■配布数：350 票 |
| ■回収数：103 票 |
| ■回収率：29.4% |

調査項目

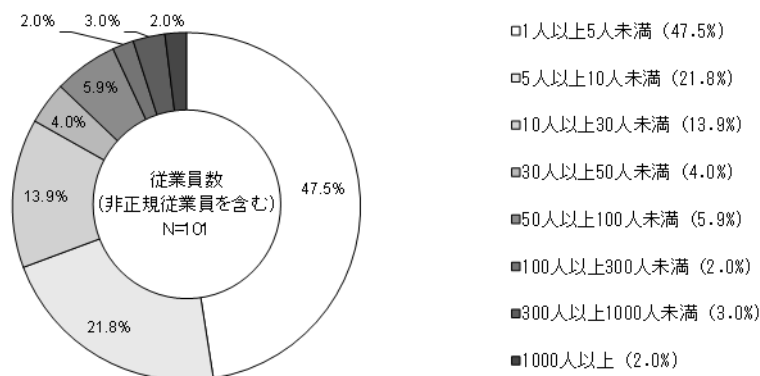
- | |
|---------------------------------|
| ■府中町における事業活動について |
| ■府中町への環境への取り組みについて |
| ■事業所におけるごみの処理・リサイクルについて など |

調査結果

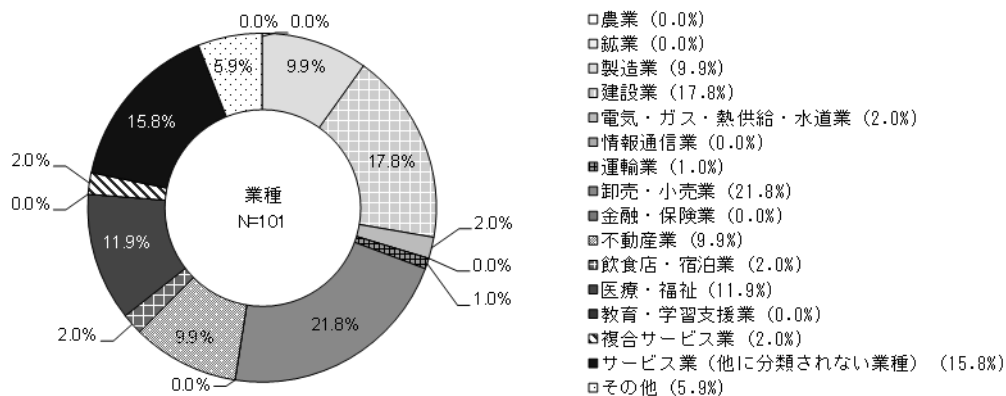
●府中町における事業活動について

問1 貴事業所についてお尋ねします。

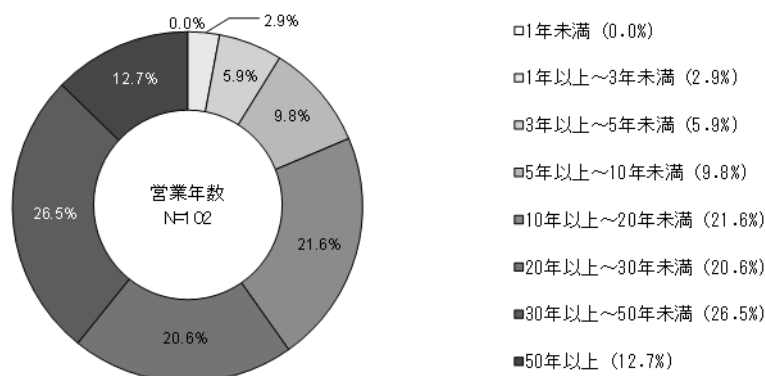
①非正規従業員数を含んだ従業員数について(N=101)



②業種について(N=101)

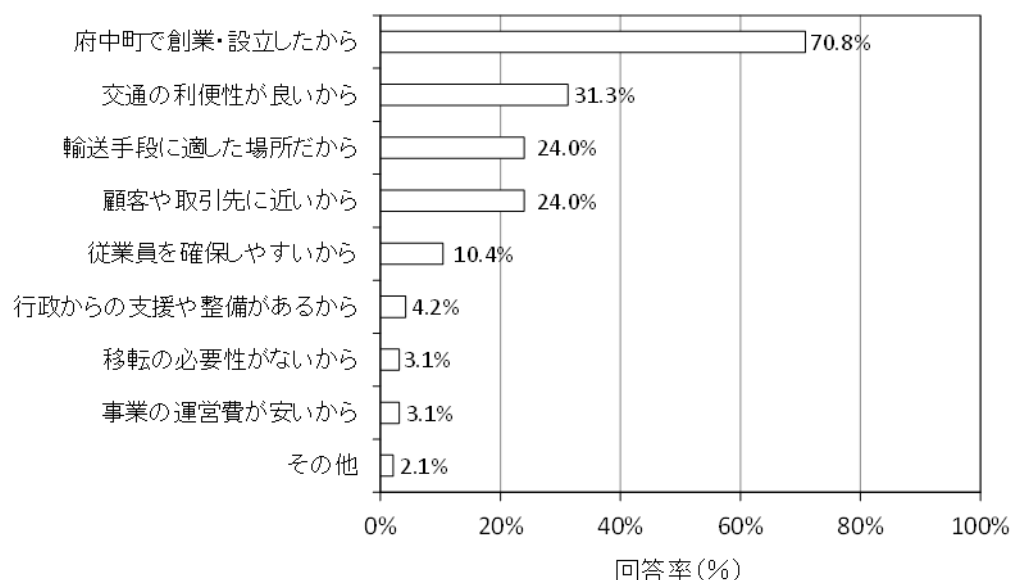


③営業年数(N=102)



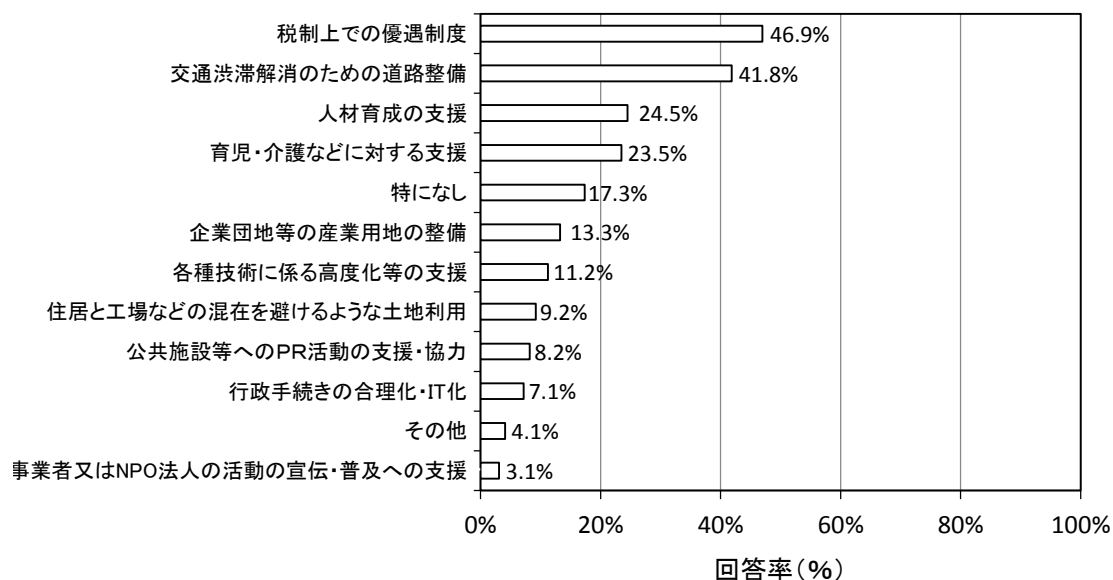
➤ アンケートに回答した事業所の 47.5%は従業員数が 1～5 人、21.8%は 5～10 人であり、事業種別は卸売・小売業が 21.8%、営業年数が 30～50 年が多い。

問2 府中町で事業活動を行う理由について (N=96 複数回答 (3つまで))



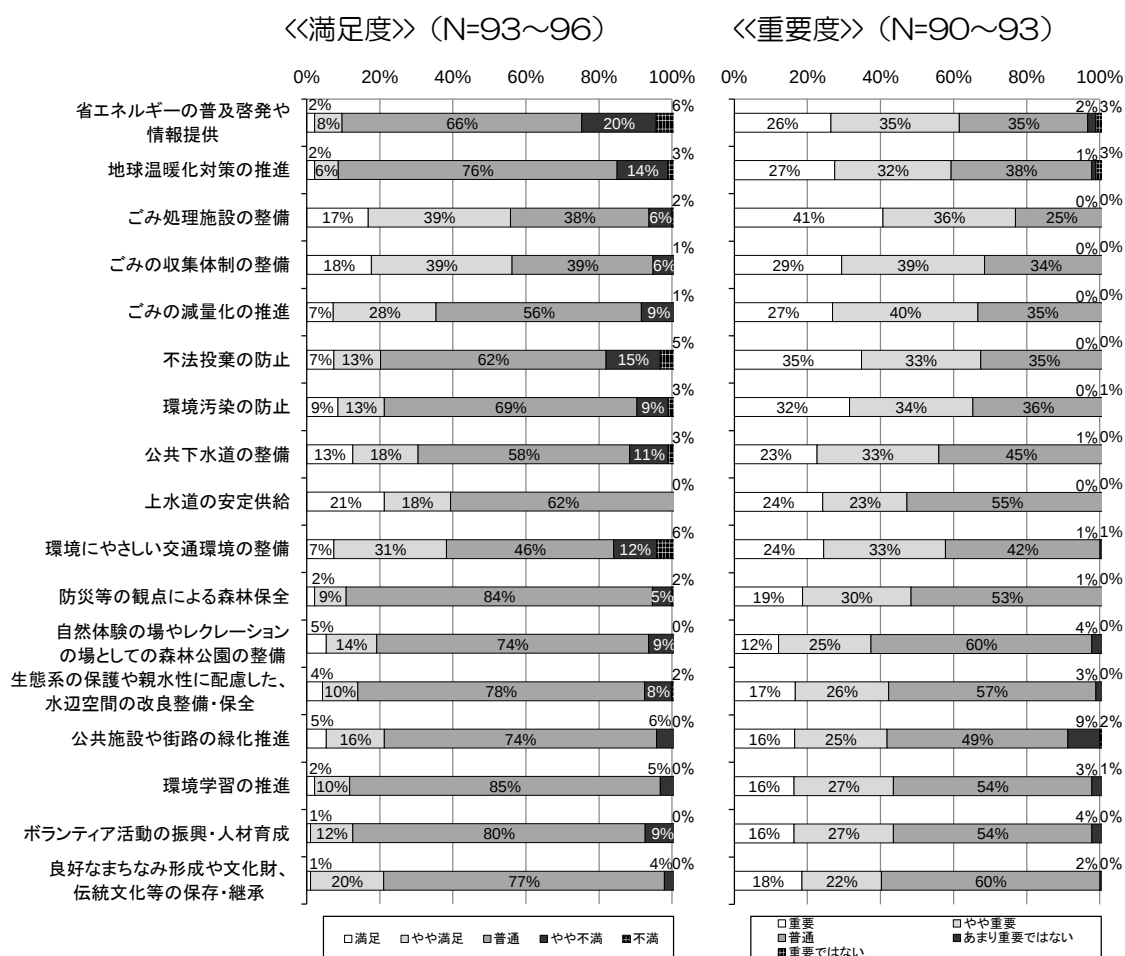
➤ 「府中町で創業・設立したから」という理由が 70.8%と多い。

問3 事業活動を拡大・成長していくために重要と思われる町の施策について (N=98 複数回答 (3つまで))



➤ 「税制上での優遇制度」が 46.9%と多く、次いで「交通渋滞解消のための道路整備」が 41.8%となった。

問 4 府中町の環境への取り組みに対する、これまでの満足度とこれからの重要度について

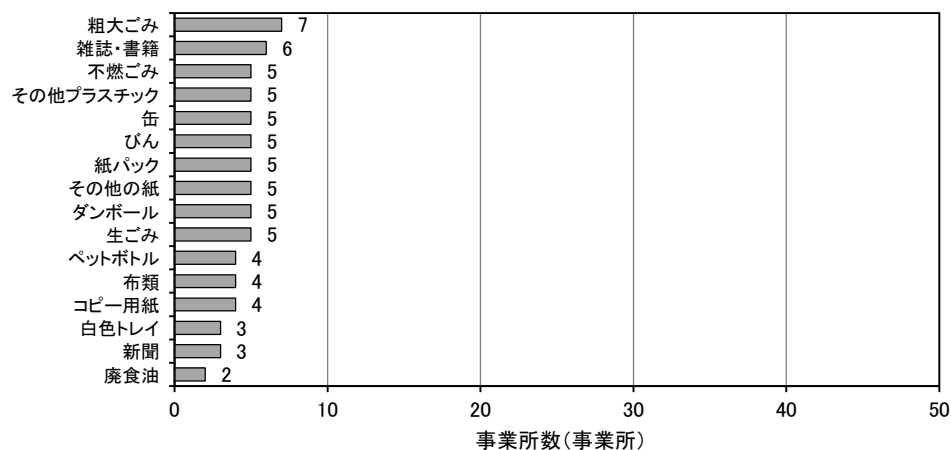


- これまでの取り組みに対する満足度は「ごみ関連」「上下水道」「環境にやさしい交通環境」について“やや満足”以上の回答が多かったのに対し、「省エネルギー」「地球温暖化」「森林保全」「環境学習」「ボランティア活動」などが“やや満足”以上の回答が少ない結果となった。なお、「省エネルギー」「地球温暖化」「不法投棄」で“やや不満”以下の回答が多い結果となった。
- これからの取り組みに対する重要度は「ごみ」「省エネルギー」「地球温暖化対策」「森林保全」などについて“やや重要”以上の回答が多く、その以外の取り組みについては約40%以上が“やや重要”以上となった。
- 「ごみ」に関連する取り組みへの満足度と重要度が高く、「省エネルギー」「地球温暖化」は満足度が低く、重要度の高い取り組みとなった。また、「不法投棄」については、これまでの取り組みに対する不満がある程度あり、今後の取り組みとして重要度が高い取り組みとなった。

●事業所におけるごみの処理・リサイクルについて

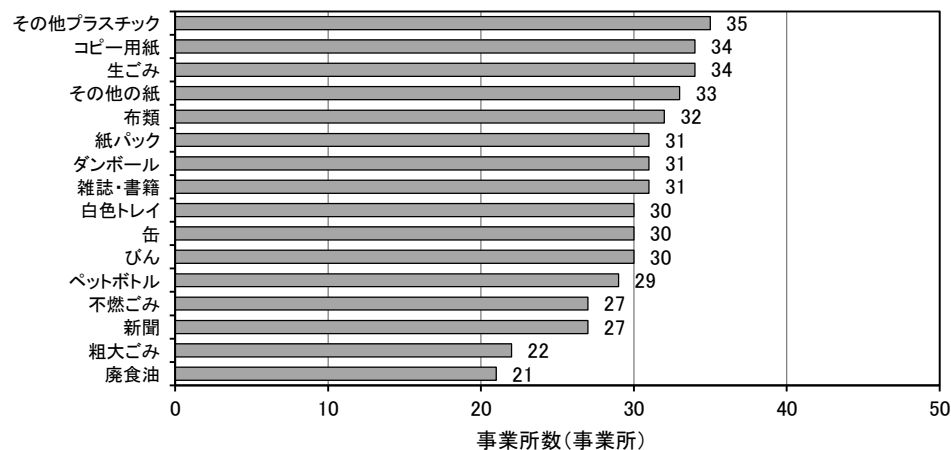
問5 事業活動に伴って発生するごみの処理方法について

①府中町環境センターや安芸クリーンセンターに搬入



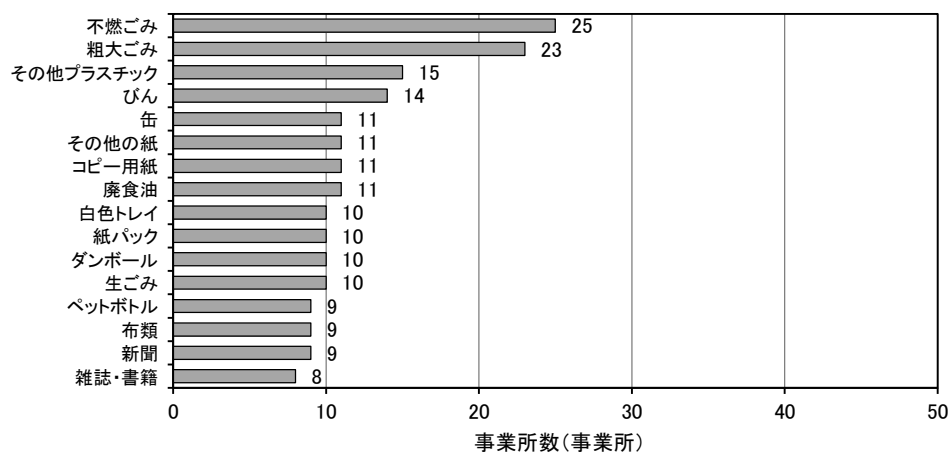
- ごみの処理方法として「府中町環境センターや安芸クリーンセンターに搬入」する事業者は、あまり多くない結果となった。
- 府中町環境センターや安芸クリーンセンターに搬入される品目としては「粗大ごみ」、次いで「雑誌・書籍」が多い結果になった。

②業者に手数料を払って一般廃棄物として処理



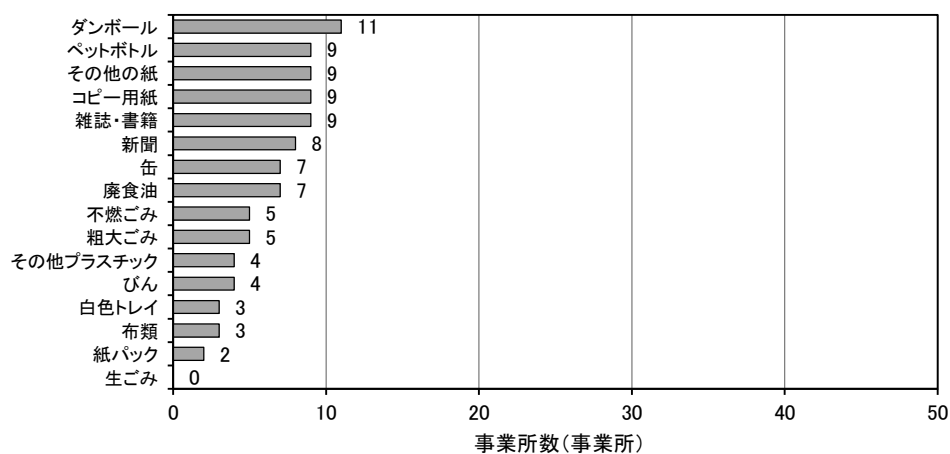
- ごみの処理方法として「業者に手数料を払って一般廃棄物として処理」する事業者は、多く存在する結果となった。
- 業者に手数料を払って一般廃棄物として処理される品目としては「粗大ごみ」、「廃食油」が少ない結果となった。

③業者に手数料を払って、産業廃棄物として処理



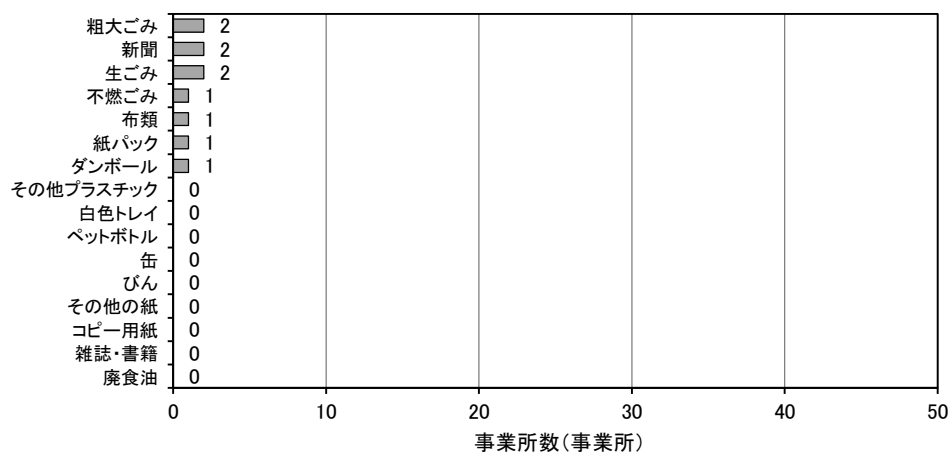
- ごみの処理方法として「業者に手数料を払って産業廃棄物として処理」する事業者は、一般廃棄物と同様に多く存在する結果となった。
- 業者に手数料を払って産業廃棄物として処理される品目としては「不燃ごみ」、「粗大ごみ」が多い結果となった。

④業者に売却または無料で引き渡し



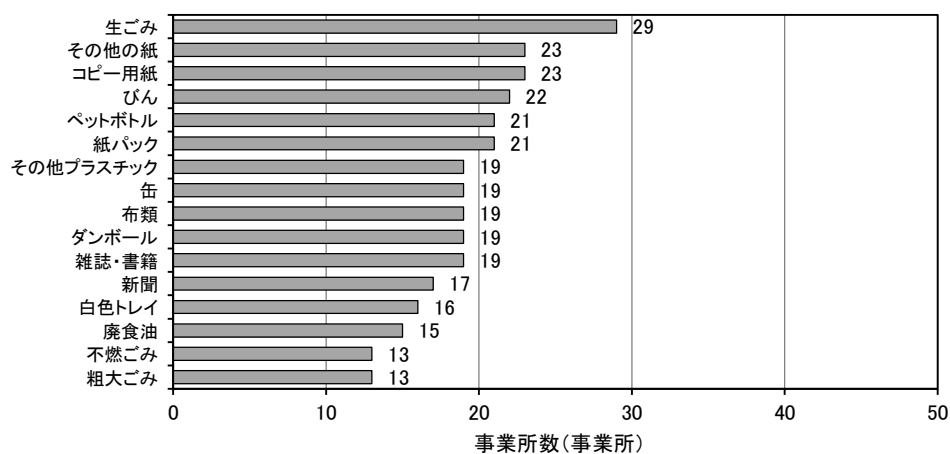
- ごみの処理方法として「業者に売却または無料で引き渡し」する事業者は、あまり見られない結果となった。
- 業者に売却または無料で引き渡し処理する品目としては「ダンボール」等の紙類や「ペットボトル」が多く見られる結果となった。

⑤自社で処理・堆肥化



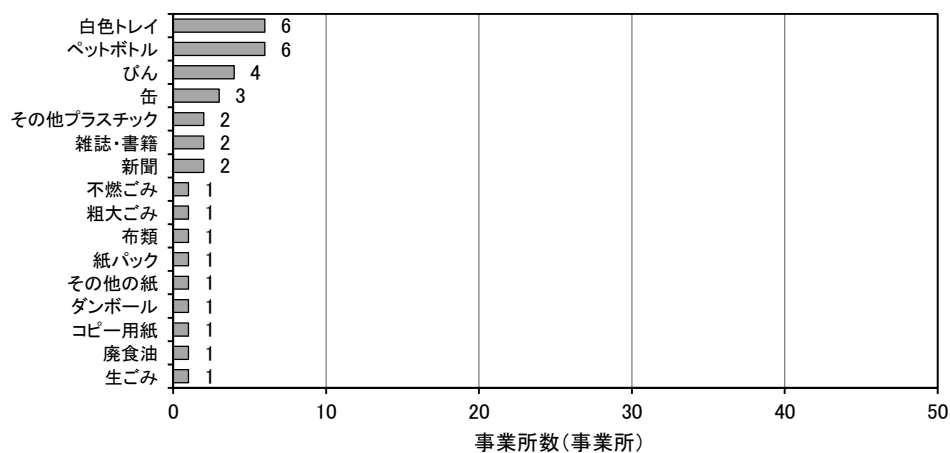
- ごみの処理方法として「自社で処理・堆肥化」する事業者は、ほとんど見られない結果となった。
- 自社で処理・堆肥化する品目としては「粗大ごみ」、「新聞」、「生ごみ」が挙げられる。

⑥家庭ごみ集積所を利用



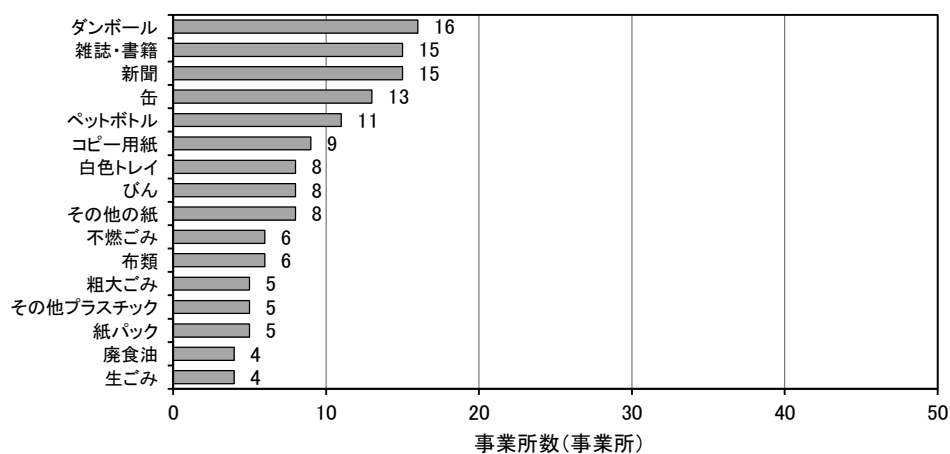
- ごみの処理方法として「家庭ごみ集積所を利用」する事業者は、多く存在する結果となった。
- 家庭ごみ集積所を利用する品目としては「生ごみ」が多く見られ、「生ごみ」は適正な排出がなされていない現状が確認された。

⑦小売店での店頭回収を利用



- ごみの処理方法として「小売店での店頭回収を利用」する事業者は、あまり見られない結果となった。
- 小売店での店頭回収を利用する品目としては「白色トレイ」、「ペットボトル」が挙げられる。

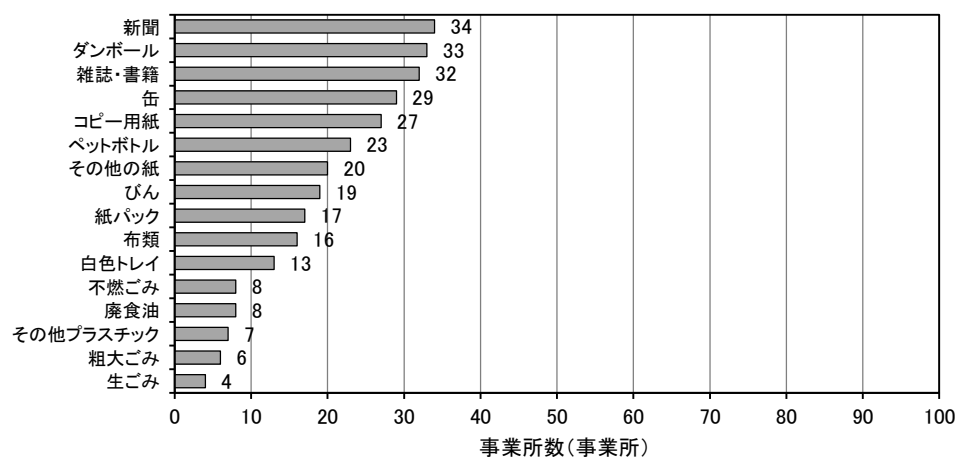
⑧地域の集団回収を利用



- ごみの処理方法として「地域の集団回収を利用」する事業者は、比較的多く存在する結果となった。
- 地域の集団回収を利用する品目としては「ダンボール」等の紙類、「缶」が多く見られる結果となった。

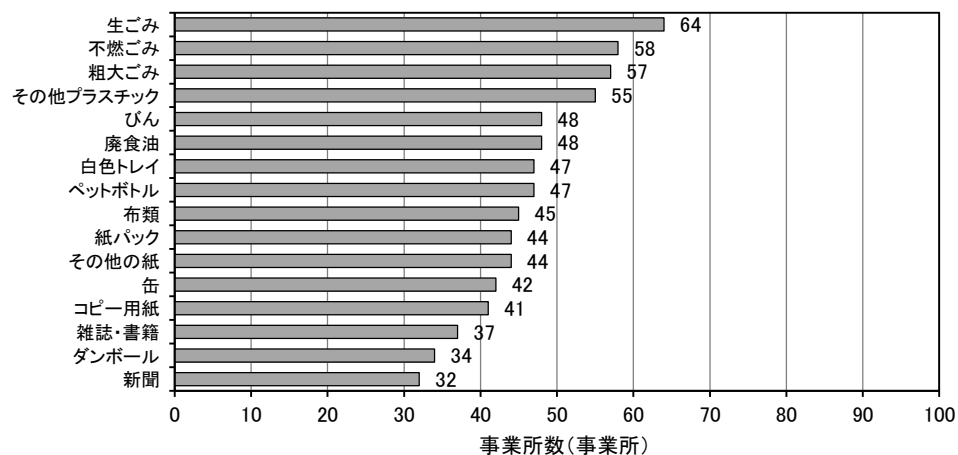
問6 事業活動に伴って発生するごみのリサイクル状況について

①現在リサイクルしている



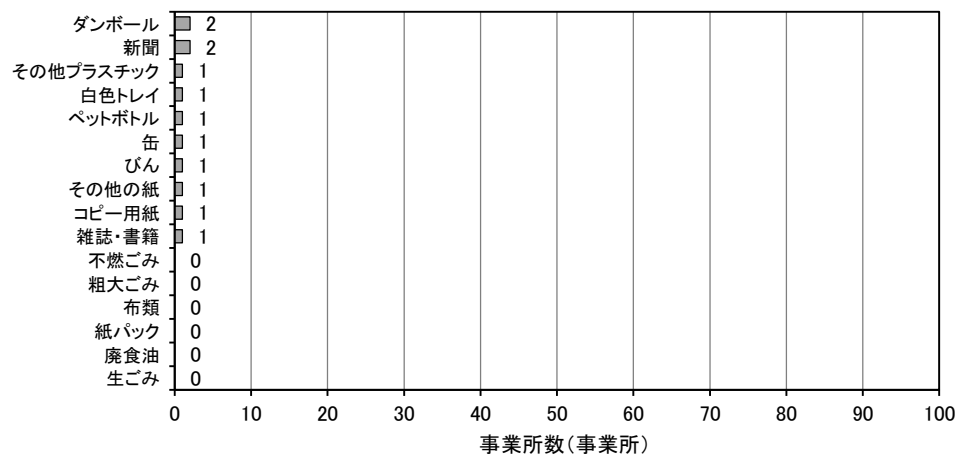
- リサイクルの実施状況として「現在リサイクルしている」事業者は、多く存在する結果となった。
- 現在リサイクルしている品目としては「ダンボール」等の紙類、「缶」が多く見られる結果となった。

②現在、リサイクルする予定はない



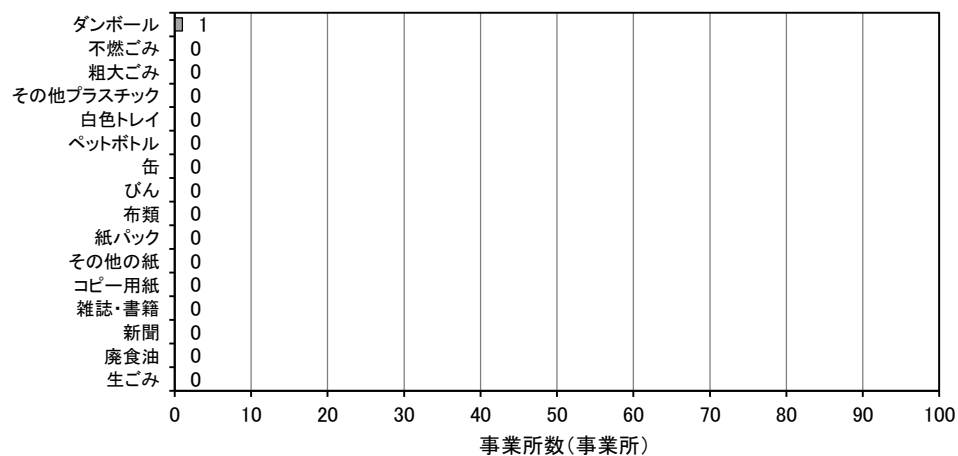
- リサイクルの実施状況として「現在、リサイクルする予定はない」事業者は、多く存在する結果となった。
- 現在、リサイクルする予定はない品目としては「生ごみ」が最も多く、「生ごみ」はリサイクルに取り組みにくい品目であることが確認された。

③以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた



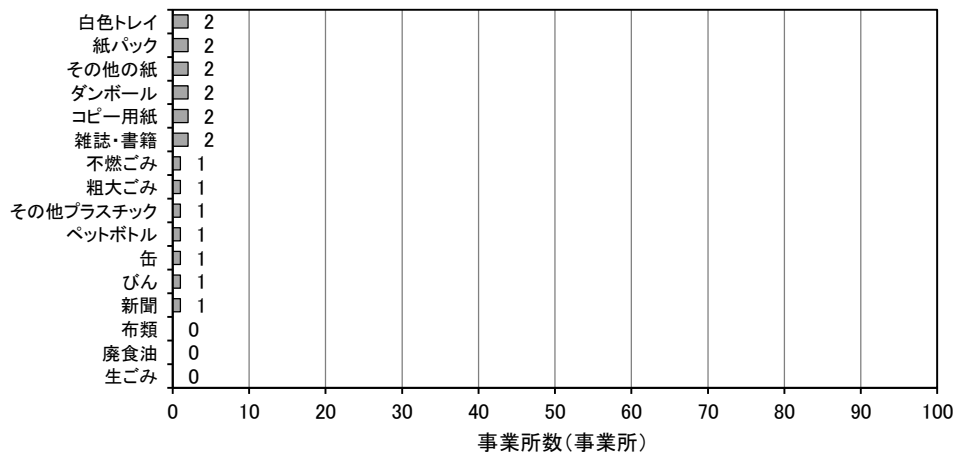
- リサイクルの実施状況として「以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた」事業者は、少ない結果となった。
- 以前、リサイクルしていたがリサイクルをやめた品目としては「ダンボール」等の紙類が挙げられた。

④以前、検討したがリサイクルには至らなかった



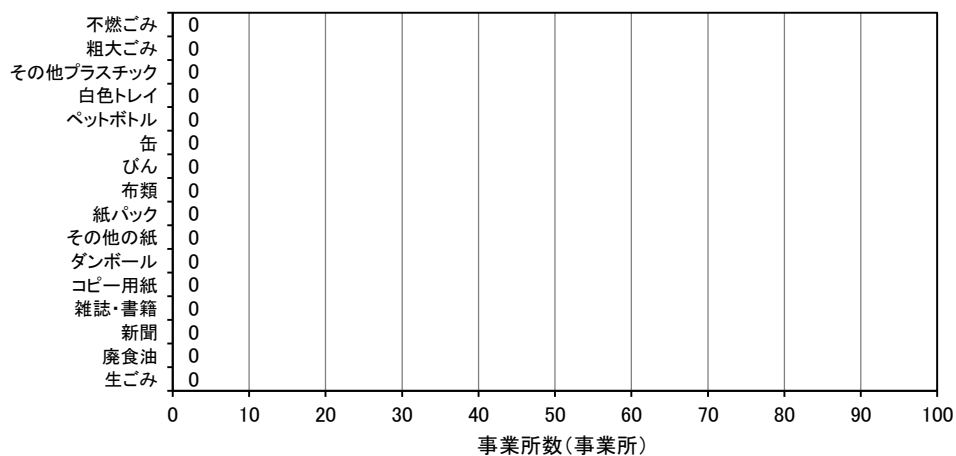
- リサイクルの実施状況として「以前、検討したがリサイクルには至らなかった」事業者は、ほとんど存在しなかった。

⑤今後、リサイクルについて検討したい



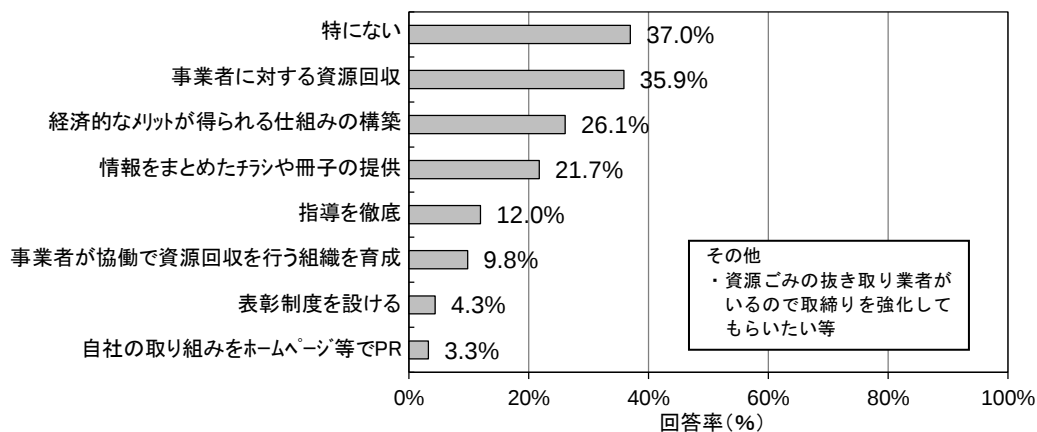
- リサイクルの実施状況として「今後、リサイクルについて検討したい」事業者は、少ない結果となった。
- 今後、リサイクルについて検討したい品目としては「ダンボール」等の紙類、「白色トレイ」が挙げられた。

⑥今後、リサイクルを開始する予定である



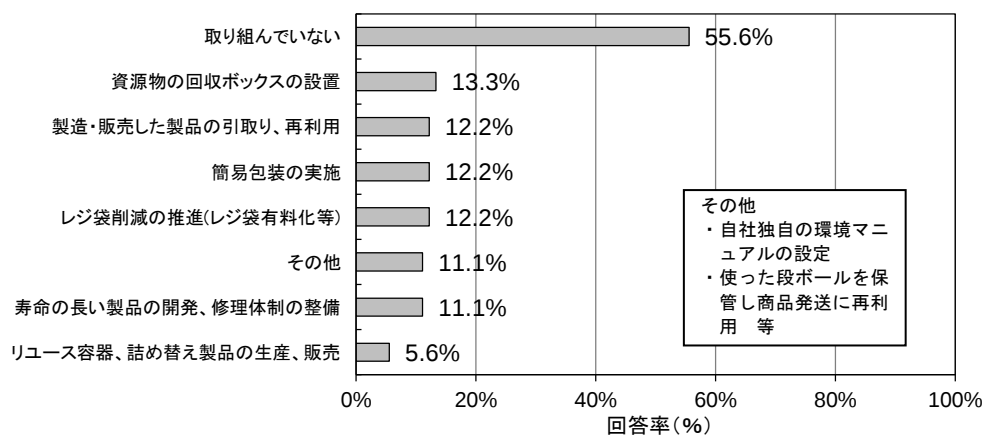
- リサイクルの実施状況として「今後、リサイクルを開始する予定である」事業者は、いない結果となった。

問 7 ごみの減量化やリサイクルの推進にあたって行政に期待する事項について
(N=92 複数回答 (3つまで))



- ごみ減量化やリサイクルを推進するにあたって行政への期待は、「特にない」が 37.0%、次いで「事業者に対する資源回収の実施」が 34.8%、「経済的なメリットが得られる仕組みの構築」が 25.0%となった。

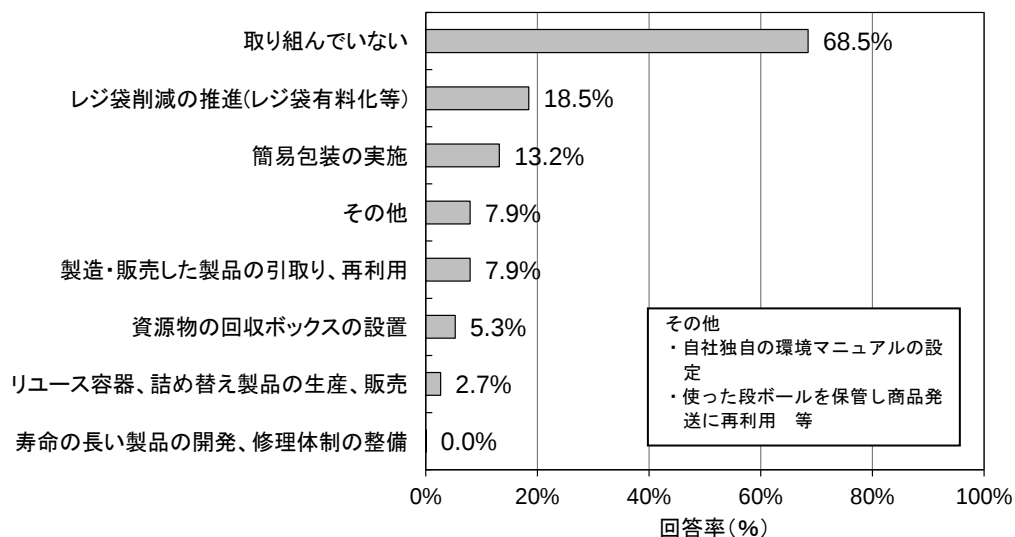
問 8 ごみ減量化やリサイクルの推進に向け、事業所で現在取り組んでいることについて (N=90 複数回答 (3つまで))



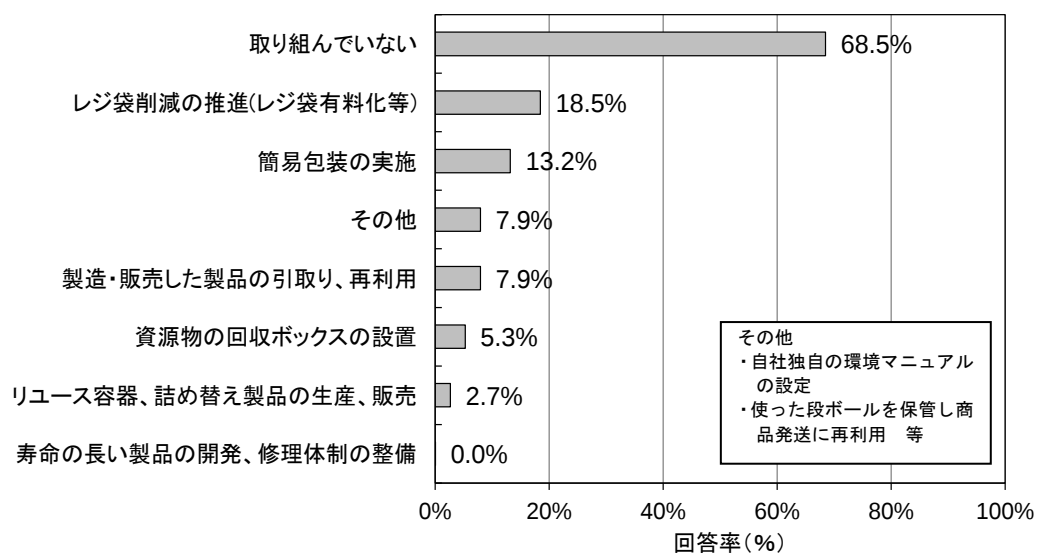
- ごみ減量化やリサイクルを推進に向けた現在の取り組みとして、「取り組んでいない」が 55.6%、次いで、「資源物の回収ボックスの設置」が 13.3%、「簡易包装の実施」「レジ袋削減の推進 (レジ袋有料化等)」が 12.2%となった。

■(クロス集計)事業所の従業員数別のごみ減量化等の推進にむけた取り組み

<<従業員数：1～5人>>

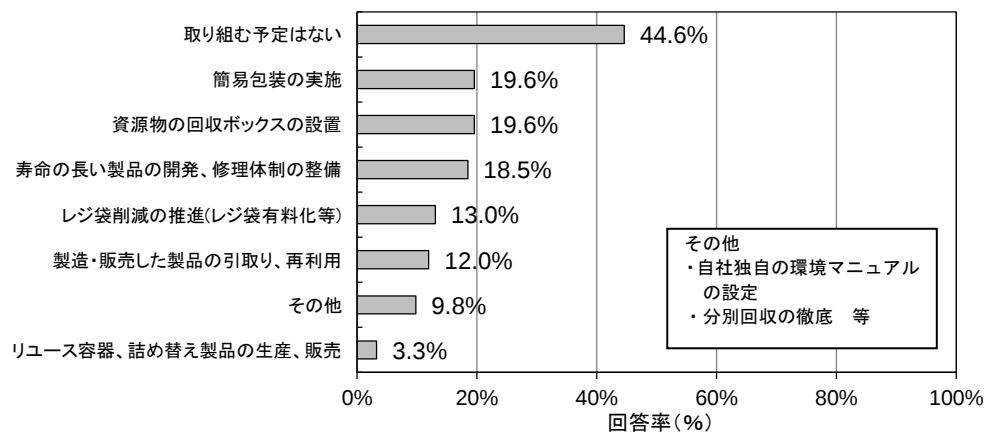


<<従業員数：5人以上>>



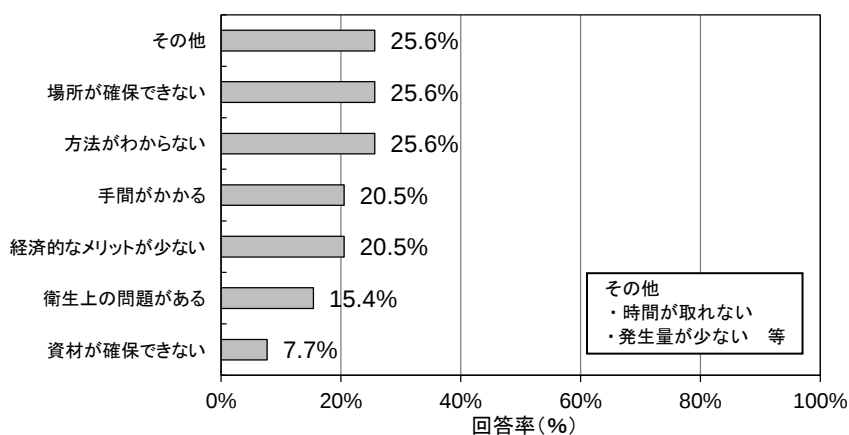
- 従業員数別のごみ減量化・リサイクルに向けての現在の取り組みについて、5人未満の事業所では「取り組んでいない」が68.5%となり、5人以上の事業所の、取り組んでいない割合48.0%よりも高い結果となった。

問 9 ごみ減量化やリサイクルの推進に向け、事業所で今後取り組んでいきたいことについて (N=92 複数回答 (3つまで))



➤ ごみ減量化やリサイクルを推進に向けた現在の取り組みとして、「取り組む予定はない」が44.6%となった。

問 10 ごみの減量化やリサイクルにむけた取り組みについて、今後取り組む予定がないとした理由について (〇は3つまで)

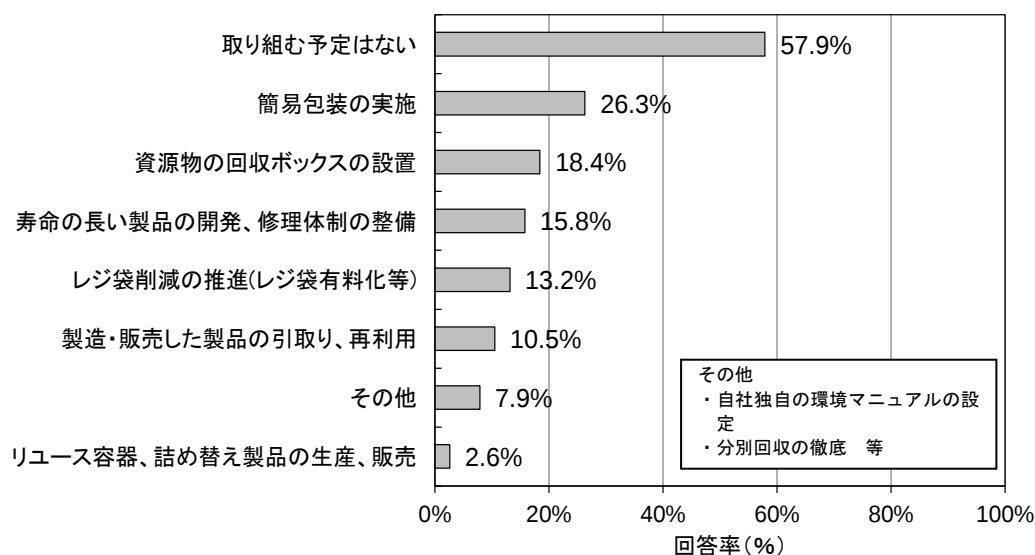


➤ ごみ減量化やリサイクルを推進に向けた今後の取り組みとして、「取り組む予定はない」の理由としては、「方法がわからない」「場所が確保できない」「その他の理由」が25.6%となった。

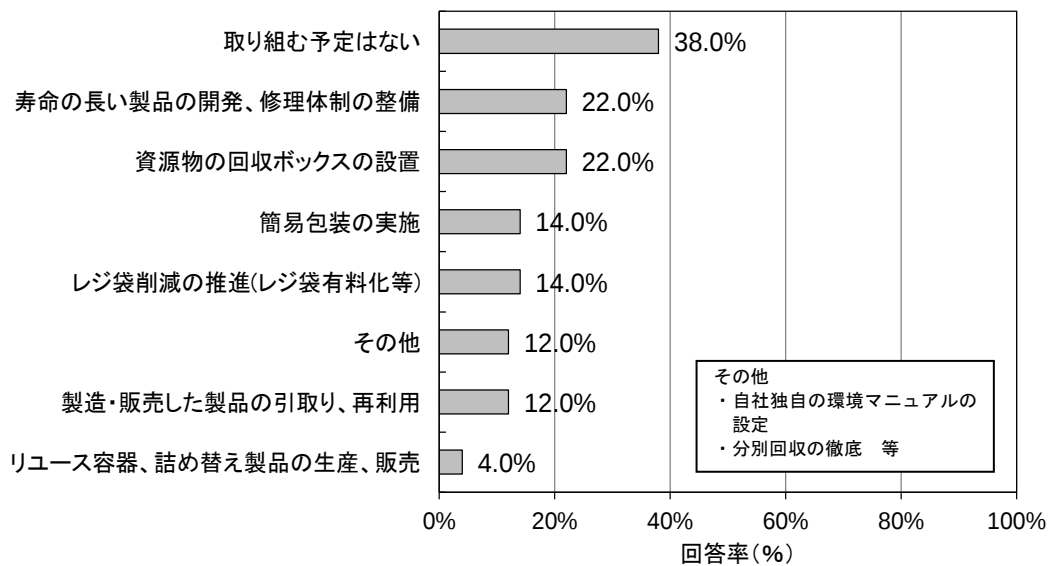
なお、その他の理由として「発生量が少ない」「時間が取れない」等が回答された。

■(クロス集計)事業所の従業員数別のごみ減量化等の推進にむけた今後の取り組み

<<従業員数：1～5人>>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

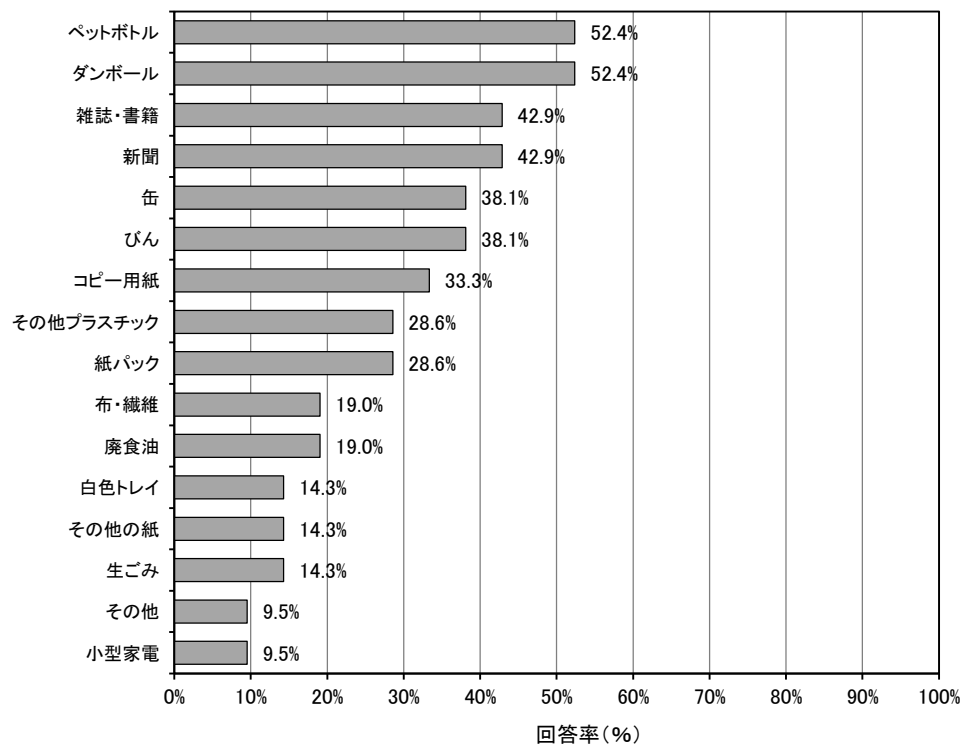


<<従業員数：5人以上>>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・



- 従業員数別のごみ減量化・リサイクルに向けての現在の取り組みについて、5人未満の事業所では「取り組む予定はない」が57.9%となり、5人以上の事業所の、取り組んでいない割合38.0%よりも高い結果となった。

問 11 ごみの減量化やリサイクルにむけた取り組みについて、「資源物の回収ボックスの設置」と回答した事業者に対する店頭での資源回収品目について
(N=21 複数回答)



- 「資源物の回収ボックス」を用いて回収したい品目としては、「ペットボトル」「ダンボール」が52.4%、次いで、「雑誌・書籍」「新聞」が42.9%、「缶」「びん」が38.1%となった。

5.8 用語説明

<あ行>

ORDF(あーるでいーえふ)

ごみ固形燃料(Reruse Derived Fuel)の略。生ごみやプラスチックごみを固形燃料にしたものを示します。

○委託収集(いたくしゅうしゅう)

町内から発生する家庭系ごみを、町が民間事業者(収集運搬の許可業者)に委託して収集することです。

○一般廃棄物(いっばんはいきぶつ)

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物は「ごみ」と「し尿」に分類されます。

また、「ごみ」は一般家庭の日常生活に伴って生ずる「家庭系ごみ」と、商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生ずる「事業系ごみ」に分類されます。

○一般廃棄物処理計画(いっばんはいきぶつしゅりけいかく)

廃棄物処理法第六条一項で規定される、市町村が定めなければならない当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画です。

一般廃棄物の、①発生量及び処理量の見込み、②排出抑制の方策、③種類及び分別区分、④適正処理の方法及び実施者、⑤処理施設の整備、⑥その他関連する事項について定めています。

一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める「基本計画」と、基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める「実施計画」があります。

○インセンティブ(いんせんていぶ)

意欲向上や目標達成のための刺激策を示します。例えば、ごみの減量化には「ごみの有料化」といった経済的なインセンティブが有効であるとされます。

<か行>

○家庭系ごみ(かていけいごみ)

一般廃棄物のうち、家庭生活の中から発生する廃棄物のことをいいます。

当町における家庭系ごみは、普通ごみ、有価物(新聞・雑誌、ダンボール、ビン・缶、衣類)、ペットボトル、紙パック、白色トレイ、埋立ごみ、大型ごみ、有害ごみ、家電4品目の9区分12品目を示します。

○家電リサイクル法(かでんりさいくるほう)

正式名称は「特定家庭用機器再商品化法」で、洗濯機・衣類乾燥機・冷蔵庫・エアコン・テレビをリサイクルするために消費者・家電小売店・家電メーカー等のそれぞれの果たす役割を規定した法律です。

○環境基本法(かんきょうきほんほう)

環境保全についての基本理念を定め、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにすると共に、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めた法律です。

○感染性一般廃棄物(かんせんせい いっばんはいきぶつ)

一般廃棄物のうち、主に病院等から発生する感染性のある廃棄物を意味します。

○許可収集(きょかしゅうしゅう)

町内から発生する一般廃棄物について、町から許可を得た民間事業者がごみを収集

運搬することです。

○建設リサイクル法(けんせつりさいいくほう)

正式名称は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」で、建設工事に伴って発生する土砂・コンクリート塊・アスファルト・建設発生木材等の建設廃棄物についての資源化を義務付けた法律です。

○ごみ処理基本計画(ごみしゅりきほんけいかく)

一般廃棄物処理基本計画のうち、ごみ処理に関する事項について定めた計画です。

○ごみ総排出量(ごみそうはいしゅつりょう)

町が分別収集を行ったごみ及び処理施設に直接持ち込まれたごみ(排出量)と、集団回収で集められた資源の総量をいいます。

<さ行>

○災害廃棄物(さいがいはいきぶつ)

地震や洪水などの災害によって、倒れたり焼けたりした建物の解体撤去に伴い発生する廃棄物のことです。がれき類や木くず、コンクリート塊、金属くずの他、家財道具等も含まれます。

○災害廃棄物処理計画(さいがいはいきぶつしゅりけいかく)

災害廃棄物の処理について定めた計画です。

○最終処分(さいしゅうしょぶん)

廃棄されたもののうちリユース(再利用)、リサイクル(再生利用)が出来ないものを最終処分場にて埋め立てて処分することを示します。

○雑がみ(ざつがみ)

当町で有価物として回収されている新聞・雑誌、ダンボール、紙パック以外の包装紙やメモ用紙、お菓子の紙箱などのリサイクルできる紙類を示す。

○産業廃棄物(さんぎょうはいきぶつ)

廃棄物処理法第二条四項で規定される、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど政令で定める20種類の廃棄物を意味します。

○三成分(さんせいぶん)

三成分はごみの中に含まれる水分、灰分、可燃分の割合を示します。水分は乾燥させることでなくなる量、可燃分はごみの中から水分と灰分を除いた量、灰分は可燃分を燃料させた後に残る残渣を指しています。

○事業系ごみ(じぎょうけいごみ)

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物を意味します。

当町における事業系ごみは、普通ごみ、大型ごみを示します。その他のごみについては、事業者の責任で適切に処理・処分されるものとしています。

○資源回収拠点(しげんかいしゅうきょてん)

町の公共施設やスーパーなどに資源の回収ボックスを設置し、古紙や缶などの資源物の回収(拠点回収方式)を行うことを示します。町が実施する行政回収とは異なり、回収日などの規定がなく、いつでも出せる、買い物などのついでに出せるといった特徴があります。

○資源有効利用促進法(しげんゆうこうりようそくしんほう)

正式名称は「資源の有効な利用の促進に関する法律」で、環境への負荷が少ない循環型社会形成をめざし、資源の有効利用や廃棄物の発生を抑えるため、再生資源や再生部品など利用促進を目的に制定された法律です。

○自動車リサイクル法(じどうしゃりさいくるほう)

正式名称は「使用済み自動車の資源化等に関する法律」で、自動車の廃車時における適正処理とリサイクル及び再資源化の推進、環境保全等を目的として制定された法律です。

○集団回収(しゅうだんかいしゅう)

自治会、子ども会、婦人会、PTA、老人会等の地域団体が中心となって古紙などの資源を集め、これを回収業者に引き取ってもらうことにより資源化を推進することです。

○循環型社会(じゅんかんがたしゃかい)

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷の低減が図られた社会を意味します。

○循環型社会形成推進基本法(じゅんかんがたしゃかいけいせいすいしんきほんほう)

循環型社会の形成についての基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項

等を規定した法律です。

製品の製造から排出まで生産者が一定の責任を負う「拡大生産者責任」を一般原則として盛り込み、廃棄物等の①発生抑制(リデュース)、②再使用(リユース)、③再生利用(リサイクル)、④熱回収、⑤適正処分

○焼却残渣(しょうきゃくざんさ)

焼却施設の焼却処理工程で最終的に排出される残渣です。

○焼却施設(しょうきゃくしせつ)

一般廃棄物のうち、燃えるごみを焼却処理する施設のことをいいます。

○食品リサイクル法(しょくひんりさいくるほう)

正式名称は「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」で、食品廃棄物の排出抑制や資源としての有効活用を促進する法律です。

○処理残渣(しりざんさ)

中間処理施設で処理された後に残った残りかすを示します

○生活排水処理基本計画(せいかつはいすいしりきほんけいかく)

一般廃棄物処理基本計画のうち、生活排水に関する事項について定めた計画です。

○総資源化量(そうしげんかりょう)

総資源化量とは、資源化したごみの量を言い、具体的には、金属類、ペットボトル、古紙などを資源化した量、粗大ごみや不燃ごみを処理して資源として回収した量及び焼却残渣のスラグ化などにより再利用した量などを示します。

<た行>

○中間処理(ちゅうかんしゅり)

焼却施設・破砕選別施設・ペットボトルやその他プラスチックの圧縮施設等の廃棄物の減容化・減量化を行う処理のことをいいます。

○低位発熱量(ていはいはつねつりょう)

燃料が燃焼した時に発生するエネルギー(発熱量)を表示する際の条件を示すもので、燃料の燃焼によって生成された水分が奪う熱量を除いたものを示します。焼却施設を設計する際の基準値となります。

○適正処理困難物(てきせいしゅりこんなんぶつ)

市町村が処理する廃棄物のうち、全国的に適正な処理が困難な、環境大臣が指示する品目で、現在、タイヤ・テレビ・冷蔵庫・スプリング入りマットレスの4品目が指定されています。

○特別管理一般廃棄物(とくべつかんりいっぱんはいきぶつ)

一般廃棄物のうち、爆発性・毒性・感染性・その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状有するものとして政令で定めるものをいいます。PCBが使用されている部品、ダイオキシン類が一定以上含まれる灰や処理物、医療系の感染性のある廃棄物を意味します。

<は行>

○廃棄物(はいきぶつ)

ごみ・粗大ごみ・燃えがら・汚泥・ふん尿・廃油・廃酸・廃アルカリ・動物の死体・その他の汚物・不要物であって、固形状または液状のものを意味します。

○排出量(はいしゅつりょう)

町が分別収集を行ったごみ及び処理施設に直接持ち込まれたごみの総量をいいます。

○廃棄物処理法(はいきぶつしゅりほう)

正式名称は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で、廃棄物の排出を抑制し、適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理を行い、生活環境の保全や公衆衛生の向上を目的に制定された法律です。

○ばいじん

ごみの焼却等に伴って発生する排ガス中に含まれる「すす」や「ちり」のことをいいます。

○排出原単位(はいしゅつげんたんい)

家庭系ごみの排出原単位とは1人1日あたりの家庭系ごみの排出量、事業系ごみの排出原単位とは1日あたりの事業系ごみの排出量を意味します。

○PCB(ぴーしーびー)

ポリ塩化ビフェニル(polychlorinated biphenyl)の略で熱に対して安定し、電気絶縁性が高く、対薬品性に優れますが、生体に対する毒性が高い物質です。

○PDCAサイクル(ピーでーしーえーさいくる)

PDCAとは、Plan(計画)、Do(実行)、Check(点検・評価)、Action(見直し)のことで、このサイクルを繰り返しながら行っていくことにより、計画の進行状況を

確認・把握し、課題を解決しながら継続的な改善を図っていく管理手法を示します。

＜な行＞

○熱分解ガス化溶融(ねつぶんかいがすかようゆう)

熱分解ガス化溶融は、焼却炉の1種であり、ガス化炉と溶融炉を組み合わせたものを示します。1,300℃以上の高温で燃焼し、炭を溶融することで資源化が可能なスラグを生成できるといった特徴があります。

＜や行＞

○山元還元(やまもとかんげん)

金属成分が含有している熱分解ガス化溶融後の溶融飛灰から鉱山や製錬所の設備を用いて、金属成分を回収しリサイクルする方法を示します。

○容器包装リサイクル法(ようきほうそうりさいくるほう)

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律」で、家庭から出るごみの6割(容量比)を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。法律で指定する容器包装(ガラス瓶・ペットボトル・紙製容器包装・プラスチック製容器包装)について、消費者、市町村、事業者間の役割分担を規定しています。

＜ら行＞

○リサイクル率(りさいくるりつ)

排出されたごみ総排出量(ごみ排出量及び総資源化量)に対し、リサイクルされたごみ(資源物)の割合のことを示します。資源化率・再生利用率とも表現されます。

○類似団体(るいじだんたい)

類似団体は、都市形態、人口規模、産業構造が類似している市町村で区別されるもので、総務省で公表されている「類似団体別市町村財政指数表」を基に設定しています。